(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全・安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開				
②細項目	①生活習慣病対策など健康づくりの推進 ②高齢者の介護予防 ③感染症の予防対策			③細項目コード	3111 3112 3113
④主担当課	保健福祉部　保健福祉総務課	⑤関係部局	保健福祉部、農林水産部、教育庁		

[現状分析]

⑥指標の分析	◆がん検診受診率、特定健康診査受診率 「特定健康診査・保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、受診率は微増若しくは低下傾向にあり、年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。 ◆介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者の割合 上昇傾向にあり、平成21年度は16．2%と前年度と比べて0．3ポイント上昇したが、目標値の範囲内である。 ◆麻しん予防接種率 総合的には減少傾向にあり、1期(91.5%)、2期(92.9%)に比べて3期は88.8%、4期は81.0%と低い状態である。 ◆結核罹患率 減少傾向にあったが、平成20年度において集団発生があり数値が悪化した。結核は症状が出にくい高齢の患者の割合が高いため、発症に気付いた時には既に感染が広がっている可能性がある。
⑦社会経済情勢等	◆ライフスタイルや健康に対する価値観が多様化(日常活動・運動の不足、朝食欠食・不規則な食生活、夜型生活等)し、それらに伴う生活習慣病の増加や発症の若年化がみられる。 ◆経済、雇用情勢の悪化(過労、オーバーワーク、ストレス社会、うつ病、自殺等) ◆健診制度の変更や介護保険制度、麻しん接種回数の改正など、保健・介護・医療関連制度が変化している。 ◆高齢化の進行とともに、生活機能の低下により、要介護・要支援状態となる可能性のある高齢者の増加が見込まれる。 ◆グローバル化の進展により、世界的に移動の障壁が低くなったことから、新たな感染症等が発生すると、一気に大流行へと発展する危険性が高まってきている。
⑧平成21年度の主な取組み実績・成果	<細項目①> ◆未来(ゆめ)づくり食育事業 食習慣の基礎づくりにあたる次代を担う幼児、児童生徒の望ましい食環境を整備するため、食育計画作成支援研修会や地産地消の体験学習等を行った。 ◆福島県生活習慣病検診等管理指導事業 市町村のがん検診や特定健康診査等の状況を把握するとともに、その結果から今後の課題及び対策等を協議(5つのがん部会及び循環器疾患等部会の計6部会の開催による)し、事業関係者にフィードバックした。 <細項目②> ◆介護予防市町村支援事業 市町村の介護予防関連事業が効果的に実施できるよう、市町村の介護予防事業について評価・分析をし、助言等を行った。 ◆地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 高齢者が、住み慣れた地域において生涯にわたっていきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関による支援体制の整備及びリハビリテーションに関する知識の普及啓発のため研修等を行った。 <細項目③> ◆感染症予防対策事業 感染症患者発生等に対する防疫対策及び検査の実施、感染症患者の受入体制の整備等を行った。また、新型インフルエンザ患者の重症化防止、感染防止のための医療機関の設備整備に対する補助や麻しんの予防接種推進のための調査、広報等を実施した。 ◆結核対策特別促進事業 各保健所において感染症診査協議会を公開で行うなど、専門家の助言を得るとともに結核医療の適正な普及を促した。また、結核患者の確実な治癒に向けた服薬指導のために保健所、医療機関、施設等の連携強化を図った。

⑨平成22年度の主な取組み	<細項目①> ◆（新）「うつくしまから太陽へ」県民健康運動 運動機会や趣味、生きがいを多くの県民に持ってもらい、健康づくりに繋げる運動を展開する。 ◆未来（ゆめ）づくり食育事業 ◆福島県生活習慣病検診等管理指導事業 <細項目②> ◆（一部新）介護予防市町村支援事業（介護予防従事者研修を新規で実施） ◆地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 <細項目③> ◆感染症予防対策事業 ◆結核対策特別促進事業

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	<細項目①> ◆自分の健康は自分で守るというセルフケア意識や、健康を支えるために必要な健康情報（各種検診情報や生活習慣病の予防策）が、県民に十分に浸透していない。 ◆壮年期の男性では、5人に2人がメタボリックシンドローム予備群又は該当者になっており、また、幼児、児童生徒においても体重が全国平均を上回り、肥満傾向も高い状況にあるため、食生活の乱れや運動不足の改善が必要である。 ◆特定健診・保健指導の導入による新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、生活習慣病の早期発見に結びつく、各種がん検診、特定健康診査の受診率や特定保健指導の利用率が伸び悩んでいる。 <細項目②> ◆高齢者の介護予防への意識や関心が低いため、市町村が行う介護予防事業に対する高齢者の参加が十分でない。 <細項目③> ◆結核やHIV、肝炎など、それぞれの感染症に対する知識、予防法及び医療費助成制度等が、正しく十分に周知されていない。 ◆平成20年度より経過措置で麻しん予防接種対象となった3期（中学1年生）と4期（高校3年生）の接種率が1期、2期に比べて低い。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	<細項目①> ◆学校保健・地域保健・職域保健との連携により、健康情報（がん検診や特定健康診査の受診率向上に向けた情報、生活習慣病の予防策等）の提供、運動する習慣や望ましい食習慣を身につける取り組みの展開など、効果的な生活習慣病対策をより一層推進する。 ◆県と医師会、検診機関、市町村、医療保険者等との連携により、検診体制を整備するとともに、検診受診状況や検査結果等の情報集約と分析体制を整備・充実させ、効果的な生活習慣病対策への活用を図る。 <細項目②> ◆介護予防事業の実施主体である市町村に対して、高齢者が参加しやすい事業実施方法や興味を持ちやすい事業、先進的な事例等の情報提供等をするとともに、市町村等との連携を強化し、介護予防の必要性等に関する普及啓発をより一層効果的に行う。 <細項目③> ◆各種広報機会をとらえ、感染症に関する正しい知識や予防法、医療制度等について県民をはじめ、医療従事者に対しても普及啓発を促進する。 ◆麻しん予防接種率の向上のために、個別接種を原則とした接種体制の推進、啓発を図る。また、集団接種の実施も含めた調整など、市町村、医療機関、学校、施設等との連携を図る。

⑫総合計画審議会の意見	◆特定健診等の受診率を上げることも大切であるが、その結果をもとに生活習慣病を減らすことがより重要であり、そのための対策を強化する必要がある。 ◆介護予防事業への高齢者の参加が十分でないことについて、その原因の分析が足りないと思われるので、精査する必要がある。 ◆福祉や保健は、基本的に市町村が実施するのが原則であり、市町村と県の役割分担を踏まえて、県は市町村をどのように支援するのかを検討する必要がある。

⑬上記意見に対する県の対応方針	◆生活習慣病予防には、特定健診やがん検診による早期発見、保健指導のほか、健康的な生活習慣を形成･維持するための情報提供、普及啓発、環境整備も重要であることから、新たに飲食店の禁煙対策や県民全体を対象とする食育の取組みについて検討するとともに、「うつくしまから太陽へ」県民健康運動の充実や、地域の実情に応じた各種健康づくり講習会や出前講座の実施を通し、予防対策の充実を図っていく。 ◆外部の有識者等で構成される介護予防市町村支援委員会においていくつかの原因を指摘されている。その中に事業の実施方法に工夫が必要との指摘があるため、実施プログラム等の検討を行っている。引き続き、介護予防市町村支援委員会等で原因の分析･検討等を行い、高齢者に興味を持ってもらえる、参加しやすい事業の実施について検討し、市町村に情報提供等を行っていく。 ◆福祉や保健分野では、住民に身近なところで施策が展開され、より細やかなサービス提供が求められることから、市町村が中心的な役割を担うが、県は、単一市町村で対応するには非効率な事務や必要な技術的援助、人材育成等の役割を担うことが地域保健法等で示されている。 　この考え方を踏まえながら、各分野で具体的に県はどのような役割を担うべきかを常に意識しながら、的確な市町村支援に努めていく。

(政－様式4の付表)

指標の状況

①施策	安全･安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開		
②細項目	①生活習慣病対策など健康づくりの推進 ②高齢者の介護予防 ③感染症の予防対策	③コード	3111 3112 3113

④指標名	胃がん検診受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	市町村が実施する胃がん検診受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				36.4	43.2	50.0		
実績	28.0	20.1						
達成率								
⑦分　析	･平成20年度より「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、受診率は低下した。年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

胃がん検診受診率

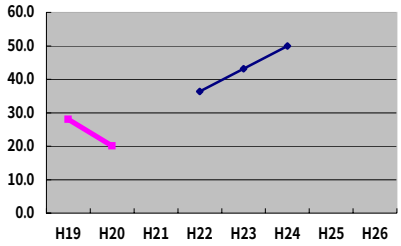

④指標名	子宮がん検診受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	市町村が実施する子宮がん検診受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				37.4	43.7	50.0		
実績	22.4	24.6						
達成率								
⑦分　析	･平成20年度より「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受けたが、個別検診が多いことから受診率は微増となった。年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

子宮がん検診受診率

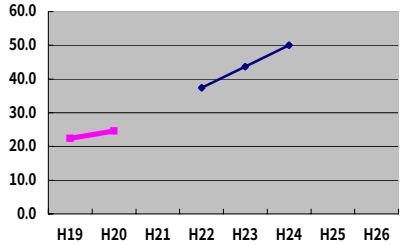

④指標名	肺がん検診受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	市町村が実施する肺がん検診受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				42.0	46.0	50.0		
実績	40.1	33.9						
達成率								
⑦分　析	平成20年度より「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、受診率は低下した。年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

肺がん検診受診率

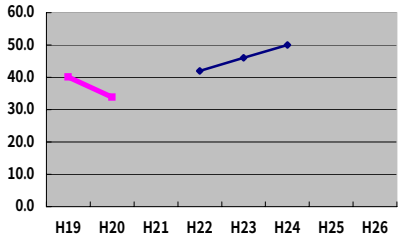

④指標名	乳がん検診受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	市町村が実施する乳がん検診受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				36.0	43.0	50.0		
実績	20.8	21.1						
達成率								
⑦分　析	･平成20年度より「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受けたが、個別検診が多いことから受診率は微増となった。年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

乳がん検診受診率

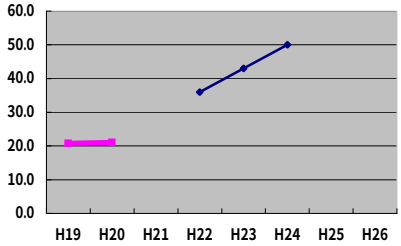

④指標名	大腸がん検診受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	市町村が実施する大腸がん検診受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				36.8	43.4	50.0		
実績	27.7	23.4						
達成率								
⑦分　析	平成20年度より「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、受診率は低下した。年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

大腸がん検診受診率

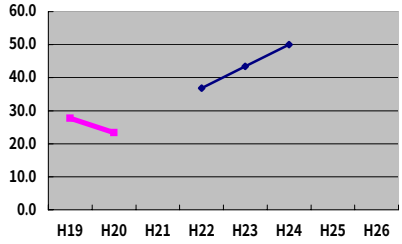

④指標名	特定健康診査受診率　(細項目①)							
⑤指標の説明	県内59国民健康保険及び16医療保険者(協会管掌健保、組合健保、共済組合健保及び国保組合健保)が実施した特定健康診査の受診率							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				54.1	62.05	70.0		
実績		38.2						
達成率								
⑦分　析	・現在の受診率(暫定値)は、全国平均よりは高い傾向にはあるが、年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。							

特定健康診査受診率

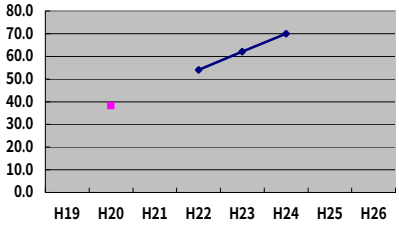

④指標名	介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者の割合　(細項目②)							
⑤指標の説明	第5次福島県高齢者福祉計画・第4次福島県介護保険事業支援計画における介護保険第1号被保険者数に対する要介護(要支援)認定者数の割合							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				16.8	17.2			
実績	15.5	15.9	16.2					
達成率								
⑦分　析	・年齢による身体機能の低下等により一定の割合で支援や介護が必要となる可能性のある高齢者が発生することは避けられず、増加傾向にあるが、目標の範囲内である。							

介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者の割合

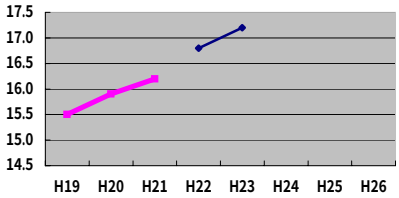

④指標名	麻しん予防接種率　(細項目③)							
⑤指標の説明	予防接種法に基づく対象年齢層における、予防接種を行った者の割合							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				93.0	93.9	95.0		
実績	90.3	89.6						
達成率								
⑦分　析	・総合的には減少傾向にあり、1期(91.5%)、2期(92.9%)に比べて3期は88.8%、4期は81.0%と低い状態である。							

麻しん予防接種率

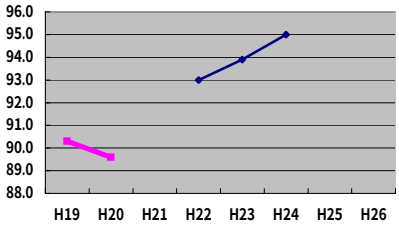

④指標名	結核罹患率　(細項目③)							
⑤指標の説明	人口10万人あたりの新規登録患者数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				11.8	11.0	10.0		
実績	12.3	13.5						
達成率								
⑦分　析	・減少傾向にあったが、平成20年度において集団発生があり数値が悪化した。結核は症状が出にくい高齢の患者の割合が高いため、発症に気付いた時には既に感染が広がっている可能性がある。							

結核罹患率

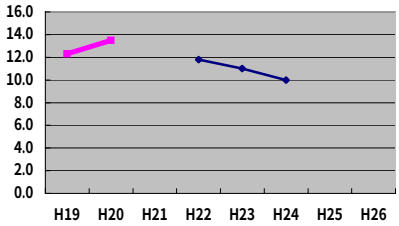

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開				
②細項目	①生活習慣病対策など健康づくりの推進			③細項目コード	3111
④主担当課	保健福祉部　健康増進課	⑤関係部局	保健福祉部、農林水産部、教育庁		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　健康な生活習慣を形成するための情報提供、普及啓発、環境整備を図り、若年期から高齢期に至るまで県民一丸となった取組みを推進します。 ⅱ　運動習慣の定着、望ましい食生活の形成や改善のための食育などを推進します。 ⅲ　喫煙による健康被害の防止のため、公共の場や職場などにおける分煙対策を促進するとともに、禁煙に取り組む人に対する支援を進めます。 ⅳ　がん検診などの受診促進や精度管理の向上のための支援を進めます。 ⅴ　医療保険者による特定健診･保健指導の着実な実践や、市町村と職域が連携した効果的な生活習慣病対策のための取組みを支援します。 ⅵ　健康づくりを推進するための知識と技術を備えた人材の育成を図ります。

【現状分析】

⑦指標の分析	○がん検診受診率、特定健康診査受診率 「特定健康診査･保健指導」が新たに開始されたが、新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、受診率は微増若しくは低下傾向にあり、年度目標値の達成までには、一層の創意工夫が必要であると思われる。
⑧社会経済情勢等	･ライフスタイルや健康に対する価値観が多様化(日常活動･運動の不足、朝食欠食･不規則な食生活、夜型生活等)し、それらに伴う生活習慣病の増加や発症の若年化がみられる。 ･経済、雇用情勢の悪化(過労、オーバーワーク、ストレス社会、うつ病、自殺等) ･医療制度の改正による健診制度の変更や後期高齢者医療制度の見直しの動き ･高齢化の進行
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○未来(ゆめ)づくり食育事業 食習慣の基礎づくりにあたる次代を担う幼児、児童生徒の望ましい食環境を整備するため、食育計画作成支援研修会(491名参加)、地産地消の体験学習(2，439名参加)、安全の体験学習(5，499名参加)、バランスのとれた食生活定着のための食育教材の開発及び普及講習会(675名参加)を行った。 ○福島県生活習慣病検診等管理指導事業 市町村のがん検診や特定健康診査等の状況を把握するとともに、その結果から今後の課題及び対策等を協議(5つのがん部会及び循環器疾患等部会の計6部会の開催による)し、事業関係者にフィードバックした。 ○健康ふくしま21推進事業 6保健福祉事務所において、地域･職域連携推進協議会等(17回)を開催するとともに、地域の実情に応じた健康づくり講習会(40回)や出前講座(11回)等を実施した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ(新)「うつくしまから太陽へ」県民健康運動(運動機会や趣味、生きがいを多くの県民に持ってもらい、健康づくりに繋げる運動を展開する。) ⅱ未来(ゆめ)づくり食育事業 ⅲ健康増進事業費補助事業 ⅳ福島県生活習慣病検診等管理指導事業 ⅴ健康ふくしま21推進事業 ⅵ地域保健関係職員研修

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・自分の健康は自分で守るというセルフケア意識や健康を支えるために必要な健康情報（各種検診情報や生活習慣病の予防策）が、県民に十分に浸透していない。 ・壮年期の男性では、5人に2人がメタボリックシンドローム予備群又は該当者になっており、また、幼児、児童生徒においても体重が全国平均を上回り、肥満傾向も高い状況にあるため、食生活の乱れや運動不足の改善が必要である。 ・特定健診・保健指導の導入による新たな健診制度の周知不足や健診実施体制整備の遅れ等の影響を受け、生活習慣病の早期発見に結びつく、各種がん検診、特定健康診査の受診率や特定保健指導の利用率が伸び悩んでいる。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・学校保健・地域保健・職域保健との連携により、健康情報（がん検診や特定健康診査の受診率向上に向けた情報、生活習慣病の予防策等）の提供、運動する習慣や望ましい食習慣を身につける取り組みの展開など、効果的な生活習慣病対策をより一層推進する。 ・県と医師会、検診機関、市町村、医療保険者等との連携により、検診体制を整備するとともに、検診受診状況や検査結果等の情報集約と分析体制を整備・充実させ、効果的な生活習慣病対策への活用を図る。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開				
②細項目	②高齢者の介護予防			③細項目コード	3112
④主担当課	保健福祉部　高齢福祉課	⑤関係部局	保健福祉部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　高齢者が自ら進んで介護予防に取り組めるよう、介護予防に関する知識や活動の普及･啓発を促進します。 ⅱ　高齢者一人ひとりの心身の状況を踏まえた適切な介護予防プログラムが行われるよう、市町村の事業内容の評価などを行うとともに、介護予防事業従事者の資質向上を進めます。

[現状分析]

⑦指標の分析	○介護保険の要介護(要支援) に該当する高齢者の割合 上昇傾向にあり、平成21年度は16．2%と前年度と比べて0．3ポイント上昇したが、目標値の範囲内である。
⑧社会経済情勢等	･高齢化の進行とともに、生活機能の低下により、要介護･要支援状態となる可能性のある高齢者の増加が見込まれる。 ･今後、介護保険制度の見直しが見込まれる。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○介護予防市町村支援事業 市町村の介護予防関連事業が効果的に実施できるよう、市町村の介護予防事業について評価･分析をし、助言等を行った。 ○地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 高齢者が、住み慣れた地域において生涯にわたっていきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関による支援体制の整備及びリハビリテーションに関する知識の普及啓発のため研修等を行った。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ (一部新) 介護予防市町村支援事業 (介護予防従事者研修を新規で実施) ⅱ地域リハビリテーション支援体制整備推進事業、市町村に対する介護保険業務 (地域支援事業) 技術的助言、介護予防市町村支援委員会における各市町村の介護予防関連事業の評価の実施。

[課題整理]

⑪細項目を推進する上での課題	･高齢者の介護予防への意識や関心が低いため、市町村が行う介護予防事業に対する高齢者の参加が十分でない。

[今後の取組みの方向性]

⑫今後の取組みの方向性	･介護予防事業の実施主体である市町村に対して、高齢者が参加しやすい事業実施方法や興味を持ちやすい事業、先進的な事例等の情報提供等をするとともに、市町村等との連携を強化し、介護予防の必要性等に関する普及啓発をより一層効果的に行う。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開				
②細項目	③感染症の予防対策			③細項目コード	3113
④主担当課	保健福祉部　感染･看護室	⑤関係部局	保健福祉部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　結核、麻しん、HIV、肝炎、インフルエンザなどの感染症に関する正しい予防知識の普及を図ります。 ⅱ　予防接種の接種率の向上を図ります。 ⅲ　医療機関を始めとした、さまざまな環境での衛生管理を徹底し、感染症のまん延防止対策を進めます。 ⅳ　肝炎の検査体制整備を促進するとともに、治療に係る経済的負担の軽減を図ります。 ⅴ　HIVに係る検査体制整備を促進するとともに、患者の受入体制の整備を進めます。

[現状分析]

⑦指標の分析	○麻しん予防接種率 総合的には減少傾向にあり、1期(91.5%)、2期(92.9%)に比べて3期は88.8%、4期は81.0%と低い状態である。 ○結核罹患率 減少傾向にあったが、平成20年度において集団発生があり数値が悪化した。結核は症状が出にくい高齢の患者の割合が高いため、発症に気付いた時には既に感染が広がっている可能性がある。
⑧社会経済情勢等	･麻しん予防接種については平成18年度に法改正があり、2回接種となった。 ･平成22年1月1日付けで、肝炎対策に係る地方公共団体の責務が明記された、肝炎対策基本法が施行された。 ･グローバル化の進展により、世界的に移動の障壁が低くなったことから、新たな感染症等が発生すると、一気に大流行へと発展する危険性が高まってきている。 ･新型インフルエンザに代表される新たな感染症や既知の感染症の再流行が発生する場合がある。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○感染症予防対策事業 腸管出血性大腸菌患者等発生に対する防疫対策及び検査の実施、感染症法に規定する1類、2類感染症患者の移送及び感染症指定医療機関への受入体制の整備を行った。 また、新型インフルエンザ患者の重症化防止、感染防止のための医療機関の設備整備に対する補助、及び麻しんの予防接種推進のための接種率の把握、県民への周知等を実施した。 ○結核対策特別促進事業 各保健所に設置されている感染症診査協議会をモデル診査会として公開で行い、専門家の助言を得ることで、結核医療の適正な普及を促した。また、DOTS徹底のための連携強化事業を行い、結核患者の確実な治癒に向けた服薬指導のための保健所、医療機関、施設等の連携強化を図った。 ○エイズ対策促進事業 世界エイズデーキャンペーンへの参画や保健師の専門研修派遣等により、エイズに関する正しい知識と予防方法について普及啓発を図るとともにエイズ診療従事者の資質向上に努めた。また、エイズ対策推進協議会を実施し、エイズ治療中核拠点病院を選定した。 ○調査研究事業 ノロウイルスや結核菌に関する調査研究やクリプトスポリジウム汚染の実態調査等を実施した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅱ　感染症予防対策事業、結核対策特別促進事業 ⅲ　感染症予防対策事業、結核等感染症緊急対策事業、調査研究事業 ⅳ　肝炎医療費 ⅴ　エイズ･肝炎検査事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・結核は症状が出にくい高齢の患者の割合が高いため、発見が遅れる場合がある。 ・結核やHIV、肝炎など、それぞれの感染症に対する知識、予防法及び医療費助成制度等が、正しく十分に周知されていない。 ・平成20年度より経過措置で麻しん予防接種対象となった3期（中学1年生）と4期（高校3年生）の接種率が1期、2期に比べて低い。 ・速やかな感染症対策を行うためには、原因となるウイルス等を正確かつ早急に分析し、確定することが必要である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・各種広報機会をとらえ、感染症に関する正しい知識や予防法、医療制度等について県民をはじめ、医療従事者に対しても普及啓発を促進する。 ・麻しん予防接種率の向上のために、個別接種を原則とした接種体制の推進、啓発を図る。また、集団接種の実施も含めた調整など、市町村、医療機関、学校、施設等との連携を図る。 ・検査方法の改善の検討等、感染症等対策のために必要な調査研究等を行っていく。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開	③細項目コード
②細項目名	①生活習慣病対策など健康づくりの推進	3111
④細項目の具体的な取組み	i　健康な生活習慣を形成するための情報提供、普及啓発、環境整備を図り、若年期から高齢期に至るまで県民一丸となった取組みを推進します。 ii　運動習慣の定着、望ましい食生活の形成や改善のための食育などを推進します。 iii　喫煙による健康被害の防止のため、公共の場や職場などにおける分煙対策を促進するとともに、禁煙に取り組む人に対する支援を進めます。 iv　がん検診などの受診促進や精度管理の向上のための支援を進めます。 v　医療保険者による特定健診・保健指導の着実な実践や、市町村と職域が連携した効果的な生活習慣病対策のための取組みを支援します。 vi　健康づくりを推進するための知識と技術を備えた人材の育成を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii iv	5	(新)「うつくしまから太陽へ」県民健康運動	保健福祉部 健康増進課	5,966	H22	H24	県内のウォーキング、マラソン、駅伝大会等で参加者が歩いた、走った距離を積み上げて、福島県のマスコットであるキビタンを太陽へ届ける運動を展開する。 現在、「長寿社会」から「健康長寿社会」への進化が求められており、その重要な鍵が「運動」である。特に福島県では「歩く」「走る」といった運動に着目し、「陸上王国」である強みを生かし、県民の健康づくりを展開していく。加えて、健康づくりには、運動だけではなく、趣味や生きがいを持つことも重要な因子であることから、福島県が全国に誇る「合唱」をはじめとした多様な「いきいき」を提示し、県民健康づくりに繋げていく。8月12日には、県内の健康にかかわる多様な取組みを網羅したうつくしま県民健康大会を開催し、その中で、キビタンの太陽への出発式を執り行う。	－ ・うつくしま県民健康大会にできるだけ多くの県民に参加してもらい、運動機会や運動量、生きがいを持つ人を増加させる。 ・チャレンジ事業への参加大会をできるだけ多く募り、誰でも当運動に参加できる環境を整える。 ・当運動における協力企業、事業所等を募り、健康情報の発信体制を整え、県民の健康づくりを支援する。
i ii iii iv v		健康ふくしま21推進事業	保健福祉部 健康増進課	1,777	H19	H23	「県民の健康と生活の質の向上を目指した『すこやか、いきいき、うつくしま』の創造」を基本目標とする「健康ふくしま21計画」を推進目標にし、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、県、市町村、関係機関・団体等社会全体で県民の健康づくりを支援する環境づくりに取り組むことを目的とする。	各保健福祉事務所において、地区別地域・職域連携協議会を開催した。 地域の実情に応じた講習会・出前講座等を実施した。 各保健福祉事務所において、地区別地域・職域連携協議会を開催する。 地域の実情に応じた講習会・出前講座等を実施及び健康づくりに関する情報提供を行う。
i		医療社会事業普及啓発事業	保健福祉部 健康増進課	67	H17	H22	医療社会事業普及活動を強化するため、福島県医療ソーシャルワーカー協会が行う事業に対し補助金を交付する。	補助金額　67,000円 ・医療社会事業移動相談会 　県内4ヶ所、相談者数23名 ・保健医療福祉制度普及啓発講習会 　1/30郡山労働福祉会館、参加者数59名 医療社会事業移動相談会及び保健医療福祉制度普及啓発講習会を開催する。
ii	5	未来づくり食育事業	保健福祉部 健康増進課	941	H21	H22	全ての県民の健全な食生活の実践、とりわけ食習慣の基礎づくりにあたる次代を担う幼児、児童の望ましい食環境を整備するため、食育推進ネットワーク会議の民間団体との連携の下、農林水産部、教育庁との部局横断により、食を通した未来を担う人をつくるための食育計画作成支援研修や、地産地消と安全の体験学習の実施、また、バランスビンゴカードの普及を通した食育運動を行う。	・食育計画作成支援研修会参加幼稚園・保育所の食育計画作成率：87% ・幼稚園・保育所の食育活動充実度：31.6% ・ﾊﾞﾗﾝｽﾋﾞﾝｺﾞｶｰﾄﾞの普及者数：75人 ・食育計画作成支援研修会参加幼稚園・保育所の食育計画作成率：90% ・幼稚園・保育所の食育活動充実度：45% ・ﾊﾞﾗﾝｽﾋﾞﾝｺﾞｶｰﾄﾞの普及者数：120人
ii		福島県食育推進事業	保健福祉部 健康増進課	409	H19	H22	社会情勢のめまぐるしい変化の中で、食を取り巻く環境が変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全性の問題、食の海外への依存度などの問題が生じている中、内閣府において食育基本法が制定された。このような状況の下、本県の「食育」の取組により、県民の「食」に対する考え方を育て、子どもの心身の健全な発達の促進、本県の豊かな食材を活用する地産地消の促進、食生活改善を通しての生活習慣病の減少等に繋げる。	食育推進ネットワーク会議2回開催 食育推進計画の改定等について、意見等を聴取し、計画を改定した。 食育推進ネットワーク会議の開催　年2回 庁内各部局や食育関係団体が、県事業や各種団体の事業等について話し合い、連携事業を実施する。
iii iv		健康増進事業費補助事業	保健福祉部 健康増進課	107,986	H20	H23	健康増進法に基づく下記の健康事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。 交付率　国1／3　県1／3 ①健康手帳作成費　②健康教育費　③健康相談費　④健康診査費　⑤機能訓練費　⑥訪問指導費	平成21年度補助額 69,164,000円 各事業に対して、引き続き補助を行う。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iv		福島県生活習慣病検診等管理指導事業	保健福祉部 健康増進課	1,183	H20	H23	生活習慣病（がん、脳卒中、心臓病等）の動向を把握し、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会（6部会）を設置するとともに、検診従事者の資質の向上を図るための講習会を開催する。また、精度向上のため市町村や検診実施機関に対し助言を行う。	福島県生活習慣病検診等管理指導協議会（6部会）を開催した。 検診従事者の資質の向上を図るための講習会（6講習会）を開催した。 福島県生活習慣病検診等管理指導協議会（6部会）を開催する。 検診従事者の資質の向上を図るための講習会（7講習会）を開催する。
iv v		検診機器整備事業	保健福祉部 健康増進課	104,108	H21	H22	本県の生活習慣病による死亡者は年々増加しており、中でも悪性新生物（がん）は、死亡者総数に占める割合が3割となっている。このような中、がんによる死亡者の減少を目指し「健康ふくしま21計画」及び「福島県がん対策推進計画」にがん検診受診率の目標を定め検診受診率の向上を目指した取組みを実施するため、検診車両を整備し、がんの死亡者の減少を図ることを目的とする。	胃ガン検診車2台整備 胃ガン検診車1台及び子宮がん検診車1台を整備する。
vi		地域保健関係職員研修	保健福祉部 健康増進課	214	H17	H22	地域保健法に基づく効果的な地域保健対策を推進するため、地域保健関係職員に対する研修の企画調整を行うとともに、市町村及び保健所等に勤務する職員に対する研修を実施し、地域保健活動に従事する関係職員の資質の向上を図る。	地域保健活動を専門的・技術的に推進するための指導的立場にある本庁及び保健福祉事務所等の職員について、今後の地域保健活動に必要な技術・能力の習得と向上を図るため、国立保健医療科学院及び中央等の研修（5つの研修等）へ派遣した。 昨年度同様の5つの研修へ職員を派遣し、関係職員の資質向上を図り、地域保健活動の推進につなげる。
再掲	5	（新） ふくしまっ子食育推進ネットワーク事業	教育庁 学校生活健康課	2,495	H22	H22	栄養教諭の専門性を各地域で活用するネットワークを構築するとともに、食を要とした生活習慣を改善する取組みや豊かな食育体験を展開し、学校、家庭、地域の協働による食育を展開する。	未来へつなぐ食育推進事業及び食育推進体制整備事業を通して、栄養教諭を中核とした食育推進事業が展開できた。 各学校における食育の充実と、学校・家庭・地域の協働による食育を推進する。 目標値：平成26年度まで朝食摂取率96%以上
再掲	2	食と農の絆づくり推進事業	農林水産部 農林企画課	1,275	H19	H22	消費者等と農林漁業者が価値観を共有し、相互理解を深める「食と農の絆づくり」を推進するため、消費者等と農林漁業者が共に参加する「絆づくり運動」を展開する。	①「絆づくり運動」県推進本部員会議等の運営 本部会議2回開催 ②消費者等と農林漁業者の交流の促進 「食と農の絆づくり運動」イベントの開催 ③「食、農林水産、環境をつなぐ情報」の収集及び発信 メールマガジンの発行等 ①「絆づくり運動」県推進本部員会議等の運営 本部会議、幹事会 ②消費者等と農林漁業者の交流の促進 「食と農の絆づくり運動」イベントの開催 ③「食、農林水産、環境をつなぐ情報」の収集及び発信 メールマガジンの発行等

(政－様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心1－(1) 生涯を通じた健康づくりの展開	③細項目コード
②細項目名	②高齢者の介護予防	3112
④細項目の具体的な取組み	i　高齢者が自ら進んで介護予防に取り組めるよう、介護予防に関する知識や活動の普及・啓発を促進します。 ii　高齢者一人ひとりの心身の状況を踏まえた適切な介護予防プログラムが行われるよう、市町村の事業内容の評価などを行うとともに、介護予防事業従事者の資質向上を進めます。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii		(一部新) 介護予防市町村支援事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,243	H22	H24	市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援するため、介護予防市町村支援事業を実施する。 (1) 介護予防市町村支援委員会の開催 (2) 介護予防に関する普及・啓発 (3) 介護予防従事者研修	普及啓発に関する広報の回数　6回 普及啓発に関する広報の回数　6回 介護予防従事者研修の参加者数143人
i ii		地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,234	H12	H22	(1) 地域リハビリテーション協議会の運営 協議会において、県支援センター、広域支援センター等の指定及び実施事業について検討・調整を行うとともに、在宅復帰支援実務研修を実施する。 (2) 広域支援センターの運営 保健福祉圏域毎に指定し、保健、医療、福祉関係者へのリハビリテーションに関する研修や情報提供等の支援を行う。 (3) 福島県支援センターの運営 広域支援センターの支援及びリハビリテーション資源等の調査・研究等を行う。また、地域リハビリテーション研究大会を実施する。	研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修275人参加 研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修270人参加

（様式2）施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心1－（1）生涯を通じた健康づくりの展開	③細項目コード
②細項目名	③感染症の予防対策	3113
④細項目の具体的な取組み	i　結核、麻しん、HIV、肝炎、インフルエンザなどの感染症に関する正しい予防知識の普及を図ります。 ii　予防接種の接種率の向上を図ります。 iii　医療機関を始めとした、さまざまな環境での衛生管理を徹底し、感染症のまん延防止対策を進めます。 iv　肝炎の検査体制整備を促進するとともに、治療に係る経済的負担の軽減を図ります。 v　HIVに係る検査体制整備を促進するとともに、患者の受入体制の整備を進めます。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		結核医療費	保健福祉部 感染・看護室	25,276	H21	H23	結核の適正な医療の普及と結核の感染予防のため、当該患者に対して法で定める受けるために要した経費の一部、または全額を負担することにより、結核患者の医療の促進を図る。	感染症法第37条の2（通院患者医療費） 1,993件　2,546,376円 感染症法第37条（入院患者医療費） 253件　21,403,823円 引き続き、結核患者が感染症法で定める医療を受けるために要した医療費を負担することにより、結核患者の医療の促進を図る。
i ii iii		感染症予防対策事業	保健福祉部 感染・看護室	65,841	H21	H23	感染症法に定められた各疾病の発生時において、迅速に患者を指定医療機関等に入院させる一方、疫学調査を実施して感染経路の究明を図るとともに、接触者、病原体保有者及び経過者等に対し健康診断を行い、患者の早期発見・二次感染防止に努める。	感染症患者移送業務　実績なし 感染症指定医療機関運営費補助金 6医療機関　18,597,833円 感染症法に定められた各疾病の発生時に、迅速に患者を指定医療機関に移送・入院させるとともに、感染源特定のための疫学調査の実施する体制を整備する。
i ii iii		結核対策特別促進事業	保健福祉部 感染・看護室	8,565	H10	H22	結核対策特別促進事業に基づき、地域の実状に応じた対策を実施し結核の予防を推進する。	モデル診査会の実施（県北、会津保健所） DOTS徹底のための連携強化事業（全保健所） 保健衛生ミニ講座（全保健所） 高齢者の結核対策事業（全保健所） モデル診査会を実施し、適正医療の普及を図る。、DOTS徹底のための連携強化事業を通じて外来治療医療機関との連携を強化するとともに地域DOTS体制の整備を図る。
i iii		結核等感染症緊急対策事業	保健福祉部 感染・看護室	437	H10	H22	衛生公害研究所に新設するレベル3の研究室に係る器材・消耗品等の整備を行うもの	22件実施 集団感染対策を必要とする事例を迅速かつ正確に把握し感染拡大防止策を講じるため、RFLP検査を実施する。
i v		エイズ対策促進事業	保健福祉部 感染・看護室	1,305	H10	H22	エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、感染者・患者の全国的な増加に対処するため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進し、本県におけるエイズの蔓延を防止する。	世界エイズデーキャンペーンや保健師の派遣等でエイズに関する正しい知識と予防方法について普及啓発を行った。 また、エイズ対策推進協議会を実施し、エイズ治療中核拠点病院を選定した。 エイズに関する正しい知識と予防方法の普及啓発と、エイズ治療中核拠点病院を中心とした診療体制の整備に努める。
iii		調査研究事業	保健福祉部 薬務課	830	H20	H22	将来の衛生行政施策に必要な課題や検査方法の改善等について調査・研究を実施する。	・ノロウィルスが検出されない胃腸炎患者における胃腸炎起因ウィルス検索に関する研究を実施した。 ・VNTR分析法を取り入れた県内の結核菌の分子疫学的調査を実施した。 ・LC／MSによる農産物中農薬一斉分析法の検討を実施した。 ・県内主要河川のクリプトスポリジウム汚染の実態調査を実施した。 ・VNTR分析法を取り入れた県内の結核菌の分子疫学的調査を実施する。 ・ツツガムシ病の分子疫学的調査及び迅速診断法を研究する。 ・レジオネラ属菌迅速検査法の検討と汚染実態調査を実施する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iv		肝炎医療費	保健福祉部 感染・看護室	302,533	H20	H22	感染症である肝炎について、肝がん等への進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、患者の経済的負担の軽減を図り、もって受診機会の拡大を図る。	B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン治療を行う患者に対し医療費の助成を行うことで、患者の経済的負担の軽減を図った。 下記2点を実施することで、さらなる患者の経済的負担を軽減を図る。 ①助成対象医療の拡大 ②患者の自己負担額の引下げ
iv v		エイズ・肝炎検査事業	保健福祉部 感染・看護室	4,229	H18	H22	HIV抗体検査及び肝炎ウイルス検査を実施し、感染者・患者の早期発見と県民の不安の除去を図る。	（HIV・肝炎） 各保健所にて原則無料で検査を実施し、感染が疑われる者については、専門医療機関を受診するよう指導を行った。 （肝炎） 保健所検査と併せて、検査業務を医療機関に委託し、検査機会を確保した。 前年度施策を継続実施することにより検査機会を確保し、感染者・患者の早期発見と県民の不安の除去に努める。

(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心1－(2) 安心できる地域医療提供体制の充実				
②細項目	①周産期、小児、救急医療の充実など地域医療の確保 ②命と健康を守る医療人の育成、医療の質の向上			③細項目コード	3121 3122
④主担当課	保健福祉部　保健福祉総務課	⑤関係部局	総務部、生活環境部、保健福祉部、病院局、教育庁		

【現状分析】

⑥指標の分析	◆医療施設従事医師数 (人口10万人対) 医師全体では増加傾向にあるが、全国と比較すると37位と低い水準にある。また、不足が著しい産婦人科医師は減少しており、特定診療科の偏在が見られる。 ◆救急搬送における心肺停止者の1ヶ月後生存率 上昇傾向にあったが平成20年度 (3.4%) は前年度 (3.6%) を下回り、全国平均 (5.3%) と比べても低い水準にある。 ◆周産期死亡率 (出生数千人対) 悪化傾向 (H19 4.5‰、H20 5.3‰) にあったが、21年度 (4.9‰) はやや改善した。 ◆乳児死亡率 (出生数千人対) 平成19年度から3年連続でやや悪化 (H19 2.6‰、H20 2.7‰、H21 2.9‰) している。 ◆就業看護職員数 (人口10万人対) 全国順位は25位(H14)から27位 (H20) になってはいるが、着実に増加しており、全国平均も上回っている。
⑦社会経済情勢等	◆地域医療の疲弊 ◆近くで専門的な治療を受けたい、夜間に診療を受けたいなど、医療に対する要求水準の多様化･高度化 ◆医療従事者が不足、偏在している。 ◆療養病床再編成の動きがみられる。
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	<細項目①> ◆小児救急医療整備支援事業 小児救急電話相談を実施し、7,353件の相談を受け付けた。また、県中地区において小児医療に関する研修を5回開催し、79名が受講した。 ◆ドクターヘリ運営費補助事業 ヘリの積極的な活用を図るため消防本部との連携を強化し、救急医療の質が向上した。 <細項目②> ◆緊急医師確保修学資金貸与事業 第1種　25名 (目標20名)、第2種　27名 (目標70名) に対して修学資金を貸与し、県立医科大学生の県内定着を図った。 ◆医師臨床研修対策事業 東京及び福島市等にて医学生に対し県内での臨床研修環境をPRするとともに、臨床研修指導医の指導力向上を図るため講習会を実施した。
⑨平成22年度の主な取組み	<細項目①> ◆ (新) 地域医療再生基金事業 (相双医療圏、会津･南会津医療圏) ◆小児救急医療整備支援事業 ◆ (新) 傷病者搬送受入体制整備事業 傷病者の搬送や受入を円滑に行うための基準を策定する。 <細項目②> ◆ (一部新) 女性医師支援事業 ◆ (一部新) 医師定着促進事業 ◆ (新) 医師確保修学資金貸与事業 医学生に対し、修学資金の貸与･返済免除を行うことにより、県内の医療に恵まれない地域等の医師確保を図る。

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	<細項目①> ◆医療機関の偏在による地域格差がある。 ◆救急勤務医や産科医など不足が著しい診療科の負担が大きくなっている。 ◆救急患者の受入医療機関が速やかに決定しない事案がある。 <細項目②> ◆県内全体の医師確保が課題であるが、特に特定診療科における医師不足が課題である。 ◆産婦人科等の特定診療科医師に対する就業環境の改善が不十分である。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	<細項目①> ◆それぞれの地域や分野で不足している部分を補い合うため、関係機関との協力、連携を一層推進していくとともに、地域医療圏における医療提供体制の整備に着実に取り組んでいく。 ◆医療従事者の負担の軽減や救急患者受入時間の短縮のために、傷病の程度に応じた適切な医療機関を受診できるようなしくみづくりに取り組む。 ◆傷病者の搬送及び受け入れの円滑化を図るため、実施基準を策定するなど、総合的な対策に引き続き取り組む。 <細項目②> ◆修学資金等の貸与制度の充実や医師が就業しながら、スキルアップできるしくみづくり、ニーズに応じた研修など医師確保に向けた取組みを強化していく。 ◆県内就業を希望する医療従事者を増やすため、福島県の魅力及び県内勤務のメリットについて県内外への情報発信を強化していく。 ◆産婦人科等における病診連携強化などの就業環境を改善する取組みに対して引き続き支援する。

（政－様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全・安心１－（２）安心できる地域医療提供体制の充実		
②細項目	①周産期、小児、救急医療の充実など地域医療の確保 ②命と健康を守る医療人の育成、医療の質の向上	③コード	3121 3122

④指標名	医療施設従事医師数（人口１０万人対）　（細項目②）							
⑤指標の説明	県内の医療機関に従事している医師数（人口１０万人当たり）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				191.6		200.0		
実績		183.2						
達成率								
⑦分　析	・医師全体では増加傾向にあるが、全国と比較すると37位と低い水準にある。また、不足が著しい産婦人科医師は減少しており、特定診療科の偏在が見られる。							

医療施設従事医師数

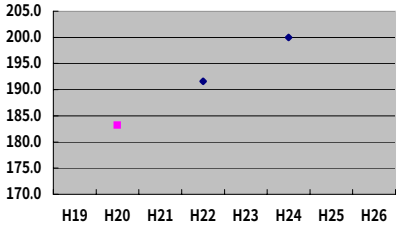

④指標名	救急搬送における心肺停止者の１か月後生存率　（細項目①）							
⑤指標の説明	救急搬送された心肺停止傷病者のうち、１か月後の生存者数の割合							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				4.3	4.5	4.8	5.0	5.2
実績	3.6	3.4						
達成率								
⑦分　析	・上昇傾向にあったが平成20年度（3.4%）は前年度（3.6%）を下回り、全国平均（5.3%）と比べても低い水準にある。							

救急搬送における心肺停止者の
１か月後生存率

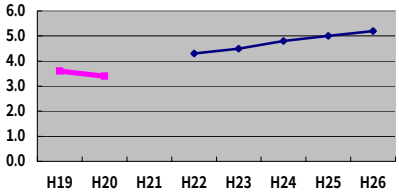

④指標名	周産期死亡率（出生数千人対）　（細項目①）							
⑤指標の説明	妊娠22週以後の死産と生後7日未満までの早期新生児死亡数の割合							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				3.8	3.8	3.7		
実績	4.5	5.3	4.9					
達成率								
⑦分　析	・悪化傾向（H19 4.5‰、H20 5.3‰）にあったが、21年度（4.9‰）はやや改善した。 ・周産期死亡率については東北7県の状況を見ても４．０～６．０の間で変動しているが、２名の死亡数で死亡率が０．１程度変動するという、不安定な要素がある。 ・母親の年齢が35歳以上の出産件数の増加に伴い、ハイリスク出産の増加が懸念され、また、その他先天性の病気などへの対応も必要である。							

周産期死亡率

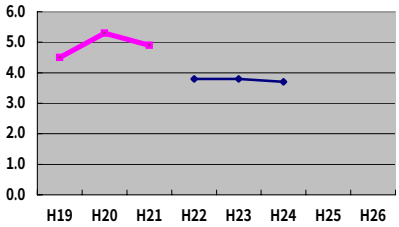

④指標名	乳児死亡率（出生数千人対）　（細項目①）							
⑤指標の説明	出生千に対する、生後１年未満の乳児死亡数の割合							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				2.2	2.1	2.0		
実績	2.6	2.7	2.9					
達成率								
⑦分　析	・平成19年度から3年連続でやや悪化（H19 2.6‰、H20 2.7‰、H21 2.9‰）している。 ・乳児死亡の死因は、死因分類で「先天奇形・変形及び染色体異常」が最も多く、年々増加しているが、その要因について特定することは困難であり、今後の見通しは立てにくい状況にある。							

乳児死亡率

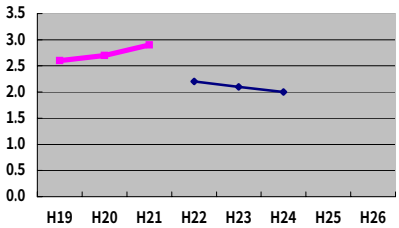

④指標名	就業看護職員数（人口10万人対）　（細項目②）							
⑤指標の説明	県内の保健･医療･福祉関係機関等に従事している保健師･助産師･看護師及び准看護師の数（人口10万人当たり）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				1,180.2		1,216.0		
実績		1,144.2						
達成率								
⑦分　析	･本県は、全国平均より多い状況にある。今後も診療報酬の改定による新たな看護師配置基準等の導入や療養病床の転換方針の確定より、需要が増減する可能性がある。 ･新卒者の県内就業率の向上や短時間雇用制度などの多様な勤務形態の導入による離職の防止や再就業の促進により、供給数の増が見込まれることも想定される。							

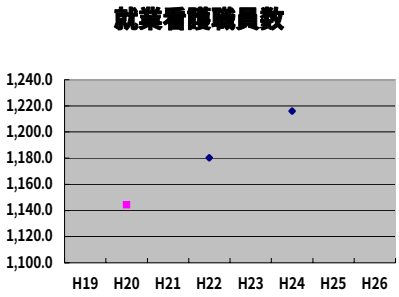

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(2) 安心できる地域医療提供体制の充実			
②細項目	①周産期、小児、救急医療の充実など地域医療の確保		③細項目コード	3121
④主担当課	保健福祉部　地域医療課	⑤関係部局	保健福祉部、病院局、総務部、生活環境部、教育庁	

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　地域医療の確保を図るため、地域の医療機関の役割に応じた連携強化を進めるとともに、民間医療機関との役割分担を踏まえて県立病院の機能の充実を推進します。 ⅱ　周産期母子医療センターの機能強化、各医療機関との連携の強化などにより、安心して子どもを生める環境の整備を進めます。 ⅲ　がん医療など、高度な技術･施設の必要な医療に関して拠点医療機関の整備を進めるとともに、在宅ケアの充実を図ります。 ⅳ　難病患者や透析医療患者などが安心して治療を受けられる環境の整備を進めます。 ⅴ　救命救急センターの機能強化、ドクターヘリの運用や道路整備等による救命救急センターへのアクセスの向上、病院･診療所の連携の強化、情報伝達の迅速化、救急医療従事者の資質向上などにより救急医療の充実を図ります。 ⅵ　高度で専門的な医療サービスの提供、地域医療に関する支援システムの強化のため、県立医科大学附属病院と会津医療センター(仮称)の機能の充実を図ります。

[現状分析]

⑦指標の分析	○救急搬送における心肺停止者の1ヶ月後生存率 上昇傾向にあったが平成20年度(3.4%)は前年度(3.6%)を下回り、全国平均(5.3%)と比べても低い水準にある。 ○周産期死亡率(出生数千人対) 悪化傾向(H19 4.5‰、H20 5.3‰)にあったが、21年度(4.9‰)はやや改善した。 ○乳児死亡率(出生数千人対) 平成19年度から3年連続でやや悪化(H19 2.6‰、H20 2.7‰、H21 2.9‰)している。
⑧社会経済情勢等	･地域医療の疲弊 ･産科医、婦人科医の減少と偏在 ･受診者側のモラルの低下 ･近くで専門的な治療を受けたい、夜間に診療を受けたいなど、医療に対する要求水準の多様化･高度化 ･AEDの設置拡大
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○医師派遣交付金、医師確保交付金 県立医科大学に助手を配置し、公的病院等へ非常勤による派遣を行った。 ○小児救急医療整備支援事業 小児救急電話相談を実施し、7,353件の相談を受け付けた。また、県中地区において小児医療に関する研修を5回開催し、79名が受講した。 ○ドクターヘリ運営費補助事業 ヘリの積極的な活用を図るため消防本部との連携を強化し、救急医療の質が向上した。 ○第三次救急医療体制整備事業 不採算部門である救命救急センターの運営費の補助により、救急医療体制の維持を図った。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ(新)地域医療再生基金事業(相双医療圏、会津･南会津医療圏) ⅱ小児救急医療整備支援事業、(一部新)特定診療科医師確保･支援事業、福島県周産期医療システム整備事業 ⅲ(一部新)地域がん診療連携拠点病院整備事業、地域がん登録整備推進事業 ⅳ難病相談･支援センター事業、骨髄バンクドナー登録推進事業 ⅴ(新)傷病者搬送受入体制整備事業(傷病者の搬送や受入を円滑に行うための基準を策定する。)、ドクターヘリ運営費補助事業、(一部新)精神科救急医療システム整備事業 ⅵ会津医療センター(仮称)整備事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・医療機関の偏在による地域格差がある。 ・救急勤務医や産科医など不足が著しい診療科の負担が大きくなっている。 ・救急患者の受入医療機関が速やかに決定しない事案がある。 ・救急救命士を運用している救急隊の割合が全国に比べて低い。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・それぞれの地域や分野で不足している部分を補い合うため、関係機関との協力、連携を一層推進していくとともに、地域医療圏における医療提供体制の整備に着実に取り組んでいく。 ・医療従事者の負担の軽減や救急患者受入時間の短縮のために、傷病の程度に応じた適切な医療機関を受診できるようなしくみづくりに取り組む。 ・傷病者の搬送及び受け入れの円滑化を図るため、実施基準を策定するなど、総合的な対策に引き続き取り組む。 ・県内各消防本部において救急救命士を計画的に養成しているところであるが、増員について更なる働きかけをしていく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(2) 安心できる地域医療提供体制の充実		
②細項目	②命と健康を守る医療人の育成、医療の質の向上	③細項目コード	3122
④主担当課	保健福祉部　地域医療課	⑤関係部局	保健福祉部、総務部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　県立医科大学の定員確保、卒業生の県内定着を図ります。 ⅱ　女性医師が働きやすい就業環境の整備を促進するとともに、就業情報の提供等により退職した女性医師の再就職を促進するなど、女性医師の確保を進めます。 ⅲ　家庭医の育成などにより、総合的に診断･治療できる医師を育成するとともに、さまざまな専門分野の医師との連携の強化などによって、医療全体の質の向上と診療科目による医師偏在の緩和に努めます。 ⅳ　看護師や理学療法士など、医療従事者の確保･定着を図ります。 ⅴ　最新の知識･技術の研修などにより、医師、看護師を始めとした医療従事者の資質の向上を図ります。 ⅵ　患者の立場に立った医療提供、患者との情報共有など病院機能の向上のための取組みを促進します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○医療施設従事医師数 (人口10万人対) 　医師全体では増加傾向にあるが、全国と比較すると37位と低い水準にある。また、不足が著しい産婦人科医師は減少しており、特定診療科の偏在が見られる。 ○就業看護職員数 (人口10万人対) 　全国順位は25位(H14)から27位 (H20) になってはいるが、着実に増加しており、全国平均も上回っている。
⑧社会経済情勢等	･医療従事者が不足、偏在している。 ･療養病床再編成の動きがみられる。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○緊急医師確保修学資金貸与事業 　第1種　25名 (目標20名)、第2種　27名 (目標70名) に対して修学資金を貸与し、県立医科大学生の県内定着を図った。 ○病院内保育所運営費補助事業 　34施設に助成し、看護職員等の離職防止や再就業の促進等を図った。 ○医師臨床研修対策事業 　東京及び福島市等にて医学生に対し県内での臨床研修環境をPRするとともに、臨床研修指導医の指導力向上を図るため講習会を実施した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ緊急医師確保修学資金貸与事業、医科大学医学部定員増対応事業 ⅱ (一部新) 女性医師支援事業 ⅲ (一部新) 医師定着促進事業 ⅳ看護師等養成所運営費補助事業、(新) 医師確保修学資金貸与事業 (医学生に対し、修学資金の貸与･返済免除を行うことにより、県内の医療に恵まれない地域等の医師確保を図る。)、医療従事者修学資金貸与事業 ⅴ (一部新) 在宅ケア推進事業、(一部新) 看護師等研修事業 ⅵ医療安全対策事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	･県内全体の医師確保が課題である。特に産婦人科等の特定診療科における医師不足が課題である。 ･産婦人科等の特定診療科医師に対する就業環境の改善が不十分である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	･修学資金等の貸与制度の充実や医師が就業しながら、スキルアップできるしくみづくり、ニーズに応じた研修など医師確保に向けた取組みを強化していく。 ･県内就業を希望する医療従事者を増やすため、福島県の魅力及び県内勤務のメリットについて県内外への情報発信を強化していく。 ･産婦人科等における病診連携強化などの就業環境を改善する取組みに対して引き続き支援する。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心1－(2) 安心できる地域医療提供体制の充実	③細項目コード
②細項目名	①周産期、小児、救急医療の充実など地域医療の確保	3121
④細項目の具体的な取組み	i　地域医療の確保を図るため、地域の医療機関の役割に応じた連携強化を進めるとともに、民間医療機関との役割分担を踏まえて県立病院の機能の充実を推進します。 ii　周産期母子医療センターの機能強化、各医療機関との連携の強化などにより、安心して子どもを生める環境の整備を進めます。 iii　がん医療など、高度な技術・施設の必要な医療に関して拠点医療機関の整備を進めるとともに、在宅ケアの充実を図ります。 iv　難病患者や透析医療患者などが安心して治療を受けられる環境の整備を進めます。 v　救命救急センターの機能強化、ドクターヘリの運用や道路整備等による救命救急センターへのアクセスの向上、病院・診療所の連携の強化、情報伝達の迅速化、救急医療従事者の資質向上などにより救急医療の充実を図ります。 vi　高度で専門的な医療サービスの提供、地域医療に関する支援システムの強化のため、県立医科大学附属病院と(仮称)会津統合病院の機能の充実を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額(千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i	5	(新)地域医療再生基金事業(相双医療圏)	保健福祉部 地域医療課	662,543	H21	H25	①地域医療等支援教員増員事業 県立医科大学が地域医療等支援教員を増員して相双医療圏の中核病院等へ非常勤医師を派遣するために必要な経費を補助する。 ②病院経営統合連携強化事業 経営統合する県立大野病院と双葉厚生病院の連携強化のための病院間受付ネットワークの更新等に必要な経費を補助する。 ③医師事務作業補助者充実事業 相双医療圏の中核病院等及び総合磐城共立病院において、医師事務作業補助者の増員等を図るために必要な経費を補助する。 ④認定看護師等養成事業 総合磐城共立病院における救急医療及び双葉厚生病院における訪問看護に係る認定看護師等の養成を行うために必要な経費を補助する。 ⑤双葉地域夜間救急支援事業 双葉地域の救急医療体制の充実のため、病診連携による夜間救急外来及び宿直の支援に係る経費を補助する。 ⑥双葉地域救急センター等整備事業 県立大野病院において、救急専用病床及び多目的医療用ヘリを整備するための調査及び設計に必要な経費を補助する。 ⑦三次救急医療機能向上事業 総合磐城共立病院において、救急医療機能向上のために行う高度医療機器の整備に必要な経費を補助する。 ⑧中核病院医師等ネットワーク事業 浜通り地方における中核病院の医師を始めとする救急医療関係者の症例検討会や多目的医療用ヘリの運航検討を行う。 ⑨双葉地域訪問看護ステーション支援事業 双葉厚生病院における訪問看護ステーションの拡充にかかる設計に必要な経費を補助する。 ⑩地域医療総合センター整備事業 双葉厚生病院における外来機能重点化のための地域医療総合センター設計に必要な経費を補助する。 ⑪相双地域医療再生支援フォローアップ事業 地域が一体となって地域医療を守る取組みを支援するため、医療従事者や地域住民が参加する座談会や討論会を開催する。	事業計画の策定 地域医療再生基金事業の実質的な初年度であるため、地域医療再生計画に基づき、相双医療圏における救急医療体制の構築、在宅医療の充実強化等が図られるよう各事業を着実に進めていく。
i	5	(新)地域医療再生基金事業(会津・南会津医療圏)	保健福祉部 地域医療課	283,720	H21	H25	①地域医療連携ネットワークシステム導入事業 中核病院やへき地診療所等で患者情報を共有するネットワークシステムを構築するため、関係者の意見調整を行う。 ②地域連携クリティカルパス推進事業 地域中核病院において地域連携クリティカルパスの構築を推進するために必要な経費を補助する。 ③南会津病院機能向上事業 県立南会津病院の医療機器整備を補助する。 ④地域・家庭医療センター整備事業 喜多方市が地域・家庭医療センターを整備する費用を補助する。 ⑤救命救急センター機能向上事業 会津中央病院がドクターカー1台を整備する費用を補助する。 ⑥会津南会津地域医療再生支援フォローアップ事業 地域が一体となって地域医療を守る取組みを支援するため、医療従事者や地域住民が参加する座談会や討論会を開催する。	事業計画の策定 地域医療再生基金事業の実質的な初年度であるため、地域医療再生計画に基づき、会津・南会津医療圏におけるへき地支援の充実、救急医療の強化等が図られるよう各事業を着実に進めていく。
i		へき地医療支援対策事業	保健福祉部 地域医療課	7,823	H16	H22	①へき地医療支援機構運営事業 「福島県へき地医療支援機構」を設置し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等、広域的なへき地医療支援に係る各種事業の企画調整等を行い、へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施する。 ②へき地医療支援センター運営費等補助事業 南会津地方広域市町村圏組合が設置する地域医療支援センターの設置運営費に対する補助を行う。	①へき地医療支援総合調整会議を開催し、医師確保方策の検討や、医師の派遣について決定した。 ②へき地等の医療に恵まれていない南会津地方における無医地区等の訪問診療・訪問看護を行うとともに、特別養護老人ホームの嘱託医、地域住民の検診等を行った。 ①へき地医療支援総合調整会議を開催し、へき地の医療確保のため、医師の派遣等について決定する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii	1	小児救急医療整備支援事業	保健福祉部 地域医療課	12,386	H18	H22	急速に進行する核家族化を背景として、夜間に受診する小児の軽傷患者数が増加する傾向にある。これによって、小児科医をはじめとする医師の負担が増加する傾向にある。　このような背景のもと、限られた医療資源の中で円滑に小児救急医療を実施するために、小児科医以外の医師に対し、小児の一次救急に対応出来るようにするとともに、保護者が対処可能なことは保護者自らが行い、医療機関の受診が必要な小児は速やかに医療機関を受診出来るようにする。	①医師研修事業を県中地区において5回開催し、延べ236名が参加した。修了者は27名。研修受講医師が須賀川市休日夜間急病センターの診療日の拡大に貢献した。 ②小児救急電話相談を実施し、7,353件の相談を受け付けた。 ①県中地区において5回の研修会を開催し、昨年度未修了者に対しての受講を促進する。 ②小児救急電話相談を引き続き実施する。 ③小児医療確保方策検討会を実施し、小児医療体制の確保について検討する。
ii v	5	特定診療科医師確保・支援事業	保健福祉部 地域医療課	108,747	H21	H23	①救急医療機関の勤務医師確保事業 ②産科医等確保支援事業 　産科医の処遇を改善し確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱機関に対し、その経費の一部を補助する。 ③(新)新生児科医確保事業 　新生児医療担当医の処遇を改善するため、出産後NICUに入院する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に、その経費の一部を補助する。 ④(新)病診連携産科小児科支援事業(再生計画) 　病院勤務の産婦人科医・小児科医の負担軽減を図るため、開業医の応援を受ける病院が開業医に支払う報酬を補助する。	①補助予定８箇所 ①補助予定２２箇所 ②補助予定分娩14,000件 ③補助予定５箇所 ④補助予定10箇所
i		医師派遣交付金 （医科大学運営費交付金）	総務部 公立大学法人室	317,970	H18	H23	地域医療の充実と、医師の県内定着を図るため、県立医科大学に助手を３３名配置し、支援要請のあった県内の公的病院へ非常勤による派遣を行う。	県立医科大学に助手を３３名配置し、支援要請のあった県内の公的病院へ非常勤による派遣を行った。 　教員数：33名 　派遣回数累計：1,642回（22年1月末実績） 　1人あたり月平均：4.98回（目標:6回） 1人あたり月平均派遣回数を現状より増やす。
i		医師確保交付金 （医科大学運営費交付金）	総務部 公立大学法人室	191,355	H18	H23	地域医療の充実と、医師の県内定着を図るため、県立医科大学に２０名の助手枠を確保し、地域の病院へ非常勤による派遣を行う。	県立医科大学に２０名の助手枠を確保し、地域の病院へ非常勤による派遣を行った。 　教員数：20名 　派遣回数累計：875回（22年1月末実績） 　1人あたり月平均：4.38回（目標：4回） 1人あたり月平均派遣回数を現状より増やす。
ii		福島県周産期医療システム整備事業	保健福祉部 地域医療課	44,440	H12	H22	妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である総合的な周産期医療体制を整備し、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。	①周産期医療協議会１回及び専門部会２回を開催し、周産期体制の整備について検討を行った。 ②周産期医療従事者に対し、必要な知識技術の習得のための研修会を行った。参加者数６０名 ③総合周産期母子医療センターに対し運営費補助を行った。 ④地域周産期母子医療センター３施設に対し運営費補助を行った。 ①周産期医療協議会及び専門部会を開催し、周産期医療体制の整備について検討を行う。 ②周産期医療従事者に対し研修を行う。 ③総合周産期母子医療センターへ運営費を補助する。 ④地域周産期母子医療センター４施設に対し運営費を補助する。
iii	5	地域がん診療連携拠点病院整備事業	保健福祉部 地域医療課	110,000	H19	H22	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院において実施される、がん医療に従事する医師等に対する研修等の事業の経費を補助することにより、本県の各地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立する。	県内６か所（他１病院は国直接補助）のがん診療連携拠点病院が、その機能を強化するために実施する事業に対して、その経費を補助した。 県内７か所（他１病院は国直接補助）のがん診療連携拠点病院に加えて、県が独自に認定するがん診療連携推進病院が実施する事業に対して、その経費を補助する。
iii		地域がん登録整備推進事業	保健福祉部 地域医療課	872	H21	H22	県内のがん罹患の状況を把握し、がん患者を含めた県民が科学的根拠に基づいたより効果的ながん医療を享受できるようにするため、「地域がん登録」を実施する。	福島県立医科大学に委託し、１名の実務者を雇用し、地域がん登録事業の立ち上げを行った。 県立医科大学に委託し、臨床医師の協力による地域がん登録を行うほか、ふるさと雇用再生特別基金を活用して２名の実務者を採用し、精度の高い登録と地域がん登録に協力する医療機関の増加を目指す。
iv		遷延性意識障害治療研究事業	保健福祉部 健康増進課	31,815	S50	H22	事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障害者の看護は、家族の負担が極めて大きく、経済的にも精神的にも家庭生活を脅かしている状態にあるので、3ヶ月以上これらの状態にある者を遷延性意識障害者治療研究事業対象患者として医療費の自己負担を軽減する。	遷延性障害にある57人に対して医療費支援を行った 引き続き遷延性障害のある方への医療費支援を行う

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iv		難病在宅療養者支援体制整備事業	保健福祉部 健康増進課	1,708	H18	H22	長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行う。	各保健福祉事務所において、家庭訪問(延べ件数:407件）や各種相談事業(相談件数：14,580件）を実施し、在宅難病患者の療養支援を行った。 在宅難病患者への支援を継続的に行う。特に神経難病患者への個別支援及び地域の支援体制の充実を図る。
iv		難病相談・支援センター事業	保健福祉部 健康増進課	6,139	H16	H22	原因が不明であり、治療方法が確立していない、いわゆる難病患者（及び小児慢性特定疾患患者）に対し、医療費自己負担軽減及び保健福祉事務所における地域単位での支援を行っているが、県域を単位としたより一層の支援体制構築するため、専門相談、患者・家族会支援、情報提供等の機能をもった難病相談・支援センターを設置・運営する。	相談件数542件。難病ピアカウンセリング事業を実施し、相談機能の充実を図った。また、患者・家族会が開催する相談会・交流会事業経費に対し補助(14団体）を行った。 各保健福祉事務所等の関係機関と連携を図りながら、事業を継続的に進めていく。
iv		難病患者等居宅生活支援事業	保健福祉部 健康増進課	30	H09	H22	難病患者等の生活の質の向上を図るため、難病患者等の居宅における療養生活を支援する。	希望した二本松市のみに対して、ホームヘルプ、日常生活用具の給付を行った。 希望する市町村に対して、間接補助を行う
iv		骨髄バンクドナー登録推進事業	保健福祉部 地域医療課	902	H16	H22	骨髄バンク事業の普及啓発を行い、ドナー登録の促進を図る。	登録者数　854人増 －
iv		臓器移植推進事業	保健福祉部 地域医療課	6,749	H09	H22	①臓器移植コーディネーター設置事業 　臓器移植の県内での円滑な実施を図り、県内関係医療機関への周知、指導及び県民一般への啓発を推進するために、県臓器移植コーディネーターを設置する。 ②腎臓移植普及啓発等事業補助 　財団法人福島県腎臓協会に対して、腎臓移植に関する知識の啓蒙・普及、組織適合性検査の助成等の事業費の一部を補助することにより移植医療の推進に資する。 ③角膜移植普及啓発等事業補助 　財団法人福島県アイバンクに対して、角膜移植の普及啓発、アイバンク講演会開催等の事業費の一部を補助することにより移植医療の推進に資する。	①コーディネーターが21年4月から不在となっていたが、8月から新コーディネーターを確保し、県内の臓器移植に対応できる体制を整えた。 ②組織適合性検査助成　8名 ③目の愛護デー講演会実施 －
v	5	（新）傷病者搬送受入体制整備事業	生活環境部 消防保安課	3,043	H22	H24	傷病者の搬送及び受入れの円滑化を図るため、消防機関の職員や医療機関の医師等を構成員とする協議会を設置し、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を策定する。	－ 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を策定し公表する。
v	5	精神科救急医療システム整備事業	保健福祉部 障がい福祉課	78,106	H10	H22	①夜間・休日において、病状の急変等により緊急に精神医療を必要とする者の適切な医療を確保するため、地域の実情に応じて診療応需体制をシステム化（輪番化）することによって、精神疾患の再発防止や地域生活支援を図る。 ②緊急に入院が必要であるにもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと精神保健指定医が判断した精神障がい者を、知事が応急入院指定病院に移送するシステムを整備する。 ③身体合併症等の救急対応を要する患者等に対し、トリアージを含めた相談体制を提供する精神科救急情報センターを設置する。	①救急輪番体制による 　受診件数　　671件 　　うち入院　232件 　相談　　591件 ②移送システム　69件 精神科救急情報センターの整備により、精神科救急の初期対応及び相談体制充実を図る。
v	5	ドクターヘリ運営費補助事業	保健福祉部 地域医療課	167,850	H19	H22	救命救急センターにドクターヘリを配備する病院に対して、運営費の助成を行う。	県立医科大学附属病院を基地病院として運行するドクターヘリについて、当該運行に要する経費を補助した。 県立医科大学附属病院を基地病院として運行するドクターヘリについて、県内における救急救命率の向上を図るために、運営費を補助する。
v	5	病診連携による夜間救急医療支援事業	保健福祉部 地域医療課	4,777	H20	H22	夜間における救急医療の充実及び病院勤務医の負担軽減を図るため、各地域の医師会及び開業医（診療所）の協力を得て、病診連携による夜間救急を提供する病院の開設者に対して、運営費の一部を補助する。	一病院（平成２０年度からの継続事業）に対して、運営費の一部を補助した。 平成２０年度から継続して事業を実施する病院のほか、3病院での事業実施について運営費の一部を補助する。
v		救急高度化講習会	生活環境部 消防保安課	284	H21	H23	①検証医及び救急救命士技術指導者養成講習会 　事後検証を円滑に行うため、事後検証に必要な知識及び技術を習得させる講習会を実施する。 ②メディカルコントロール体制構築に関する検討会議 　救急に精通した医師や消防機関の職員等を構成員とする会議を開催し、メディカルコントロール体制の構築及び充実のための検討を行う。	①過去に受講した者を対象とする再教育講習を実施（講習会参加者：検証医１３名、救急救命士３２名） ②事後検証事例研究会を開催（参加者：医師、救急救命士、保健所職員等３１名） ①講習会参加者：（目標）医師８名、救急救命士１２名 ②検討会議の開催　2回

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績･成果 ⑭H22度の目標等
v		県立学校等自動体外式除細動器整備事業	教育庁 学校生活健康課	12,685	H18	H22	学校管理下などにおける児童生徒の心臓性突然死を防ぐため、自動体外式除細動器を各県立学校等に配置する。	県立学校等１２０か所に自動体外式除細動器を配置した。 機器の確実な作動を確保するため、バッテリーの交換とパッドの交換を行う。
v		初期救急医療体制整備事業	保健福祉部 地域医療課	7,146	S52	H22	休日又は夜間における軽傷の急病患者の医療を確保する。	小児科の専門的な医師を確保し、休日･夜間急患センターを運営する福島市、郡山市に対して、運営費の一部を補助した。 休日･夜間急患センターにおける小児科の専門的な医師の確保について、運営費の一部を補助することで支援する。
v		第二次救急医療体制整備事業	保健福祉部 地域医療課	7,647	S52	H22	二次医療圏単位又は広域市町村圏単位で、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する。	休日又は夜間において入院を必要とする小児の重症患者に対応するため、小児科を標榜する病院による輪番制への取り組みに対して補助する郡山市に対して事業費の一部を補助した。 小児科を標榜する病院による輪番制への取り組みに対して補助する自治体に対して、事業費の一部を補助することで、休日又は夜間における小児の重症患者への医療体制を確保する。
v		救急医療提供体制連携推進事業	保健福祉部 地域医療課	1,500	S52	H22	救急医療の連携体制を構築し、救急患者に対する適切な救急医療を確保するため、医療従事者等向け研修事業を委託する。	救急患者に対する適切な救急医療を確保するため、福島県救急病院に研究事業を委託し、2回の研修を行った。 救急患者に対する適切な救急医療を確保するため、福島県救急病院に研究事業を委託し、2回の研修を行う。
v		救急医療対策協議会運営経費	保健福祉部 地域医療課	1,325	S52	H22	救急医療関係機関相互の合意形成を図ることにより救急医療体制を整備するため、具体的な検討協議を行う救急医療対策協議会等の運営を行う。	県救急医療対策協議会を1月7日に開催し、適切な救急医療体制に関する協議等を行った。また、各地域においても協議会等を実施した。 県内における適切な救急医療体制を継続して確保するため、関係機関における協議会を実施する。
v		第三次救急医療体制整備事業	保健福祉部 地域医療課	225,902	H21	H23	県の医療計画等に基づき、県の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターの運営費等を助成することにより、初期救急医療施設、第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保することを目的とする。	県内の4か所の救命救急センターのうち、岩城総合共立病院を除く3病院に対して、運営費の一部を補助した。 県内における救急医療の最後の砦である、救命救急センターの効率･効果的な運営に資するために、運営費の一部を補助する。
v		地域医療充実のための設備整備補助事業	保健福祉部 地域医療課	20,477	H18	H23	地域の医療機関相互の密接な連係と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資するため、医療機関の設備整備を行う。	高齢期･寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、医療機器等に係る初度の設備整備を実施。在宅歯科診療5事業者に対し助成。 高齢期･寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、医療機器等に係る初度の設備整備を実施。在宅歯科診療5事業者に対し助成。
v		災害時救急医療体制整備事業	保健福祉部 地域医療課	11,850	H08	H25	①災害救急医療資器材整備事業 大規模災害時における初動体制として、医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、備蓄整備した災害救急医療資機材のメンテナンスを行う。 ②災害派遣医療チーム体制整備事業 大規模災害時における初動体制として、広域的な医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、災害拠点病院に災害派遣用医療機器等の整備を行う。 ③災害派遣医療チーム（DMAT）研修派遣事業 国が主催する災害派遣医療チーム（DMAT）研修に県内のDMATを派遣する。	①県内6保健所に設置してある医療機器等のメンテナンスを実施。 ②県内1箇所の災害拠点病院における災害派遣用医療機器等の整備を実施。 ③県内DMAT等の延べ16名を研修派遣 ①県内6保健所に設置してある医療機器等のメンテナンを実施。 ②県内4箇所の災害拠点病院における災害派遣用医療機器等の整備を実施。 ③各DMAT研修に県内DMAT関係者を研修に派遣。
vi	5	会津医療センター(仮称)整備事業	病院局病院経営改革課	3,399,108			県立医科大学の附属病院として会津医療センター（仮称）の建築･設備工事等を実施する。（H22年度～H24年度の3カ年で整備を行う。） ・　所在地　会津若松市河東町谷沢地内 ・　敷地面積　約52，000㎡ ・　延床面積　約22，700㎡ ・　構造　地上6階　鉄筋コンクリート造(免震構造)	建設工事の着手

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心1－(2) 安心できる地域医療提供体制の充実	③細項目コード
②細項目名	②命と健康を守る医療人の育成、医療の質の向上	3122
④細項目の具体的な取組み	ii　女性医師が働きやすい就業環境の整備を促進するとともに、就業情報の提供等により退職した女性医師の再就職を促進するなど、女性医師の確保を進めます。 iii　家庭医の育成などにより、総合的に診断・治療できる医師を育成するとともに、さまざまな専門分野の医師との連携の強化などによって、医療全体の質の向上と診療科目による医師偏在の緩和に努めます。 iv　看護師や理学療法士など、医療従事者の確保・定着を図ります。 v　最新の知識・技術の研修などにより、医師、看護師を始めとした医療従事者の資質の向上を図ります。 vi　患者の立場に立った医療提供、患者との情報共有など病院機能の向上のための取組みを促進します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i	5	緊急医師確保修学資金貸与事業	総務部 公立大学法人室	198,198	H20	H23	県立医科大学に在学するものであって、県が指定する公的医療機関での勤務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	(長期的な目標は「貸与した学生が医師となった場合の県内定着率向上」だが、貸与者は現在学生であるから、合計貸与人数を目標値とする。) 平成21年度貸与者 第1種　15名　(目標:10名) 第2種　8名　(目標:35名) 貸与人数を現状より増やす。
i	5	医科大学医学部定員増対応事業	総務部 公立大学法人室	7,243	H22	H22	「経済財政改革の基本方針2009」に基づき、県立医科大学の医学部定員を5名増員することに伴い、大学の環境整備を図る。 (地域医療再生計画に位置づけられた事業。)	定員増対応教室用生徒用デスク購入 5,766,600円 医学部定員増に対応する備品等を適宜整備する。
ii	5	(新) 女性医師支援事業	保健福祉部 地域医療課	48,839	H22	H24	①女性医師の再就業支援事業 育児等で離職し、再就業を希望する女性医師で、再就業するための研修を希望する者に対して、県内の臨床研修病院で研修を実施する。 ②女性医師支援センター等整備事業 福島県立医科大学が女性医師支援センターを設置し、当該センターにおいて、相談業務や研修体制を整備する事業に対して補助金を交付する。	①受講者数 (目標) 2名　(実績) 2名 ②　－ ①2名実施予定 ②女性医師支援センターを設置し、相談業務、シンポジウムの開催及び研修機会を提供する。
iii	5	医師定着促進事業	保健福祉部 地域医療課	7,139	H20	H22	①「地域で生きる」医師の県内定着促進事業 「地域で生きる」医師の県内定着を促進するため、県立医科大学が実施する事業に対して補助金を交付する。 ②地域医療体験研修事業 地域医療に関心のある医学生を対象に、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流などの体験の場を提供し、将来の地域医療の担い手を育成する。	①ホームステイ参加者:医学生 (目標) 20名　(実績) 17名、研修医 (目標) 3名　(実績) 2名 ②　－ ①ホームステイ参加予定者、医学生20名、研修医3名 ②県南、会津及び相双地方において、医学生を対象とした研修会を開催
iv	5	医師確保緊急対策事業	保健福祉部 地域医療課	28,532	H21	H23	①　医師派遣協力民間病院支援事業 民間病院から派遣医師を受ける公的医療機関に対して、経費の一部を補助する。 ②　専門研修医確保支援モデル事業 各臨床研修病院が連携して専門医となるための研修プログラムの作成を支援するとともに、指導医の資質向上を図るための経費を補助する。 ③　自治医科大学卒業生研修・研究資金貸与事業 自治医科大学卒業医師が義務年限終了後、県内自治体病院等に勤務する場合に、当該医師に研修・研究資金を貸与する。 ④　医師研究資金貸与事業 県外から転任する産科及び小児科等の医師に対して研究資金を貸与する。 ⑤　自治体病院等医師確保研修資金貸与事業 産科、小児科、麻酔科を専攻する県内勤務の研修医に対し、県内の自治体等病院で一定期間の勤務を条件に、研修資金を貸与する。 ⑥　助産師研修事業 助産師の専門性を発揮し、産科医の負担を軽減して産科医を確保するため、検討会を開催して研修プログラムを作成し、院内助産所・助産師外来の開設を検討している医療機関の助産師に対し、講義及び実習を行う。	①　医師派遣協力民間病院支援事業 実績なし。 ②　専門研修医確保支援モデル事業 県北の5病院による事業検討会議を実施し、それを踏まえ、各病院で研修プログラムを策定し、研修医の募集を開始。 ③　自治医科大学卒業生研修・研究資金貸与事業 実績なし。 ④　医師研究資金貸与事業 県外から転入した3名の医師 (小児科、産科及び麻酔科それぞれ1名) に対して、300万円 (計900万円) の研究資金を貸与した。 ⑤　自治体病院等医師確保研修資金貸与事業 実績なし。 ⑥　助産師研修事業 助産師外来等開設のための助産師研修会プログラムを作成し、開設を検討している医療機関の助産師 (34名) に対し講義及び演習による研修を行った。 ①　医師派遣協力民間病院支援事業 1公的医療機関あたり1名、計4公的医療機関に対して経費の一部を補助する。 ②　専門研修医確保支援モデル事業 研修医の受入体制の整備及び指導等を行う。 ③　自治医科大学卒業生研修・研究資金貸与事業 自治医科大学卒業医師で義務年限終了後も県内の自治体等病院において勤務する者2名に研修・研究資金を貸与する。 ④　医師研究資金貸与事業 県外から転入する小児科、産科又は麻酔科の医師に研究資金200万円又は300万円を各1名に貸与する。 ⑤　自治体病院等医師確保研修資金貸与事業 県内の臨床研修病院に勤務する研修医で、将来自治体等病院において小児科、産科又は麻酔科の医師として勤務する者2名に研修資金を貸与する。 ⑥　助産師研修事業 助産師外来等開設のためのガイドラインを作成するとともに、開設を検討している医療機関の助産師に対し研修を行う。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iv	5	(新) 医師確保修学資金貸与事業	保健福祉部 地域医療課	95,338	H22	H32	①地域医療医師確保修学資金貸与事業 帝京大学医学部及び日本医科大学各1名の医学部生に対し、修学資金を貸与し、一定期間県内の医療機関で勤務した場合に返済を免除することで、本県に勤務する医師を確保する。 ②へき地医療等医師確保修学資金貸与事業 将来県内のへき地診療所等及び県立病院に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与し、一定期間勤務した場合に返済を免除することで、県内の医療に恵まれない地域や県立病院の医師の確保を図る。	①　　－ ②へき地医療医師確保修学資金　2名に貸与（目標3名） 　福島県立病院医師修学資金　1名に貸与（目標3名） ①県内の医療機関に勤務する意思のある学生に修学資金の貸与を決定する。 ②へき地診療所や県立病院で勤務する意思のある学生に修学資金の貸与を決定する。
iv	5	(新) ふくしま医師就職支援事業	保健福祉部 地域医療課	12,703	H22	H25	離職した女性医師や定年を迎える医師等、広く県内外から県内病院等への医師の就職を支援し、医師の確保を図る。	－ 県内外の医師に対して就職支援を行い、県内病院への就職へつなげる。 ・医師確保説明相談会　10回 ・懇談会　2回 ・医師を対象とした現場視察　3組 ・医師及び家族を対象とした住環境見学会　3組　等
iv v	5	自治医科大学医師確保支援事業	保健福祉部 地域医療課	131,753	H21	H30	①自治医科大学経常運営費負担金 へき地等の医療を確保することを目的として設立された自治医科大学経常運営費の一部を負担する。 ②自治医科大学卒業生臨床研修経費 臨床研修を県立医大附属病院及び会津総合病院で実施する。 ③ (新) キャリア形成支援事業 義務年限中の自治医科大学卒の医師に対して、県内医療機関との橋渡しなどの支援を行い、義務年限終了後の県内定着を図る。	①　　－ ②　　－ ③　　－ ①　　－ ②　　－ ③義務年限中の医師と面談を行い、その希望を出来る限り聴取し、希望に適う県内医療機関との橋渡しを行うことで、義務年限終了医師の県内への定着を目指す。
iv	5	医師臨床研修対策事業	保健福祉部 地域医療課	9,352	H21	H23	①臨床研修病院合同ガイダンス事業 　全国の医学生に福島県での臨床研修環境をＰＲし、臨床研修医を確保するために説明会等を開催する。 ②医師臨床研修指導医養成講習会事業 　各臨床研修病院の指導能力の一層の向上を図るため、厚労省が定める開催指針に基づく講習会を開催する。 ③人材育成・定着促進事業（再生計画） 　県立医科大学が地域医療を担う中核病院と連携協力し、一体的な初期研修及び後期研修プログラムの作成等を行う場合に補助金を交付する。	①臨床研修病院合同ガイダンス事業 　7月に東京ビッグサイトにおいて県内7病院が出展するとともに、2月に福島市において県内の１６病院が参加し、医学生に福島県での臨床研修環境をＰＲした。 ②受講医師数（目標）５０名　（受講申込者）４１名　（修了者：2日間受講しないと修了証書が交付されない）３６名 ③　　－ ①今年度も、東京及び福島でガイダンスを開催し、臨床研修医の増加を図る。 ②受講予定者５０名 ③臨床研修医の増加を図る。
iv		医療従事者修学資金貸与事業	保健福祉部 地域医療課 感染・看護室	24,048	H06	H22	①理学療法士、作業療法士、診療放射線技師の確保と定着促進を図るため、本県出身者に修学資金を貸与する。（地域医療課） ②看護職員確保の推進を図るため、養成施設の在学者で、卒業後に県内の看護職員の確保が困難な施設で業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸与する。（感染・看護室）	①新規3名、継続34名に貸与した。 ②新規１６名（助産師1名、看護師9名、准看護師6名）、継続３２名に貸与した。 ①継続13名貸与予定。 ②継続２４名貸与予定。新規は２０名程度予定。
v		看護教員・実習指導者養成講習会	保健福祉部 感染・看護室	3,343	H21	H23	保健師助産師看護師等学校養成所指定規則等に基づき、看護師等学校養成所で看護教育に携わる専任教員及び実習施設において指導にあたる実習指導者を養成確保する。　なお、保健師助産師看護師等実習指導者講習会及び看護教員養成講習会の当該年度の開催予定は、県内の養成確保状況及び各施設の派遣計画をみて判断する	平成２１年５月～１２月にかけ、県で看護教員養成講習会を実施。受講者４０名中、修了者は３９名。演習抄録を作成し、関係機関に送付した。講習会を通し、看護教育内容の充実向上を図ることができた。 今年度は、実習指導者講習会を、福島県看護協会に委託して実施予定。
iv		看護職員定着促進支援事業	保健福祉部 感染・看護室	4,304	H21	H24	看護職員の離職防止のための効果的、先進的取組み事例の手法等を学ぶとともに、看護関係学校・養成所や就業に関する情報を広く提供することにより、県内医療機関の看護職員の安定的な確保を図る。	看護師等養成機関を紹介するパンフレット及び看護学生に対し県内医療機関等への就職を促すリーフレットを作成・配付した。 新人看護職員の資質の向上につながるため、看護職員の専門研修のあり方について、看護業務推進連絡会で検討を進める。また、パンフレット等の作成により、看護職を目指す学生の確保、新卒看護職の県内への就職促進と定着化を継続して図っていく。
iv		看護師等養成所運営費補助事業	保健福祉部 感染・看護室	243,714	H20	H22	看護師養成所運営の充実強化を図るため、運営に必要な経費を助成する。	15施設へ助成 （看護師３年課程９施設、看護師２年課程１施設、准看護師５施設） 15施設へ助成 （看護師３年課程９施設、看護師２年課程１施設、准看護師５施設）

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iv		ナースセンター事業	保健福祉部 感染・看護室	12,103	H17	H22	医療機関等の看護職員不足の解消及び在宅医療の推進を図るため、看護職の資格を持った未就業者の就業促進や「看護の心」の普及啓発、訪問看護師の育成等を図る。	①ナースバンク事業 ・無料職業紹介事業　年間242日実施 ・ナースバンク登録者769名、年間利用者延べ数1,666名 ②高校生の1日看護体験 ・県内43病院で実施。750名（男66名、女684名）参加。 ③訪問看護支援事業 ・訪問看護師養成講習会　e-ラーニング及び実習　17名参加 22年度より訪問看護支援事業はナースセンター事業対象外となる。
iv		病院内保育所運営費補助事業	保健福祉部 感染・看護室	170,222	H09	H22	子どもを持つ看護職員等の離職防止及び未就業看護職員等の再就業促進並びに子育て支援を図る観点から、病院が行う院内保育所事業について、その運営費の一部を助成する。	21年度助成対象施設数　34施設 （A型特例5施設、A型9施設、B型12施設、B型特例8施設） ・22年度助成対象施設（予定）　33施設 ・22年度より小学1～3年生の児童を保育する場合の加算額を新設。日額10,930円
v	5	在宅ケア推進事業	保健福祉部 感染・看護室	6,917	H21	H23	がん患者や在宅療養者に対し、質の高い看護が提供できるよう専門的な研修や訪問看護人材を育成する講習を実施する。	①訪問看護管理者研修を実施。管理者に求められる管理能力を高めることができた。 ②高度在宅看護技術実務研修を実施し、医療依存度の高い在宅療養者に対するケアの実践から、訪問看護に携わる実践力の向上につなげることができた。 ③訪問看護師養成研修会を実施。訪問看護に関する知識や技術の修得を図ることができた。 ④福島県がん看護臨床実務研修・検討会として、がん専門看護研修と検討会を実施。がん患者（家族を含む）の診断期、治療期、終末期などの各時期の看護を展開するうえで必要な援助技術を理解することで、がん看護のケアの質向上が図れた。 がん患者及び在宅療養者に対する看護ケアの充実のため、また、臨床実践能力の高い専門職の育成強化を推進するため、実務研修を含めた研修会等を実施し、資質の向上を図る。
v		医療安全管理体制推進特別事業	保健福祉部 地域医療課	2,643	H21	H23	第5次医療法改正により、全ての医療機関において、安全に関する管理体制の整備が義務づけられたところである。この事業は、安全の確保を効率的に推進するため、地域と連携し、整備することを目的として行う。	県内の歯科医師及び歯科医療従事者に対し、安全管理に係る各種研修会等を実施。 ・歯科医療安全管理体制推進特別事業検討会（郡山・福島開催　計14名出席） ・医療連携セミナー（郡山開催　90名参加） ・医療事故対応研修会（郡山開催　85名参加） ・医療安全・院内感染対策研修会（福島他3箇所開催　計383名） 県内の歯科医師及び歯科医療従事者に対し、安全管理に係る各種研修会等を県内各地で実施。 ・歯科医療安全管理体制推進特別事業検討会 ・医療連携セミナー ・医療事故対応研修会 ・歯科医療従事者医療安全管理研修会
iv v		看護師等研修事業	保健福祉部 感染・看護室	8,976	H21	H23	医師と看護職員の連携と協働を推進するため、看護職員の専門性を発揮するために必要な研修のあり方等の検討を行うとともに、看護職員の専門的能力の向上を図るための研修を実施する。	協働推進研修として、平成２２年１月～２月にかけ、５つのコースを設けた形で研修を実施。受講者は３８９名。看護職員の専門性を発揮するのに必要な知識や五術を研鑽するための研修とすることができた。 看護業務推進連絡会を２回開催し、新人職員の確保、離職防止について、関係機関の役割や連携を検討した。 他職種との協働・連携についての理解や看護職としての専門性を高めることにつながる研修会を継続して実施する。 新人看護職員の教育担当者を対象に、新人看護職員の卒後臨床研修プログラムの開発や実施体制の確保に関する研修を実施する。
vi		医療安全対策経費	保健福祉部 地域医療課	2,677	H15	H22	①本庁内に医療相談センターを設置する。 ②医療関係者に対して、医療安全対策の充実、強化に対する研修を実施する。	①医療相談センターを設置し、患者自ら相談ができる体制を整えた。 ②医療安全研修を県内5か所で6回実施した。 ①患者が相談できる体制を維持する。 ②医療安全研修を実施する。

(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実			
②細項目	①高齢者を対象とした福祉サービスの充実 ②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援		③細項目コード	3131 3132
④主担当課	保健福祉部　保健福祉総務課	⑤関係部局	保健福祉部、商工労働部	

【現状分析】

⑥指標の分析	◆特別養護老人ホームの定員数、介護老人保健施設の定員数 第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。 ◆就業している障がい者数 近年の不況の中にあっても、毎年増加している。 ◆ホームヘルプサービス利用回数(高齢者千人一週間当たり) 平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。 ◆地域生活に移行した障がい者数(身体障がい者及び知的障がい者) 単年度実績では、平成２１年度(56人)は平成２０年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。 ◆地域生活に移行した障がい者数(精神障がい者) 平成１６年から平成１９年までは、県が委託した6事業所の支援により５６名が退院したところであるが、平成２３年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。
⑦社会経済情勢等	◆高齢者人口の増加に伴う要介護(要支援)高齢者数の増加。 ◆国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定など国内法整備の検討を進めるとともに、障害者自立支援法を廃止し新たな福祉法を制定することとしている。 ◆精神疾患を抱える患者が増加している中、国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を推進し、地域を拠点とする共生社会の実現を目指している。 ◆近年の経済不況により、障がい者を取り巻く雇用環境はますます厳しさを増すなか、本県の障がい者の雇用率や工賃水準は上昇傾向にはあるものの、依然として全国平均を下回っている。
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	<細項目①> ◆福祉･介護人材確保緊急支援事業 福祉･介護人材の緊急的確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉･介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉･介護分野への参画を図った。 ◆介護職員処遇改善臨時特例基金事業 介護職員の処遇改善や円滑な施設の開設を促進した。 ＜細項目②＞ ◆障害者自立支援対策臨時特例基金事業 事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図り、障がい者の自立した日常生活等を営むことができるよう各種事業を実施した。 ◆精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 精神科病院に入院している精神障がい者の退院を促進するため、個別支援計画による総合的な支援を実施した。 ◆職場適応訓練事業 障がい者等の就職困難者に対して受け入れ可能な事業所の開拓を行い、訓練により作業環境に適応させて雇用の促進を図った。
⑨平成22年度の主な取組み	<細項目①> ◆福祉･介護人材確保緊急支援事業 ◆介護職員処遇改善臨時特例基金事業 ＜細項目②＞ ◆(一部新)障害者自立支援対策臨時特例基金事業 ◆精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 ◆職場適応訓練事業

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	<細項目①> ◆要介護（要支援）高齢者の増加に見合った介護施設の整備及び居宅サービスの充実が必要である。 ◆介護職員の報酬は他の職種より低く、離職率は他の職種より高い状況にある。 <細項目②> ◆精神科医療機関や精神障がい者向けサービス提供機関の地域間偏在がある。 ◆障がい者が地域で自立した生活を送るための地域の相談体制や受入体制が不十分である。 ◆一般就労への移行促進に向けた職業訓練等の支援施策の促進や、福祉的就労の工賃向上のための事業所の意識改革、経営改革や情報提供が課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	<細項目①> ◆第5次福島県高齢者福祉計画等に基づく計画的な介護施設の整備の促進及び居宅サービスの充実を推進していく。 ◆長期的に介護職員を確保・定着させるため、介護職員の処遇改善に一層取り組む。 <細項目②> ◆地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の機能強化を図るため、引き続き、相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成と資質の向上を図るとともに、専門性の高い相談支援等を今後も積極的に実施する。 ◆今後とも、障がい者の職業的自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」の活用等により、雇用と福祉の連携と、工賃向上プランの着実な推進を図る。

（政－様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全・安心１－（３）高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実		
②細項目	①高齢者を対象とした福祉サービスの充実 ②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援	③コード	3131 3132

④指標名	特別養護老人ホームの定員数　（細項目①）							
⑤指標の説明	第５次福島県高齢者福祉計画・第４次福島県介護保険事業支援計画における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設）の整備計画数（累計）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				8,982	9,571			
実績	8,302	8,532	8,748					
達成率								
⑦分　析	・第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。ただし、市町村の事情（整備方針の変更、事業者選定（公募）の実施状況等）や設置法人の事情（事業計画の変更、資金計画の変更等）等によっては、当該事業が延期や中止になる場合がある。							

特別養護老人ホームの定員数

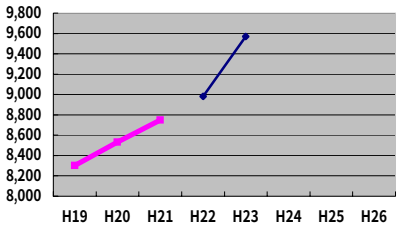

④指標名	就業している障がい者数　（細項目②）							
⑤指標の説明	公共職業安定所で把握している就業中の障がい者数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				6,200	6,350	6,500	6,650	6,800
実績	5,855	5,935	6,071					
達成率								
⑦分　析	・近年の不況の中にあっても、毎年増加している。就職を希望する障がい者は増加傾向にあり、また、障害者雇用納付金制度の対象が将来的には現行の常用雇用労働者300人超規模企業から101人以上規模の企業まで引き下げられることから、就業している障がい者数は徐々に増加するものと思われる。							

就業している障がい者数

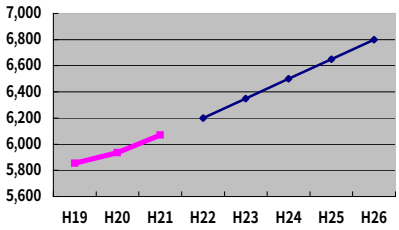

④指標名	介護老人保健施設の定員数　（細項目①）							
⑤指標の説明	第５次福島県高齢者福祉計画・第４次福島県介護保険事業支援計画における介護老人保健施設の整備計画数（累計）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				7,421	7,813			
実績	6,635	6,835	7,124					
達成率								
⑦分　析	・第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。ただし、現時点では、各医療機関の有する療養病床の転換分も見込んでいるので、国の方針に変更があれば（介護療養病床は平成２４年度末に廃止となっているが、廃止時期の延期がなされる等）、病床転換が先送りされる可能性がある。							

介護老人保健施設の定員数

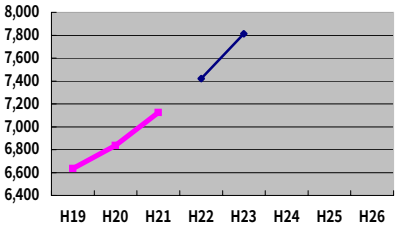

④指標名	ホームヘルプサービス利用回数（高齢者千人一週間あたり）　（細項目①）							
⑤指標の説明	訪問介護サービスの週間利用回数（高齢者千人当たり）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				88.6	90.9			
実績	84.4	83.2	84.2					
達成率								
⑦分　析	・平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。							

ホームヘルプサービス利用回数

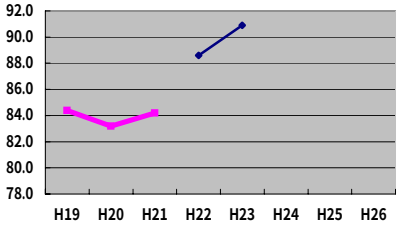

④指標名	地域生活に移行した障がい者数（身体障がい者及び知的障がい者）（H18年度以降の累計）　（細項目②）							
⑤指標の説明	入所施設から地域生活に移行した障がい者数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				349	438			
実績	104	171	227					
達成率								
⑦分　析	・単年度実績では、平成２１年度(56人)は平成２０年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。							

地域生活に移行した障がい者数
（身体障がい者及び知的障がい者）

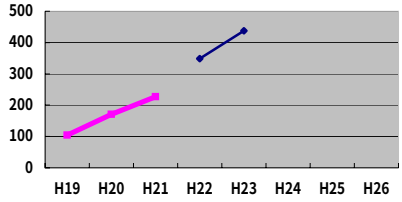

④指標名	地域生活に移行した障がい者数（精神障がい者）（H21年度以降の累計）（細項目②）							
⑤指標の説明	病院や入所施設から地域生活に移行した障がい者数 ※H19までは県が委託した事業所の支援による人数、H21以降は県全体の人数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				287	431			
実績	56	56						
達成率								
⑦分　析	・平成１６年から平成１９年までは、県が委託した６事業所の支援により５６名が退院したところであるが、平成２３年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。							

地域生活に移行した障がい者数
（精神障がい者）

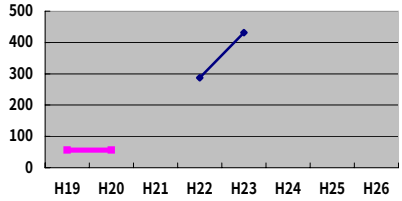

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全・安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実		
②細項目	①高齢者を対象とした福祉サービスの充実	③細項目コード	3131
④主担当課	保健福祉部　高齢福祉課	⑤関係部局	保健福祉部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　要介護となった高齢者が必要なサービスの提供を受けることができるよう、介護施設の整備を進めるとともに、居宅サービスの充実を推進します。 ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、介護保険施設及び介護サービス事業者等に対する指導監査を推進します。 ⅲ　ボランティアやＮＰＯなど地域の多様な主体による介護保険外の福祉サービスの提供を促進します。 ⅳ　介護休業が取りやすい職場環境の改善を図るとともに、介護に関する介護者の相談受付体制の充実を図ります。 ⅴ　福祉・介護サービス分野の人材を確保するため、福祉・介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、新たに就業を希望する求職者への支援を進めるとともに、福祉・介護人材の資質の向上を進めます。 ⅵ　高齢者が暮らしやすい居住環境をつくるため、福祉・介護サービスに適した住宅のバリアフリー化を促進します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○特別養護老人ホームの定員数、介護老人保健施設の定員数 第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。 ○ホームヘルプサービス利用回数（高齢者千人一週間当たり） 平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。
⑧社会経済情勢等	・高齢者人口の増加に伴う要介護（要支援）高齢者数の増加 ・介護療養病床の再編成の動き ・介護休業制度の改正（平成２２年６月）
⑨平成21年度の主な取組み実績・成果	○社会福祉施設整備事業、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業 社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設、小規模介護施設等整備の支援を行った。 ○低所得者利用者負担対策 介護サービスを利用する低所得者の負担軽減を図った。 ○日常生活自立支援事業 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（判断力のが十分でない高齢者等の福祉サービスの手続き、金銭管理の支援）への補助を行った。 ○福祉・介護人材確保緊急支援事業 福祉・介護人材の緊急的確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉・介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉・介護分野への参画を図った。 ○介護職員処遇改善臨時特例基金事業 介護職員の処遇改善や円滑な施設の開設を促進した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ社会福祉施設整備事業、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業 ⅱ介護保険施設等の指導等事業 ⅲ日常生活自立支援事業 ⅳ（一部新）認知症対策推進事業 ⅴ福祉・介護人材確保緊急支援事業、介護職員処遇改善臨時特例基金事業 ⅵ高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・要介護（要支援）高齢者の増加に見合った介護施設の整備及び居宅サービスの充実が必要である。 ・介護職員の報酬は他の職種より低く、離職率は他の職種より高い状況にある。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・第5次福島県高齢者福祉計画等に基づく計画的な介護施設の整備の促進及び居宅サービスの充実を推進していく。 ・長期的に介護職員を確保・定着させるため、介護職員の処遇改善に一層取り組む。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実		
②細項目	②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援	③細項目コード	3132
④主担当課	保健福祉部　障がい福祉課	⑤関係部局	保健福祉部、商工労働部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　障がい者一人ひとりの特性に応じた、介護、医療、生活訓練、職業訓練など、必要なサービス提供体制の整備を促進します。 ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を推進します。 ⅲ　障がい者が自主的な判断により、地域で生活したり、就労したりすることができるよう、地域での受入体制の整備や就労移行支援などを進めます。 ⅳ　障がい者の文化･スポーツ活動、交流活動への参加を促進し、社会参加のための環境整備を進めます。 ⅴ　障がい者を支援するボランティアの活動を支援します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○就業している障がい者数 　近年の不況の中にあっても、毎年増加している。 ○地域生活に移行した障がい者数 (身体障がい者及び知的障がい者) 　単年度実績では、平成21年度(56人)は平成20年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。 ○地域生活に移行した障がい者数 (精神障がい者) 　平成16年から平成19年までは、県が委託した6事業所の支援により56名が退院したところであるが、平成23年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。
⑧社会経済情勢等	･国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定など国内法整備の検討を進めるとともに、障害者自立支援法を廃止し新たな福祉法を制定することとしている。 ･障がい福祉サービスの利用者は年々増加している。 ･精神疾患を抱える患者が増加している中、国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を推進し、地域を拠点とする共生社会の実現を目指している。 ･近年の経済不況により、障がい者を取り巻く雇用環境はますます厳しさを増すなか、本県の障がい者の雇用率や工賃水準は上昇傾向にはあるものの、依然として全国平均を下回っている。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○障害者自立支援対策臨時特例基金事業 　事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図り、障がい者の自立した日常生活等を営むことができるよう各種事業を実施した。 ○発達障がい地域支援体制強化事業 　発達障がい者支援センターを中心として身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制の構築に努めた。 ○精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 　精神科病院に入院している精神障がい者の退院を促進するため、個別支援計画による総合的な支援を実施した。 ○障がい者工賃向上支援事業 　障がい者の工賃向上を目指すため、事業所を対象とした経営相談会を実施するなど各種の支援策を実施した。 ○職場適応訓練事業 　障がい者等の就職困難者に対して受け入れ可能な事業所の開拓を行い、訓練により作業環境に適応させて雇用の促進を図った。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　(一部新) 障害者自立支援対策臨時特例基金事業、市町村地域生活支援事業補助事業 ⅱ　指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 ⅲ　障がい者自立生活支援活動事業、(一部新) 発達障がい地域支援体制強化事業、 　精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業、(一部新) 障がい者工賃向上支援事業 　障がい者就業･生活支援センター事業、職場適応訓練事業、障がい者委託訓練事業 ⅳ　全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業、障がい者の明るい暮らし促進事業 ⅴ　社会参加促進事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・精神科医療機関や精神障がい者向けサービス提供機関の地域間偏在がある。 ・障がい者が地域で自立した生活を送るための地域の相談体制や受入体制が不十分である。 ・一般就労への移行促進に向けた職業訓練等の支援施策の促進や、福祉的就労の工賃向上のための事業所の意識改革、経営改革や情報提供が課題である。 ・発達障がいの支援に関わる専門的な支援者が不足している。また、ライフステージに応じた支援体制整備のため、成人期の支援（就労、経済面、生活の場の確保等）が課題である。 ・障がい者に対する理解促進のための広報活動や情報提供が不足している。特に、精神障がい者に対する根強い偏見が課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の機能強化を図るため、引き続き、相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成と資質の向上を図るとともに、専門性の高い相談支援等を今後も積極的に実施する。 ・グループホーム、ケアホーム、アパート等障がい者が地域で生活するための場の確保を引き続き支援する。 ・地域に移行した精神障がい者が、入院中の障がい者の退院支援を行うピアサポーターの養成を新たに行う。 ・今後とも、障がい者の職業的自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」の活用等により、雇用と福祉の連携と、工賃向上プランの着実な推進を図る。 ・発達障がいに関しては、発達障がい者支援センターを中心とした関係機関の支援ネットワークをさらに強化し、発達障がい児・者のライフステージに応じた支援の充実を図っていく。 ・障がい者に対する理解促進を図るため、障がいに関する作文やポスターの募集を継続するとともに、精神障がい者に関しては、研修会等の普及啓発事業を強化していく。

(政－様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実	③細項目コード
②細項目名	①高齢者を対象とした福祉サービスの充実	3131
④細項目の具体的な取組み	i　要介護となった高齢者が必要なサービスの提供を受けることができるよう、介護施設の整備を進めるとともに、居宅サービスの充実を推進します。 ii　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、介護保険施設及び介護サービス事業者等に対する指導監査を推進します。 iii　ボランティアやＮＰＯなど地域の多様な主体による介護保険外の福祉サービスの提供を促進します。 iv　介護休業が取りやすい職場環境の改善を図るとともに、介護に関する介護者の相談受付体制の充実を図ります。 v　福祉･介護サービス分野の人材を確保するため、福祉･介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、新たに就業を希望する求職者への支援を進めるとともに、福祉･介護人材の資質の向上を進めます。 vi　高齢者が暮らしやすい居住環境をつくるため、福祉･介護サービスに適した住宅のバリアフリー化を促進します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績･成果 ⑭H22度の目標等
i	5	介護職員処遇改善臨時特例基金事業	保健福祉部 高齢福祉課	3,228,327	H22	H24	介護職員処遇改善臨時特例交付金による基金を活用し、介護職員の処遇改善や、円滑な施設の開設を促進する。 基金名　福島県介護職員処遇改善臨時特例基金 ①処遇改善交付金 ②施設開設準備経費助成特別対策事業	①処遇改善交付金 ②施設開設準備経費助成特別対策事業 (目標) 県事業2施設、市町村事業19施設 (実績) 県事業1施設、市町村事業7施設 ①処遇改善交付金 ②施設開設準備経費助成特別対策事業 (目標) 県事業11施設、市町村事業42施設
i		高齢者総合相談センター運営事業	保健福祉部 高齢福祉課	8,945	H01	H24	高齢者総合相談センターを運営し、高齢者及びその家族等が抱える保健･医療･福祉･年金･法律･就労等に関する各種の心配ごと、悩みごと等に対する相談に応じる。	相談件数：1，523件 巡回相談会：県内12市町村 内訳：一般相談1，202件 (うち30件)、専門相談321件　(うち70件) ※(　)内は巡回相談件数 相談件数が前年度実績を上回るよう、広報等周知に力を入れる。
i		軽費老人ホーム事務費補助金	保健福祉部 高齢福祉課	430,271	S55	H23	軽費老人ホーム (A型･ケアハウス) が入所利用料のうち事務費の一部を階層区分 (課税･収入状況) に応じて減免した場合、県はその減免分を補助する。	補助先：(目標) 23施設　(実績) 23施設 補助先：(目標) 23施設
i		介護老人保健施設整備資金利子補給事業	保健福祉部 高齢福祉課	144,499	H22	H24	独立行政法人福祉医療機構から新築資金等を借り入れて介護老人保健施設を整備した施設の開設者等に対し、利子補給金を交付する。	－ (設置主体からの申請に基づく補助事業であるため、目標値未設置)
i		特養ユニットケア推進事業	保健福祉部 高齢福祉課	189	H21	H23	福島県内の特別養護老人ホーム入居者の生活の質向上を目的としたユニットケアを推進するため、次の事業を実施する。 ①ユニットケアリーダー研修実地研修施設養成事業 ②ユニットケア推進フォローアップ事業	①養成事業実施施設 (目標) 3施設、(実績) 3施設 ②フォローアップ研修会参加者 (目標) 40名　(実績) 44名 ①養成事業実施施設 (目標) 3施設 ②フォローアップ研修会参加者 (目標) 40名
i		社会福祉施設緊急整備特別対策事業	保健福祉部 高齢福祉課	92,850	H21	H24	補助単価の拡充を行い、特別養護老人ホーム等の施設整備を積極的に促進する。	①特別養護老人ホーム建設補助事業 (目標) 本体定員80名、併設ショート定員20名　(実績) 本体定員80名、併設ショート定員20名 ①特別養護老人ホーム建設補助事業 (目標) 本体定員260名、併設ショート定員30名
i		社会福祉施設整備事業	保健福祉部 高齢福祉課	557,100	H17	H23	社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を積極的に支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 ①特別養護老人ホーム建設補助事業 ②養護老人ホーム建設補助事業 (計画なし) ③ケアハウス建設補助事業 (計画なし)	①特別養護老人ホーム建設補助事業 (目標) 本体定員360名、併設ショート定員54名　(実績) 本体定員166名、併設ショート34名 ②養護老人ホーム建設補助事業 (目標) 定員80名　(実績) 80名 ①特別養護老人ホーム建設補助事業 (目標) 本体定員260名、併設ショート定員30名
i		施設整備資金利子補給事業	保健福祉部 高齢福祉課	153,280	H17	H23	社会福祉法人の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し、2．5%を乗じて得た額に借入利率で除して得た額を補助する。　補助率　2．5%／借入利率　　ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1／2を乗じて得た額を補助する。　補助率　1／2	補助先：(目標) 89施設　(実績) 86施設 補助先：(目標) 88施設

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		介護サービスクオリティアップ事業	保健福祉部 介護保険室	733	H15	H23	介護保険法の改正で、平成１８年度から介護保険サービス事業所に、事業所情報を公表することが義務付けられ、サービスの質の向上を図るとともに利用者のサービス選択に資するため、下記の事業を実施する。　介護サービス情報の公表事業 ①普及啓発　　②調査員養成	①介護サービス情報の公表に対するアクセス件数　：　３５，０２９件 ②介護サービス情報の公表に対するアクセス件数　：　３５，３５０件
i		低所得者利用者負担対策	保健福祉部 介護保険室	29,973	H12	H23	介護サービスを利用する低所得者の負担軽減を図るため、国の特別対策に基づき利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対して市町村が助成を行った場合、市町村に対して事業費を補助する。	補助対象市町村数　34市町村 補助対象者数　1,133人 補助額　25,972,000円 利用者負担の軽減措置が必要な低所得者に対して適切な助成を行う。
i		介護支援専門員養成事業	保健福祉部 介護保険室	12,623	H12	H23	介護支援専門員として実際に業務に携わる人を対象に、介護保険制度の動向や介護報酬及び実務に必要な知識等について研修を行う。	(1)介護支援専門員実務従事者基礎研修(目標250名)207名(2)介護支援専門員専門研修Ⅰ(目標300名）319名及びⅡ(目標300名)389名（(3)主任介護支援専門員研修(目標100名）193名 各研修とも前年並みの参加者数
i		介護保険等対応歯科保健医療推進事業	保健福祉部 地域医療課	150	H16	H22	福島県歯科医師会が実施する在宅寝たきり老人等の要介護者に対する歯科保健医療に関する研修会に対して補助を行う。	社団法人福島県歯科医師会主催による歯科医師や歯科衛生士、医療関係者、介護支援専門員、介護福祉士等を対象に介護対応研修を実施。 H21.11.1（会津若松市開催）　参加者144名 社団法人福島県歯科医師会主催による歯科医師や歯科衛生士、医療関係者、介護支援専門員、介護福祉士等を対象に介護対応研修を実施。 日時場所未定　予定参加者200名
i		福祉サービス苦情解決事業	保健福祉部 社会福祉課	4,723	H22	H26	福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービス利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決の解決等のため県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、運営経費を補助し、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。	・苦情受付件数　４４件 ・県担当者との意見交換会　1回 ・県担当者との意見交換会　1回
i		小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,010,446	H21	H24	(1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業 地域において将来必要となる小規模な介護施設、地域介護拠点の緊急整備を支援する。 (2)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 消防法施行令の改正により平成21年4月からスプリンクラー設置が義務付けられた既存施設に対し、スプリンクラー設置費用を助成する。	(1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業（目標）27施設（１５市町村）（実績）２０施設（１３市町村） (1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業　（目標）３７施設(１５市町村) (2)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業(目標）17施設
ii		福祉サービス第三者評価事業	保健福祉部 社会福祉課	341	H17	H22	福祉サービスに第三者による評価を導入することにより、サービスの質の向上を図るとともに利用者のサービス選択に資するため、下記事業を実施する。 ①当該事業のＰＲ　②評価調査者の養成	・評価実績　9件 ・評価調査者養成（継続）研修会の実施　17名 前年度実績数の維持
ii		認定調査員等研修事業	保健福祉部 介護保険室	1,804	H12	H23	介護保険サービスで受けられるサービス量は、認定結果に基づき算定されることから、介護保険制度を円滑に運営するためには要介護認定を公平かつ公正に実施する必要がある。 このため、要介護認定事務に関係する以下の者を対象として研修会を実施する。 （1）一次判定を行う資料になる訪問調査を行う認定調査員　（2）二次判定を行う認定審査会の構成員である認定審査会委員　（3）二次判定の資料になる主治医意見書を作成する主治医	（1）新任認定調査員研修2回開催383名 現任認定調査員研修会7回開催　1579名 （2）審査会委員研修7回開催　702名（3）主治医意見書説明会5回開催　149名 各研修とも前年並みの参加者数
ii		介護保険者指導事業	保健福祉部 介護保険室	1,385	H12	H23	介護保険制度の円滑な運営のため、保険者たる市町村に対して事業の運営等に関する指導助言、健全な保険者運営の支援等を行うことを目的とする。	市町村技術的助言実施　3市16町村等 介護給付適正化担当者研修開催　55市町村 市町村技術的助言については、２０カ所　その中の介護給付適正化に関して各市町村で定めた進捗状況を確認する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii		介護保険施設等の指導等事業	保険福祉部 福祉監査課	2,496	H12	H22	①介護保険施設等の集団指導…施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により指導を行う。 ②介護保険施設等の実地指導・監査…事前に書面提出を受け、指導の対象となる施設等において、実地確認し指導する。また、不正や違反が疑われる場合は監査を実施する。 ③介護保険施設等の指導担当職員研修の実施…各保健福祉事務所等の職員に対し研修を行う。	集団指導５回、延べ３，９８３施設等。実地指導４４０施設等。監査９事業所、営利法人監査３９５事業所。 集団指導５回。実地指導３８０施設等。営利法人監査３５４事業所。
ii		社会福祉法人監督事務費	保険福祉部 福祉監査課	1,592	H11	H22	①本庁一般監査…本庁による社会福祉法人・施設の監査を実施する。 ②保健福祉事務所一般監査…保健福祉事務所による法人・施設の監査を実施する。 ③特別監査…必要と認めた場合に特別監査を実施する。 ④厚生労働省研修…国立保健医療科学院が実施する研修に職員を派遣する。 ⑤監査事務費等経費…国との打ち合わせ・会議に職員を派遣する。 ⑥新設法人・施設に対する指導…法人認可後、開所前後に実地指導を行い、適切な法人・施設運営の確保を図る。	社会福祉法人監査１１３法人、社会福祉施設監査３５２施設。 社会福祉法人監査１０１法人、社会福祉施設監査３４９施設（予定）
iii		日常生活自立支援事業	保健福祉部 社会福祉課	26,380	H17	H22	県社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が自立した生活が送れるように、福祉サービス利用手続、日常的な金銭管理等を契約に基づき支援する）の経費を補助し、事業の円滑な運営を図る。 ※業務の一部を県内７地方の基幹的な市町村社会福祉協議会に委託。	（H22.3月末現在） ・H21年度契約締結件数　51件 ・実利用者数　201名 ・契約実務が可能な社協数　14社協 ※県内どこでも支援は受けられるが、実施体制側で契約締結事務が行える社協は限定されている。 実施主体における実施体制整備の強化
iv v		地域包括支援センター職員等研修事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,050	H18	H24	介護予防、認知症への対応、虐待への対応等、高齢者の様々な課題に対応し、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア及び介護予防を推進することにより、地域で暮らす高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター職員等に対して、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図ることを目的に研修事業を実施する。	初任者研修 ６５人、現任者研修 ２８人、認知症対応力向上研修 延べ４２４人等の参加があった。 初任者研修50人、現任者・認知症対応力向上研修 延べ400人の参加
iv v		（一部新）認知症対策推進事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,555	H21	H24	増加する認知症高齢者対策として、地域における支援体制整備を推進する。 （1）高齢者認知症予防指導者養成事業 （2）（新）認知症地域医療・介護連携強化検討会 （3）（新）認知症コールセンター事業	指導者養成講座受講42人（申込は62人。定員超過のため抽選） 指導者養成講座受講40人、連携強化検討会開催　3回、コールセンター事業の広報
v	5	福祉・介護人材確保緊急支援事業	保健福祉部 社会福祉課	108,301	H21	H23	福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉・介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉・介護分野への参画を図る。	・福祉・介護サービスチャレンジ教室実施 ・複数事業所連携事業　１ユニット設置 ・複数事業所連携コーディネーターの設置 研修事業の複数回実施
v		介護実習・普及事業	保健福祉部 高齢福祉課	34,532	H08	H23	実習を通じて介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する。　また、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図る。　これら知識・技術等の普及を効果的に実施するため、男女共生センター（二本松市）において事業を実施し、県民の意識の醸成を図る。	①介護相談件数：（実績）735件 ②県民介護講座受講者：（実績）2949名 ③専門研修受講者：（実績）365名 ①介護相談件数：（目標）735 ②県民介護講座受講者数：（目標）2000名 ③専門研修受講者数：（目標）260名
v		ホームヘルプパワーアップ作戦	保健福祉部 高齢福祉課	1,499	H18	H23	介護保険制度における訪問介護員の確保と資質の向上を図るため、各種研修を実施し、質の高い人材の養成に務め、訪問介護事業の効率的な実施を促進する。	①訪問介護初任者研修：（目標）100名（実績）147名 ②適正実施研修：（目標）200名（実績）270名 ③テーマ別技術向上研修：（目標）200名（実績）311名 ①訪問介護初任者研修：（目標）100名 ②適正実施研修：（目標）200名 ③テーマ別技術向上研修：（目標）200名

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
v		認知症介護実践者等養成事業	保健福祉部 高齢福祉課	11,876	S61	H23	認知症介護実務者及びその指導的立場にある者に対し認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、介護サービスの充実を図る。 (1)実践研修 (2)指導者養成事業	①実践研修修了者：（目標）920名　（実績）936名 ②指導者養成研修修了者：（目標）4名　（実績）4名 ①実践研修修了者：（目標）940名 ②指導者養成研修修了者：（目標）4名
v		福祉・介護人材確保緊急支援事業	保険福祉部 福祉監査課	43,120	H21	H23	①職場体験事業…福祉・介護の仕事に関心を持つ者に、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらうことで、円滑な就労を支援する。 ③福祉・介護人材マッチング支援事業…福祉・介護サービスへの人材の参入と定着を促進するため、就労を希望する個々の休職者にふさわしい職場開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上を支援する。	職場体験者６０名（延べ１７６日）。ハローワークにおける相談活動４９回／３１１名、施設・事業所への訪問１９（法人・施設）。 職場体験者延べ２８０名・日。ハローワークにおける相談活動１３箇所／月４回、施設・事業所への訪問５０（法人・施設）。
v		社会福祉関係職員研修事業	保険福祉部 福祉監査課	17,863	S57	H22	社会福祉行政職員研修、社会福祉施設職員研修、地域福祉従事者に対する研修及び研修に関する調査研究事業を委託し組織的・体系的に実施する。	２３項目の研修を実施。受講予定者数２，８００名に対して、受講者数２，８３４名。 各種研修を実施して県内の社会福祉関係職員を参加させ、知識・技術等の習得、資質の向上を図る。
v		福祉人材ｾﾝﾀｰ運営事業	保険福祉部 福祉監査課	25,817	H18	H23	社会福祉事業従事者の量的確保及び資質の向上を目的に、福祉サービスに対する理解の促進、イメージの改善、就業促進、福祉職場への就職斡旋及び人材確保に関する相談受付等を内容とする本事業を実施し、福祉マンパワーの確保対策を積極的に推進する。	無料職業紹介事業及び広報・啓発活動（通年）。福祉の仕事相談会５回、福祉の就職総合フェア２回、就職動向説明会１２校等。 無料職業紹介事業を柱に、福祉の就職総合フェア２回、就職動向説明会１８校等。
vi		高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	保健福祉部 高齢福祉課	24,016	H13	H23	高齢者が自宅における転倒等により要介護（要支援）状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を補助することにより、介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図ることを目的とする。 (1)補助事業の実施	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施件数：(目標）438件（実績）379件 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施件数：（目標）384件
再掲		地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	保健福祉部 高齢福祉課	2,234	H12	H22	(1) 地域リハビリテーション協議会 協議会において、県支援センター、広域支援センター、相談センター等の活動・指定のために、必要な協議を行うとともに、在宅復帰研修を実施する (2) 広域支援センターの運営 (3) 福島県支援センターの運営	研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修275人参加 研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修270人参加

（様式２）施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心１－（３）高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実	③細項目コード
②細項目名	②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援	3132
④細項目の具体的な取組み	ⅰ　障がい者一人ひとりの特性に応じた、介護、医療、生活訓練、職業訓練など、必要なサービス提供体制の整備を促進します。 ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を推進します。 ⅲ　障がい者が自主的な判断により、地域で生活したり、就労したりすることができるよう、地域での受入体制の整備や就労移行支援などを進めます。 ⅳ　障がい者の文化・スポーツ活動、交流活動への参加を促進し、社会参加のための環境整備を進めます。 ⅴ　障がい者を支援するボランティアの活動を支援します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ⅰ		視覚障がい者生活支援センター事業	保健福祉部 障がい福祉課	2,139	H19	H24	①視覚障がい者相談員設置事業 視覚障がい者に自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じる。 ②視覚障がい者生活訓練等事業 日常生活上必要な訓練・指導等を行う。 ③点字即時情報ネットワーク事業 新聞等による最新情報を点字及び音声により提供する。	①相談件数：856件 ②センター利用者数（相談を除く）：1,238人 ③情報提供件数：297件 視覚障がい者のニーズに応じた支援を行う。
ⅰ ⅴ		社会参加促進事業	保健福祉部 障がい福祉課	23,541	H19	H24	①手話奉仕員・通訳者事業 聴覚障がい者の社会参加を促進するため手話奉仕員等の養成及び派遣を行う。 ②盲ろう者通訳・介助員事業 盲ろう者通訳・介助員の養成及び派遣事業を行う。 ③障がい者110番運営事業 障がい者の人権に関わる専門相談窓口を開設して、障がい者の相談に応じる。 ④身体障がい者補助犬育成・貸与事業 重度の身体障がい者に補助犬を貸与する。	①手話奉仕員・通訳者事業：養成50名、派遣人数148名 ②盲ろう者通訳・介助員事業：養成72名、派遣256名 ③障がい者110番運営事業：相談件数240件 ④身体障がい者補助券育成・貸与事業：貸与者１名 ①②手話奉仕員等の養成研修を実施し、スキルアップを図る。 ③相談窓口については、難題を解決するために「専門チーム」を編成する。 ④1名に貸与する。
ⅰ		情報支援等事業	保健福祉部 障がい福祉課	5,816	H19	H22	障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオテープ等の貸出や手話通訳員を設置し情報支援の充実を図る。	①手話通訳員の配置：2名 ②テープ等作成：44作品 ③テープ等貸出：129本 作品のＰＲ等を実施することにより、貸出件数の増加を図る。
ⅰ		生活訓練事業	保健福祉部 障がい福祉課	920	H19	H23	障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者の状況に応じた支援を実施し障がい者福祉の増進を図る。	①中途失明者緊急生活訓練事業：17回実施 ②障がい者生活訓練事業：視覚障害者関係6回実施等 障がい者の要望に対応した訓練等を実施する。
ⅰ		市町村地域生活支援事業補助事業	保健福祉部 障がい福祉課	266,000	H19	H23	市町村が実施する相談支援機能強化、移動支援事業、コミュニケーション支援事業等の実施事業に対し手補助を行う。 （補助率：国１／２、県１／４）	①相談支援事業 ［59.3％：全国平均　非公表］ ②移動支援事業実施率 ［66.1％：全国平均86.1％］ ③コミュニケーション支援事業 ［54.2％：全国平均75.1％］ 事業の促進を図り、全国平均に近づける。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		障害者自立支援法関係人材育成事業	保健福祉部 障がい福祉課	2,053	H19	H24	障害福祉サービス又は相談支援事業が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。 ①障害程度区分認定調査員等研修事業 ②障がい者相談支援従事者研修事業 ③サービス管理責任者研修事業	①障害程度区分認定調査員等研修事業 ・障害程度区分認定調査委員研修会…1回開催（出席者100人） ・市町村審査会委員研修会…1回開催（出席者88人） ②障がい者相談支援従事者研修事業 障がい者相談支援従事者養成研修 修了者　154名 障がい者相談支援従事者現任研修 修了者　24名 ③サービス管理責任者研修事業 修了者　174名 ①障害程度区分認定調査員等研修事業 ・障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営のため、障害者自立支援法障害程度区分認定調査委員及び市町村審査会委員の研修事業を各1回実施する。 ②障がい者相談支援従事者研修事業 障がい者相談支援従事者養成研修 参加予定者数　160名 障がい者相談支援従事者現任研修 参加予定者数　40名 ③サービス管理責任者研修事業 参加予定者数　240名
i		高次脳機能障がい支援体制整備事業	保健福祉部 障がい福祉課	681	H19	H24	高次脳機能障がい者への相談支援の中核を担う支援拠点機関の設置、基本的な相談支援手法等に関する研修会の開催、パンフレットの作成、配付による普及啓発を図る。	福島県高次脳機能障がい支援拠点機関 H20年9月に開室（総合南東北病院） H21年度の相談件数　568件 県主催による研修会　1回開催 平成22年度から総合南東北病院に普及啓発事業を含めて業務委託 研修会　1回実施
i		障がい者ホームヘルパー養成支援事業	保健福祉部 障がい福祉課	1,843	H19	H24	ホームヘルパーの資格取得を希望する知的障がい者及び精神障がい者、発達障がい者に対し、2級ホームヘルパー養成研修等を行い、さらに、修了者に対し就業場所の提供等を併せて行うことで障がい者の就労範囲の拡充及び自立促進を図る。	募集人員12名　うち参加者10名（2級ホームヘルパー及び知的ガイドヘルパー資格取得者9名） 募集人員12名　参加予定者12名（うち2級ホームヘルパー及び知的ガイドヘルパー資格取得者12名）
i iii iv		社会福祉施設整備事業	保健福祉部 障がい福祉課	67,248	S33	H30	障がい児及び障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行う。	整備件数　1件　せきれい（富岡町） 補助額　58,575千円 整備件数　3件 補助額　67,248千円
i iii		在宅知的障がい者対策費	保健福祉部 障がい福祉課	3,176	H15	H24	国庫補助対象外の知的障がい者グループホーム事業に対し補助を行う。	補助先　2団体（田村市） 補助先　2団体（田村市）
i iii		発達障がい者支援センター運営事業	保健福祉部 障がい福祉課	7,789	H19	H29	発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う。	相談延べ件数　1,091件 引き続き、発達障がい児・者の相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発活動を実施する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i iii	5	発達障がい地域支援体制強化事業	保健福祉部 障がい福祉課	12,723	H21	H23	早期発見・支援体制の整備、家族への支援・情報交換の場の提供、身近な地域での相談拠点づくり、地域支援の中核的人材育成、直接支援機関の支援力向上を図ることにより、地域の発達障がいの支援体制を強化し、発達障がい者支援センターを中心としながら、身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制を構築する。	⑴ 子どもの発達「気づきと支援」推進事業 ア　発達障がい児気づきと支援体制整備検討会 (ｱ)体制整備検討会　3回開催 (ｲ)方部別検討会　各方部で1回開催 イ　発達障がい児の早期発見・支援体制の実態把握調査実施 ⑵ 発達障がい相談支援推進事業 ア　家族のためのワークショップ事業 5回開催　参加者　126名 イ　発達障がい地域支援機能強化事業 (ｱ)発達障がいサポートコーチ事業 6法人委託　相談件数　348件 (ｲ)発達障がい児地域療育機能強化事業 6法人委託　相談件数　462件 ⑶ 発達障がい地域支援力向上事業 ア　支援機関に対する訪問相談支援事業 6回実施 イ　発達障がい専門療育力向上事業 2回開催　参加者　40名 ウ　地域発達相談支援員養成事業 4回シリーズで実施　修了者　33名 ⑷ 発達障がい者支援センター連絡協議会 3回開催 21年度に引き続き事業を実施するとともに、成果を地域自立支援協議会等を通して市町村にフィードバックし、市町村における発達障がいの支援体制整備を推進する。
ii		指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	保健福祉部 福祉監査課	287	H16	H22	①指定障害福祉サービス事業者等の集団指導…施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により指導を行う。 ②指定障害福祉サービス事業者等の実地指導・監査…事前に書面提出を受け、指導の対象となる施設等において、実地確認し指導する。また、不正や違反が疑われる場合は監査を実施する。 ③指導担当職員研修…各保健福祉事務所等の職員に対し研修を行う。	集団指導3回、９４７施設等。実地指導１３０施設等。監査０。 集団指導3回。実地指導１９４施設等。
i iii	5	障害者自立支援対策臨時特例基金事業	保健福祉部 障がい福祉課	1,161,464	H18	H23	障害者自立支援法の円滑な運用を図るため、平成23年度までの特別対策として、事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図るための各種事業を実施し、障がい者（児）の自立した日常生活等を営むことができるよう支援する。	1　事業者運営安定化事業 補助額　１７０，８９０千円 2　新法移行等円滑化事業 補助額等　１５１，３８５千円 3　介護・福祉人材の処遇改善等 補助額等　１６５，４００千円 4　その他の事業［自立支援総室分］ １２０，９７４千円 5　福祉・介護人材確保緊急支援事業 補助額等　１６，６１１千円 計画どおり事業を実施する。
iii	5	職場適応訓練事業	雇用労政課	12,720	S38	H26	中高年齢者・障がい者等の就職困難者の就職を促進するため、受け入れ可能な事業所を開拓し、同事業所において訓練を行い、作業環境に適応させ、訓練修了後は当該事業所に雇用させることを前提に実施する。	実施人員：(目標)８４人月（実績）７９人月 実施人員：８４人月
iii	5	障がい者工賃向上支援事業	保健福祉部 障がい福祉課	14,136	H20	H22	障がい者の地域における自立した生活の実現を図るため、「福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、その計画の実現に向けた各種の支援策を実施し、事業所の意識改革、さらには障がい者の工賃向上を目指す取組を実施する。	1　相談員設置・専門家派遣等事業 (1)　相談員設置事業 事業所を対象とした経営相談会を実施 県内4方部（１３事業所） (2)　専門家派遣事業 派遣事業所数１２か所 (3)　ビジネススキルアップ研修 7回開催（参加事業所45、参加人数65） 2　施設サービス向上研修 9日間実施（31名参加） 3　工賃向上計画進行管理 障がい者工賃向上プラン推進会議の開催 （2回開催 → 21年11月、22年2月） ※　工賃実績 18年度　9,540円（全国12,222円） 19年度　11,034円（全国12,600円） 20年度　11,278円（全国12,587円） 21年度に引き続き事業を実施する。 本県の目標工賃(障がい者工賃向上プラン) 23年度末において20,000円

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iii	5	精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業	保健福祉部 障がい福祉課	16,183	H21	H23	精神科病院に社会的入院をしている精神障がい者に対して、個別支援計画を策定し、自立体験、同行支援等の総合的な支援を行い、退院するための意欲と生活能力を身に付けさせることにより、精神障がい者が、自ら望む地域において、自分の意志で選択・決定しながら、地域社会の一員として、自立した生活を実現できるようにする。	県内10の精神科病院に、長期入院者の退院支援プロジェクトチームを編成。 108人を支援し、52人が退院に結びついた。 更に9の精神科病院に退院支援プロジェクトチームを編成すると共に、90人以上を支援し、32人以上を退院に結びつける。
i iii		障がい児（者）地域療育等支援事業	保健福祉部 障がい福祉課	29,671	H19	H23	在宅の心身障がい児（者）の地域における生活を支えるため、いわき市を除く県内の各地域に相談支援アドバイザーを配置し、地域相談支援体制の推進、専門的な相談支援体制の確保並びに身近な地域で専門的な療育指導が受けられる療育支援機能の充実を図る。	6法人10施設に委託 相談件数　2,246件 6法人10施設に委託
i iii		広域的支援事業	保健福祉部 障がい福祉課	723	H19	H22	市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備や地域生活移行に向けた支援を行う。	相談支援体制整備事業 県自立支援協議会の開催　2回 地域生活移行支援事業 地域自立支援協議会等への委員派遣　13回 相談支援体制整備事業 県自立支援協議会の開催　2回 地域生活移行支援事業 地域自立支援協議会等への委員派遣　20回
i iii		精神障がい者社会復帰施設運営事業	保健福祉部 障がい福祉課	163,767	H20	H23	精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定社会復帰施設の運営費について補助する。	補助件数　9件 補助額　193,414千円 補助件数　7件 補助額　163,767千円
i iii		障がい者就労訓練設備等整備事業	保健福祉部 障がい福祉課	30,000	H20	H21	障害者自立支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援等の新事業に移行しようとする小規模作業所等に対して、必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。	補助件数　2件 補助額　11,337千円 補助件数　9件 補助額　30,000千円
i iii		障がい者就業・生活支援センター事業	保健福祉部 障がい福祉課	31,740	H19	H24	障がい者の就労を推進するため「障害者就業・生活支援センター」を活用して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を行う。	登録者数（H22.3.31現在の総数）　1,182名 相談支援件数（平成21年度）　延べ8,476件 県内の各障害者就業・生活支援センターにおいて、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を実施し、生活の相談や生活支援を実施した。 関係機関と連携をしながら、生活支援に関する活動を実施し、自立支援を図っていく。
iii		障がい者自立生活支援活動事業	保健福祉部 障がい福祉課	2,550	H20	H22	障がい者が主体性を持って、地域で自立して生活できるよう支援する「障がい者自立生活センター」において、身体障がい者の施設入所者を主な対象として、自立生活プログラムを策定し、障がい者によるカウンセリングや自立生活体験等とともに、家族や地域に対する啓発活動を実施することにより、円滑な地域生活移行と自立した地域定着の実現を図るための活動に補助する。	プログラム利用者　25名 プログラム利用予定者　34名
iii		障がい者地域生活移行自立サポート事業	保健福祉部 障がい福祉課	1,704	H19	H22	施設に入所している障がい者の地域生活移行、社会復帰を促進するため、生活の場、活動の場の体験活動事業を実施する。	実施法人　5法人 利用者数　66名 地域生活移行者数　19名 実施法人　5法人 利用者数　54名 地域生活移行者数　15名
iii		授産振興対策事業	保健福祉部 障がい福祉課	5,157	H22	H24	障がい者小規模作業所を含む授産施設等をネットワーク化し授産事業の振興を図るため、授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。	1 展示即売会　23日間開催 2　アンテナショップ　72日間開催 3　新商品開発コンクール　22年1月開催 21年度に引き続き事業を実施する。
iii		精神障がい者社会適応訓練事業	保健福祉部 障がい福祉課	2,638	H20	H23	回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、県に登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、円滑な社会復帰を支援する。	訓練継続5名、新規7名で訓練を行う。 ①訓練参加者：年間12名 ②訓練日数：平均14日 ③訓練月数：平均8ヶ月 ①訓練予定者：（目標）20名 ②訓練日数：　（目標）16日／月 ③訓練月数：　（目標）8ヶ月

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iii		障がい者委託訓練事業	商工労働部 産業人材育成課	37,704	18	22	障がい者の一般雇用への移行を促進するため、就労支援を行う。 1　障がい者委託訓練事業 　障がい者の雇用促進に資するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、職業訓練を実施する。 2　障がい者職業能力開発事業 　テクノアカデミー郡山を活用し、障がい者職業訓練の地域拠点整備を図るとともに、知的障がい者を対象とした職業訓練を実施する。	1　障がい者委託訓練事業 　定員75名、受講者数57名、 　修了者54名、就職者9名、就職率16.7% 2　障がい者職業能力開発事業 　定員30名、受講者数16名 　修了者13名、就職者8名、就職率61.5% (H22.3.31現在、確定値は6月末) 1　障がい者委託訓練事業 　定員90名、就職率25.0% 2　障がい者職業能力開発事業 　定員10名、就職率50.0%
iii		福島県雇用開発協会補助金	商工労働部 雇用労政課	900	H16	H26	社団法人福島県雇用開発協会を指導・援助することにより、高齢化社会における高年齢者の雇用の促進と安定、新規学卒者の県内定着、障がい者雇用の理解と促進を図る。	若年労働力対策：ホームページの運営 高年齢者、障がい者雇用対策：雇用促進チラシの作成、配布　１３４８社 啓発対象企業の増
iv		全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	保健福祉部 障がい福祉課	6,148	S40	H24	千葉県で開催される第１０回全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣する。	①第9回全国障害者スポーツ大会 　平成21年10月10日～10月12日　於新潟県 ②派遣選手団51名（選手31名、役員20名） 千葉県で開催される第10回全国障害者スポーツ大会に福島県選手団を派遣する。
iv		障がい者の明るい暮らし促進事業	保健福祉部 障がい福祉課	1,133	H19	H24	①精神障がい者家族会学習会（家族教室） ②家族相談員養成講習会 ③精神障がい者スポーツ・レクリエーション教室	精神障がい者や家族同士が交流を深めるために、県内各地で年20回講演や家族会等を実施。延べ1,252名参加し、社会参加の促進を図った。 精神障がい者の家族交流や社会参加の促進、精神障がい福祉に対する県民の理解を深めてもらうため、県内各地で家族交流会や講演会を実施し、障がい者の社会復帰につなげる。

(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止･被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止 ②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上 ③消費生活などにおける安心の確保	③細項目コード	3211 3212 3213
④担当課	知事直轄　総合安全管理課	⑤関係部局	知事直轄、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、警察本部

【現状分析】

⑥指標の分析	◆交通事故死亡者数、交通事故死傷者数 平成13年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移している(死亡者：20年113人→21年101人、死傷者20年14，772人→21年14，343人)ものの、本県は東北6県の中では最も死者数が多い状況にある。 ◆犯罪発生件数（刑法犯認知件数） 平成15年以降減少している(20年19，582件→21年19，527件)ものの、減少幅は狭まり、いつ増加に転じるか予断を許さない状況にある。 ◆不良食品発生件数 平成21年度の不良食品発生件数は、前年度より減少(20年61件→21年58件)している。 ◆振り込め詐欺の被害額（認知件数） 認知件数(20年131件→21年64件)、被害金額(20年168,100千円→21年115,600千円)とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において1～2億の金額水準で推移している。
⑦社会経済情勢等	◆合理性や効率性の優先、人と人との関係の希薄化を背景とした、災害や犯罪、事件、事故など安全や安心を脅かす問題の多様化、複雑化 ◆道路交通の量的拡大、高齢者人口の増加等による交通事故の発生リスクが高まる傾向 ◆食の安全･安心に関わる事案の発生による消費者等の食の安全･安心への関心の高まり ◆振り込め詐欺手口の変遷･新たな手口による振り込め詐欺の被害の発生
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	〈細項目①〉 ◆安全で安心な県づくり推進事業 条例説明会、「安全で安心な県づくりの活動標語」の募集表彰、「安全で安心なふくしま推進大会」の開催等により安全で安心な県づくりの普及啓発を行うとともに、条例を具現化するため、基本計画を策定した。 ◆犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 「犯罪被害防止アドバイザー」(790人)を委嘱し、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図った。 ◆高齢歩行者交通安全教育事業 高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いて、参加･体験型の交通安全教育を実施した。 〈細項目②〉 ◆食の安全･安心推進事業及び食品の正しい表示推進事業 食の安全･安心アカデミー（3コース）を開講し、消費者･生産者･食品事業者に対し、食品表示制度等の理解促進に努めた。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、食品表示モニタリングを行い、食品の適正表示を推進した。さらに、GAP及びトレーサビリティシステムの導入促進の取組みとして、生産者や指導普及員に対する研修を行った。 ◆県内流通食品の検査事業 県内に流通する食品について、食品添加物、病原微生物及び残留農薬等の検査を実施し、基準超過となる不良食品の流通防止に努めた。 〈細項目③〉 ◆消費者行政体制強化事業 県自らの消費者行政体制の強化を図るとともに、消費者行政の充実強化に取り組む市町村に対し支援を行った。 ◆振り込め詐欺被害拡大防止運動 関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、「それうそかも？」運動や振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。

⑨平成22年度の主な取組み	〈細項目①〉 ◆安全で安心な県づくり推進事業 ◆犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 ◆高齢歩行者交通安全教育事業 ◆(一部新)学校自転車安全対策推進事業 中・高生に対して自転車の鍵かけ（二重ロック）や交通ルールに関する注意喚起を促し、自主防犯意識と遵法意識の高揚を図る。 〈細項目②〉 ◆（一部新）食の安全・安心推進事業 ◆食品の正しい表示推進事業 ◆県内流通食品の検査事業 〈細項目③〉 ◆消費者行政体制強化事業 ◆振り込め詐欺被害拡大防止運動

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	〈細項目①〉 ◆自助・共助の考え方が十分に浸透しておらず、地域における自主的取組みが不十分である。 ◆安全と安心の確保に向けた関係機関相互の連携協力関係の構築と情報共有が不十分である。 ◆交通事故や犯罪、虐待など 高齢者が被害者となる事故や事件が多く、今後も高齢化が進むことから、高齢者に対する対策が必要である。 〈細項目②〉 ◆食品表示については、食品衛生法、JAS法及び景品表示法等の複数法令により規制されているが、中小の食品関係事業者等にはそれぞれの表示内容が十分理解されているとは言えない状況である。 ◆生産者及び食品関係事業者の食の安全・安心確保に向けたGAPや自主的な衛生管理などの取組み状況が、依然として、消費者に十分理解されているとは言えない状況であることから、いかにして消費者への周知と理解促進を図るかが課題である。 〈細項目③〉 ◆県消費生活センター相談件数が、近年減少傾向にある一方、70歳以上の高齢者からの相談件数は増加しており、高齢者への啓発を強化しているものの、依然として高齢者被害は後を絶たない。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	〈細項目①〉 ◆自助・共助の取組みを普及するとともに、広報啓発、関係機関相互のネットワークの構築、連携強化を進め、安全と安心の確保を効果的に行っていく。 ◆高齢化に伴い増加する高齢者の交通事故、犯罪被害、高齢者虐待の防止に向け、より一層の対策を講じていく。 〈細項目②〉 ◆食品表示制度の簡素化に向けた、法制度の見直し等の国への働きかけを行うほか、食品関係事業者の食品表示制度の理解促進のために取組みの強化と適正表示の実施に向けた指導助言を強化していく。 ◆食品関係事業者等に対する監視指導及び食品の検査等については、毎年度の食品衛生監視指導計画の実施結果を踏まえ見直しを行い、重点的かつ効果的に実施していく。 ◆食の安全に関わる関係者（消費者・生産者・食品関係事業者）の相互理解を促進するため、関係者間の交流の場の充実に取り組んでいく。 〈細項目③〉 ◆高齢者への啓発をさらに強化するとともに、事業者指導等により消費者行政を推進する必要がある。

（様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全・安心２－（1）身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止 ②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上 ③消費生活などにおける安心の確保	③コード	3211 3212 3213

④指標名	交通事故死亡者数							
⑤指標の説明	交通事故により24時間以内に死亡した者の数(人)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				110	105	100	95	90
実績		113	101					
達成率			112%					
⑦分　析	平成１３年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移しているものの、本件は東北６県の中では最も死者数が多い。また、高齢者の死者数が全死者の半数を占めている。							

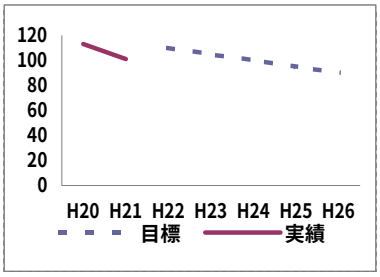

④指標名	犯罪発生件数（刑法犯認知件数）							
⑤指標の説明	刑法犯認知件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				19,480	19,360	19,240	19,120	19,000
実績		19,582	19,527					
達成率			100.3%					
⑦分　析	平成１４年をピークに減少しているものの、ここ３年程度の減少幅は緩やかになっており、増加に転じる可能性もある。							

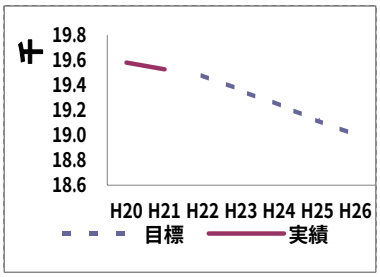

④指標名	不良食品発生件数							
⑤指標の説明	県内で生産・製造等された食品で、食品衛生法に基づく規格基準等に違反した食品の発生件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				52	46	41	35	29
実績		61	58					
達成率			105.2%					
⑦分　析	近年の食の安全に対する消費者の関心の高まりを反映し、ここ約５年程度は消費者からの届出件数が増加傾向にあるが、平成２１年度の不良食品発生件数は、前年度より減少している。							

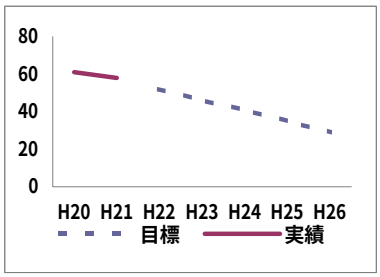

④指標名	交通事故死傷者数							
⑤指標の説明	交通事故による死亡者と負傷者の数(人)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				13,700	13,200	12,800	12,400	12,000
実績		14,772	14,343					
達成率			103.0%					
⑦分　析	平成１３年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移しているものの、本件は東北６県の中では最も死者数が多い。							

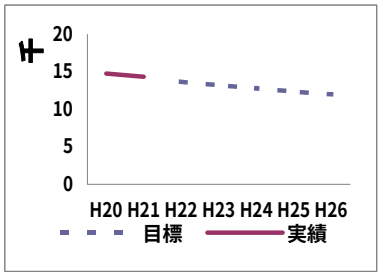

④指標名	児童虐待相談受付件数							
⑤指標の説明	児童相談所が年度内に受け付けた児童虐待の相談件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		237	203					
達成率			116.7%					
⑦分　析	児童虐待問題の背景には、家族の抱える様々な問題や、養育力の不足している家庭の増加などの要因があり、発生は予測困難であることから、相談受付件数をモニタリング指標とした。本県では、平成１９年度をピークに減少しているが、増加に転じる可能性もある。							

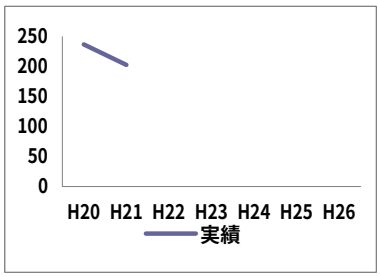

④指標名	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数							
⑤指標の説明	配偶者暴力相談センターが受け付けたドメスティック・バイオレンスの相談件数(							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		1,709	1,675					
達成率			102.0%					
⑦分　析	ＤＶは、その発生は予測困難であることから、相談受付件数をモニタリング指標とした。本県では、平成２０年度をピークに減少しているが、増加に転じる可能性もある。							

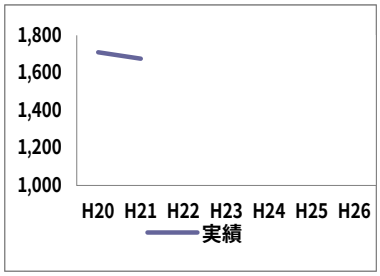

④指標名	JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率							
⑤指標の説明	JAS法に基づき調査を行った生鮮食品のうち、適正に表示されている生鮮食品数（品目数）の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実績		93.6%	89.6%					
達成率			95.7%					
⑦分　析	平成２１年度のJAS法に基づく生鮮食品の適正表示率は、前年度を下回っている。							

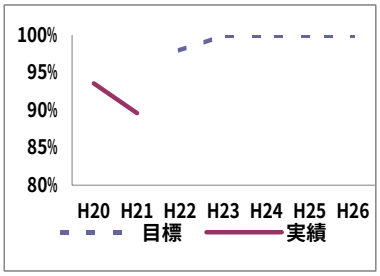

④指標名	GAPに取り組む産地数							
⑤指標の説明	GAP（農業生産工程の管理手法）を実践している産地の数(産地)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				106	126	146	166	186
実績		66	95					
達成率			143.9%					
⑦分　析	平成２１年度のGAPに取り組む産地数は、前年度より増加している。							

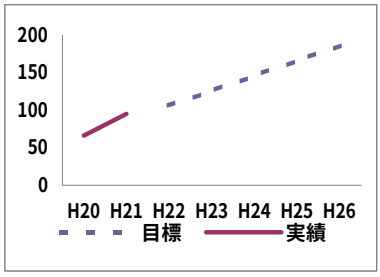

④指標名	振り込め詐欺の被害額（認知件数）							
⑤指標の説明	県内において１年間に認知した振り込め詐欺の被害額（万円）と件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		1億6,810万円 131件	1億1,560万円 64件					
達成率			145.4% 204.7%					
⑦分　析	認知件数、被害金額とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において１～２億の金額水準で推移している。							

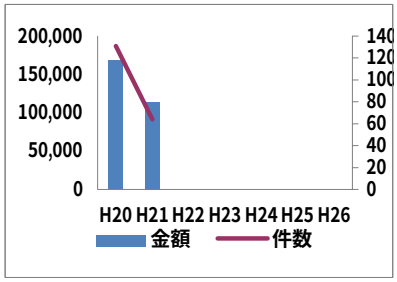

④指標名	消費生活に関する相談員がいる市町村数							
⑤指標の説明	商品やサービスなどの消費生活全般の相談に対応する相談員がいる市町村の数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				9市	10市	11市	12市	13市
実績		8市	8市					
達成率			100.0%					
⑦分　析	設置数は横ばいであるが、今後相談員設置が予定されている市がある。							

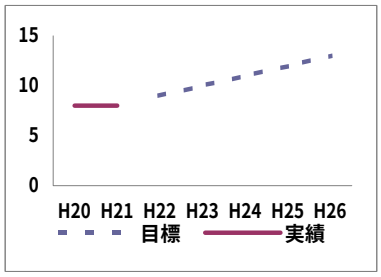

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止	③細項目コード	3211
④主担当課	知事直轄　総合安全管理課	⑤関係部局	生活環境部、保健福祉部、警察本部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　地域住民、ボランティア団体、自治体、警察が連携し、悪質犯罪を始めとする各種犯罪、薬物乱用、交通事故などの防止を図ります。 ⅱ　通信指令システムの高度化など、初動警察活動体制の整備を図ることにより、事件・事故発生時における迅速・的確な対応を推進します。 ⅲ　犯罪被害者に対する相談等の取組みの促進などにより、被害者支援や被害の防止を図ります。 ⅳ　関係機関の連携の下、児童・高齢者・障がい者の虐待、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談や支援体制を充実し、重大な人権の侵害の防止と被害者などに対する支援を進めます。

【現状分析】

⑦指標の分析	○交通事故死亡者数、交通事故死傷者数 平成13年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移している(死亡者：20年113人→21年101人、死傷者20年14，772人→21年14，343人)ものの、本県は東北6県の中では最も死者数が多い状況にある。 ○犯罪発生件数（刑法犯認知件数） 平成15年以降減少している(20年19，582件→21年19，527件)ものの、減少幅は狭まり、いつ増加に転じるか予断を許さない状況にある。 ○児童虐待相談受付件数 全国的には増加傾向にあるが、本県は平成１９年度をピークに減少している(20年237件→21年203件)。しかしながら、依然として200件台で推移していることやケースの複雑・困難化が進んでおり、増加に転じる可能性もある。 ○ドメスティック・バイオレンス相談受付件数 最近では、平成20年度が最も高い件数であった(20年1,709件→21年1,675件)が、DVに起因する事件が全国的に後を絶たないことから、今後も高水準で推移していくものと考えられる。
⑧社会経済情勢等	・合理性や効率性の優先、人と人との関係の希薄化を背景に、災害や犯罪、事件、事故など安全や安心を脅かす問題が多様化、複雑化している。 ・次々と新たな手口による振り込め詐欺の被害が発生している。 ・道路交通の量的拡大、高齢者人口の増加等から交通事故の発生リスクが高まる傾向。 ・覚せい剤や大麻などの薬物乱用が依然として後を絶たたず、とりわけ次代を担うべき青少年への汚染が大きな社会問題化。 ・高齢者に対する虐待が増加傾向にある。
⑨平成21年度の主な取組み実績・成果	○安全で安心な県づくり推進事業 条例説明会、「安全で安心な県づくりの活動標語」の募集表彰、「安全で安心なふくしま推進大会」の開催等により安全で安心な県づくりの普及啓発を行うとともに、条例を具現化するため、基本計画を策定した。 ○犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 「犯罪被害防止アドバイザー」を委嘱(790人)し、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図った。 ○高齢歩行者交通安全教育事業 高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いて、参加・体験型の交通安全教育を実施した。 ○虐待から子どもを守る総合対策推進事業 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、関係機関・団体の連携強化、児童相談所の専門性の強化及び体制整備を図った。 ○配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業 要保護女子の早期発見、保護更正に関し、相談・指導等の業務を行った。また配偶者暴力相談支援センター（保健福祉事務所を指定）において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行った。

⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ 安全で安心な県づくり推進事業、(一部新)学校自転車安全対策推進事業、犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業、高齢歩行者交通安全教育事業、覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 ⅱ通信指令支援システム構築及び維持管理事業 ⅲ 被害者(人)に優しい人づくり推進事業、被害者支援運営事業 ⅳ 高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業、虐待から子どもを守る総合対策推進事業、配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・ 自助・共助の考え方が十分に浸透しておらず、地域における自主的な取組みが不十分である。 ・ 安全と安心の確保に向けた関係機関相互 の連携協力関係の構築と情報共有が不十分である。 ・ 交通事故や犯罪、虐待など 高齢者が被害者となる事故や事件が多く、今後も高齢化が進むことから、高齢者に対する対策が必要である。 ・ 犯罪被害者等支援について、その重要性や必要性の認識が十分に浸透しているとは言えない状況にある。 ・ 虐待やドメスティック・バイオレンスについては地域の見守り力の低下などから依然として後を絶たない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・ 自助・共助の取組みを普及するとともに、広報啓発、関係機関相互のネットワークの構築、連携強化を進め、安全と安心の確保を効果的に行っていく。 ・ 高齢化に伴い増加する高齢者の交通事故、犯罪被害、高齢者虐待の防止に向け、より一層の対策を講じていく。 ・ 犯罪被害者等への支援について、重要性等の周知に努めるなど、さらに取組みを強化していく。 ・ 虐待やドメスティック・バイオレンスについては、未然防止や早期対応に向けた地域の見守り力の強化や関係機関の連携強化に向けた取組みを推進し、支援していく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保				
②細項目	②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上			③細項目コード	3212
④主担当課	保健福祉部　食品生活衛生課	⑤関係部局	生活環境部、農林水産部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　食品の表示の適正化や食品事業者に対する監視指導の推進により、食品の安全確保を図ります。 ⅱ　食品安全検査体制を強化し、安全性に問題のある食品の流通防止を図ります。 ⅲ　県産農産物のトレーサビリティを充実するとともに、農業生産工程管理手法(GAP)の普及を推進し、県産農林水産物の安全性の向上に努めます。 ⅳ　情報の提供や交流の場づくりなどにより、消費者への食品安全に関する知識の普及啓発を図るとともに、消費者と生産者･食品事業者の相互理解を促進します。

[現状分析]

⑦指標の分析	○不良食品発生件数 平成21年度の不良食品発生件数は、前年度より減少(20年61件→21年58件)している。 ○JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 平成21年度のJAS法に基づく生鮮食品の適正表示率は、前年度を下回っている(20年93.6%→21年89.6%)。 ○GAPに取り組む産地数 平成21年度のGAPに取り組む産地数は、前年度より増加(20年66→21年95)している。
⑧社会経済情勢等	・　食の安全･安心に関わる事案の発生による消費者等の食の安全･安心への関心の高まり ・　GAPに取り組む農業者の高齢化 ・　経済情勢の悪化等により中小規模食品事業者の経営環境が厳しくなっている。 ・　グローバル化が進み、様々な国からの輸入食品が増加している。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○　食の安全･安心推進事業及び食品の正しい表示推進事業 食の安全･安心アカデミー(3コース)を開講し、消費者･生産者･食品事業者に対し、食品表示制度等の理解促進に努めた。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、食品表示モニタリングを行い、食品の適正表示を推進した。さらに、GAP及びトレーサビリティシステムの導入促進の取組みとして、生産者や指導普及員に対する研修を行った。 ○　GAP導入支援普及活動推進事業等 14名のJGAP指導員を育成し、産地におけるGAP取組みを推進した。 ○　作物保護適正管理推進事業等 農薬適正使用推進会議や研修会等を開催し、県産農産物から残留農薬基準を超過するような事例が発生することのないよう、農薬の適正使用について、指導を行った。 ○　県内流通食品の検査事業 県内に流通する食品について、食品添加物、病原微生物及び残留農薬等の検査を実施し、基準超過となる不良食品の流通防止に努めた。 ○　食品営業施設への監視指導、衛生知識の普及啓発事業等 食品関係営業施設等に対する監視指導、食品関係営業者及び従事者等に対する衛生教育を実施し、食品の安全確保を図るとともに、不良食品の流通防止に努めた。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　(一部新)食の安全･安心推進事業(生産者･事業者･消費者の各コース)、食品の正しい表示推進事業、食品営業許可指導事務経費(監視指導等) ⅱ　食品中の残留農薬検査の強化、食品添加物の適正使用取締り強化、食品の病原微生物検査、食品営業許可指導事務経費(収去検査) ⅲ　GAP導入支援普及活動推進事業、(新)作物保護適正管理推進事業(農薬適正使用推進事業)、食の安全･安心推進事業(生産者コース･GAP実践支援) ⅳ　食の安全･安心推進事業(消費者コース、ふくしま食の安全･安心推進大会)、食品営業許可指導事務経費(食品安全推進懇談会)

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・　食品表示については、食品衛生法、JAS法及び景品表示法等の複数法令により規制されているが、中小の食品関係事業者等にはそれぞれの表示内容が十分理解されているとは言えない状況である。 ・　現体制の中で、いかに効果的かつ効率的な監視指導及び食品の検査等を実施していくかが課題である。 ・　農薬の残留基準を超過する事例や農薬の不適正な使用が散見される。 ・　GAPとトレーサビリティシステムの一体的取組みを推進しているが、コストを価格に転嫁することが難しい取組みのため、導入に踏み切れない状況が見られることから、いかにして必要性を周知させていくかが課題である。 ・　生産者及び食品関係事業者の食の安全･安心確保に向けたGAPや自主的な衛生管理などの取組みが、依然として、消費者に十分理解されているとは言えない状況であることから、いかにして消費者への周知と理解促進を図るかが課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・　食品表示制度の簡素化に向けた、法制度の見直し等の国への働きかけを行うほか、食品関係事業者の食品表示制度の理解促進のために取組みを強化するとともに、適正表示の実施に向けた指導助言を強化していく。 ・　食品関係事業者等に対する監視指導及び食品の検査等については、毎年度の食品衛生監視指導計画の実施結果を踏まえ見直しを行い、重点的かつ効果的に実施していく。 ・　県産農産物の安全確保においては、生産段階における農薬の適正使用に係る取組みを推進するとともに、トレーサビリティシステム導入への支援策の充実及びGAP導入促進を図るためのGAP指導員の育成などの取組みを強化する。 ・　食の安全に関わる関係者（消費者･生産者･食品関係事業者）の相互理解を促進するため、関係者間の交流の場の充実に取り組んでいく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保				
②細項目	③消費生活などにおける安心の確保			③細項目コード	3213
④主担当課	生活環境部　消費生活課	⑤関係部局	生活環境部　保健福祉部　警察本部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　相談窓口の充実や、関係機関との連携の強化など、消費者相談体制の充実を図り、悪質商法などの被害や被害拡大の防止を推進します。 ⅱ　消費生活の安全を確保するため、消費者の意識の啓発や事業者への指導を強化します。 ⅲ　インターネットや携帯電話などにおける違法･有害情報の対策を推進します。 ⅳ　個人情報などの保護や情報セキュリティの確保などの充実を図ります。

【現状分析】

⑦指標の分析	○消費生活に関する相談員がいる市町村数 　消費生活に関する相談員を設置する市町村が増加する傾向にある。 ○振り込め詐欺の被害額 (認知件数) 　振込件数(20年131件→21年64件) 、被害金額 (20年168,100千円→21年115,600千円) とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において1～2億の金額水準で推移している。
⑧社会経済情勢等	･消費生活トラブルの複雑化･多様化 ･振り込め詐欺手口の変遷･新たな手口の発生 ･国においては消費者庁が創設され、地方消費者行政の充実強化プランが作成された(H22年2月策定)。 ･経済･雇用情勢の悪化 ･医薬品･健康食品に関する情報の氾濫
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○消費者行政体制強化事業 　県自らの消費者行政執行体制の強化を図るとともに、消費者行政の充実強化に取り組む市町村に対し支援を行った。 ○多重債務者対策事業 　研修会の開催や多重債務相談ホットラインの開設など住民に最も身近な市町村の相談対応機能の充実･強化を支援するとともに、休日無料法律相談などを実施し県相談窓口の強化を図った。 ○振り込め詐欺被害拡大防止運動 　関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、「それうそかも？」運動や振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。 ○医薬品安全対策事業 　･医薬品等苦情相談事業(年49日)　相談件数:93件 　･医薬品含有(疑)健康食品検査事業　買い上げ件数:5件
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ消費者行政体制強化事業、多重債務者対策事業 ⅱ消費者行政体制強化事業、振り込め詐欺被害拡大防止運動 ⅲ消費者行政体制強化事業、携帯電話のインターネット機能を活用したサイバーパトロール事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	･県消費生活センター相談件数が、近年減少傾向にある一方、70歳以上の高齢者からの相談件数は増加しており、高齢者への啓発を強化しているものの、依然として高齢者被害は後を絶たない。 ･消費生活センターや消費生活相談員を配置している相談窓口を設置している市町村が少ない。また、専任の消費者行政担当者を配置できていない市町村もあり、市町村の消費生活相談体制が十分であるとはいえない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	･高齢者への啓発をさらに強化するとともに、事業者指導等により消費者行政を推進する必要がある。 ･消費者行政活性化基金を活用しながら、さらに市町村の消費者行政の充実強化に向け技術的･財政的支援を行っていく必要がある。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止	3211
④細項目の具体的な取組み	i　地域住民、ボランティア団体、自治体、警察が連携し、悪質犯罪を始めとする各種犯罪、薬物乱用、交通事故などの防止を図ります。 ii　通信指令システムの高度化など、初動警察活動体制の整備を図ることにより、事件・事故発生時における迅速・的確な対応を推進します。 iii　犯罪被害者に対する相談等の取組みの促進などにより、被害者支援や被害の防止を図ります。 iv　関係機関の連携の下、児童・高齢者・障がい者の虐待、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談や支援体制を充実し、重大な人権の侵害の防止と被害者などに対する支援を進めます。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i iii iv	5	安全で安心な県づくり推進事業	総合安全管理課	1,129	H21	H23	県民による自主的な活動を促進するため、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」に基づき、「気づき」「学び」「交流」の場を提供する体制を構築する。 ①「気付き・学びの場」として、各振興局に活動支援窓口を設置するとともに、安全安心ポータルサイトを開設し、安全安心に関する情報を一元的に発信する。また、安全で安心な県づくりに向け、より分かりやすい計画概要版を作成し、普及啓発に努める。 ②連携による地域課題の解決に向け、様々な活動主体が集う「安全・安心交流会」を開催するとともに、全県的な交流の場として「安全で安心なふくしま推進大会」を開催する。 これらの体制の下で、県は市町村や県民等と情報共有を図り、相互に支援し合うなど、安全で安心な県づくりを推進する。	○福島県「安全で安心な県づくりの推進に関する条例」パンフレット作成 (5,000部) ○条例説明会(7方部)を行い普及啓発に努め、アンケートを実施した。(267名参加) ○「安全で安心な県づくり」活動標語を募集し、入賞作品を選考した。 (応募：898作品、選考：最優秀1・優秀賞3) ○「安全で安心なふくしま推進大会」を開催。 (県農業総合センター 入場者数約1,000名) ○基本計画意見交換会(7方部)を実施。(201名参加) ○基本計画策定(3/26) ①振興局に「地域活動支援窓口」を設置し、市町村の協力のもと運営。ポータルサイトを開設し運営 (7月一部公開) 。計画概要版を作成し、イベント等において活用。 ②安全安心交流会 (7方部) 及び安全で安心なふくしま推進大会を部局連携により実施。地域における自主的活動を促進し、安全で安心な県づくりを推進する。
i	5	(新) 学校自転車安全対策推進事業	警察本部 生活安全企画課 交通企画課	2,884	H22	H24	県内の全中・高校生に対して「自転車証」を交付する。自転車証には、氏名、防犯登録番号、車体番号等を記入させるほか、鍵かけ (二重ロック) や交通ルールに関する注意喚起の文言を記載し、生徒の自主防犯意識と遵法意識の高揚を図る。 また、賛同を得た中・高校の生徒数に応じて1校当たり3人から10人の生徒を「セーフティサイクルマスター」として委嘱し、生徒、教職員、警察官、スクールサポーター等との協働による自転車防犯診断や自転車安全利用指導、チラシ等の配布により、中・高校生の自転車マナー向上の広報・啓発活動を実施する。	－ 中・高校生の自転車への鍵かけ (二重ロック) 促進による自転車盗難被害の抑止 中・高校生に対する交通ルールとマナーの向上による交通安全対策の推進
i iii	5	犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業	警察本部 生活安全企画課	4,333	H21	H23	本事業は、平成21年度から3か年事業として実施するもので、地域で防犯活動を推進する防犯ボランティアや町内会長、PTA等の中から「犯罪被害防止アドバイザー (以下「アドバイザー」という。) を委嘱の上、専門的な防犯意識を習得させ、地域の犯罪発生実態に応じた地域住民に対する広報活動と防犯指導を推進することにより、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実化を図るもの。なお、平成22年度も昨年同様、県内22警察署管内から790人をアドバイザーとして委嘱する (3か年で2,370人を委嘱予定) 。	講習会参加者：(目標) 711人　(実績) 690人 講習会参加者：(目標) 720人
i	5	子ども安全安心・キッズポリス体験学習事業	警察本部 少年課	527	H20	H22	小学生児童がグループで参加する犯罪防止・被害防止・警察関連業務などの体験学習を通して、参加した児童と地域全体の少年達への規範意識 (あいさつ、ルールを守ること、仲間を助け合うこと等) の向上を図るもの。	参加者　(目標) 100名程度　(実績) 参加児童94名、保護者等120名 非行防止、安全対策等に関するクイズ、白バイデモ走行と音楽隊演奏、万引き防止教室等を実施した。 参加者の反響として、参加児童から「自分の身を守る方法がよくわかった」「警察のことがよくわかった」「将来警察官になりたいと思った」等の感想が寄せられた。 参加者 (目標) 100名程度
i	5	子ども安全安心マップ作製体験事業	警察本部 少年課	2,158	H21	H23	子どもの安全安心マップづくりの体験を通じ、少年自らが危険な場所、犯罪が発生しやすい場所等のポイントを体感することにより、少年の自己防衛能力を向上させる。 また、子どもの安全安心マップコンクールの開催や子ども安全安心マップ作品集の発行等により、事業の意義を広く県民に広報し、地域の安全安心に関する意識の向上を図るもの。	参加グループ (目標) 100グループ、(実績) 151グループ (実績) 参加児童　1, 046人 作品集3, 000部発行 参加グループ (目標) 156グループ 作品集2, 000部発行

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i	5	高齢歩行者交通安全教育事業	警察本部 交通企画課	4,735	H16	H32	高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いた参加・体験型の交通安全教育を実施する。	講習会の開催163回、7,070人受講 受講者数の増加
i	5	(新) 地域を守る防犯活動活性化事業	生活環境部 生活環境総務課	375	H22	H24	防犯活動団体が情報を共有し、相互の連携を図りながらより効果的な活動が展開できるように、県内7方部において防犯活動団体地域交流会を開催する。	ー 開催回数：目標7回
i		福島県交通安全母の会連絡協議会補助金	生活環境部 生活交通課	1,090	S48	H22	高齢者、子どもの交通安全に対する一層の意識啓発、喚起等の事故防止対策を行うため、福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動に係る経費の一部を補助する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		福島県交通対策協議会への補助金	生活環境部 生活交通課	1,295	S48	H22	県内における交通安全対策について、総合的な対策を推進する機関である福島県交通対策協議会の行う交通事故防止活動に係る経費について補助する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		高齢者交通事故防止運動推進事業	生活環境部 生活交通課	410	H21	H23	県内で交通事故死者の過半数を占めている高齢者の事故防止を重点的に進めるため、関係機関・団体と連携し事故防止を呼びかけるテレビスポットCMを放送する	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		子どもと高齢者の交通安全教育促進事業	生活環境部 生活交通課	638	H20	H22	保育所や幼稚園を訪問し、紙芝居や着ぐるみによる劇などを通じて、幼児が楽しみながら交通ルールを理解し、交通安全に対する認識を身につけさせる交通安全教育を行う	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		事故多発地点緊急対策事業	生活環境部 生活交通課	1,260	H9	H22	事故多発地点において道路環境を中心として詳細な事故分析を行い、事故削減に向けた対策を検討し、効果的で適切な施策の実施を推進する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	保健福祉部 薬務課	541	H０５	H２２	薬物乱用防止指導員研修会の開催 第３次覚せい剤乱用期の中、若年層に薬物の乱用が深く潜行するなど身近に差し迫った状況下にある。そのため、より地域社会に根をおろした啓発活動をさらに展開するため、すでに委嘱又は新たに委嘱した「薬物乱用防止指導員」に対して、乱用される薬物及びその弊害等についての知識や薬物乱用の現状について認識させるほか、薬物乱用防止教室での講師として実践できる技術を習得させる。	薬物乱用防止研修会の開催 県内７か所　参加指導員数　２７０名 薬物乱用防止研修会の開催 県内７か所　参加指導員数　前年度程度
iii	5	被害者（人）に優しい人づくり推進事業	警察本部 県民サービス課	2,158	H21	H23	次代を担う中学生やその父兄等を対象として、県内22署管内から中学校各１校を選定して犯罪被害者等による講演会、フォーラムを開催し、犯罪被害の実態、被害者が受けた様々な痛み、生命の尊さなどへの理解を深める。 また、被害者支援の広報ボランティア活動等被害者（人）に優しい活動への参加を促すことによって、いじめや校内・家庭内の犯罪を許さない、見逃さない、被害者も加害者も出さない「被害者（人）に優しい人づくり」に地域ぐるみで取り組むもの。	事業参加人数：（目標）8,400名　（実績）5,877名 28署管内のうち、26署で実施。 事業参加人数：（目標）5,500名 （22校×250名＝5,500名）
ii		通信指令支援システム構築及び維持管理事業	警察本部 地域安全課	33,486			県民の安全・安心の拠り所であり、県民からの緊急通報の窓口として大きな役割を担って通信司令室に ○　受理した110番から110番通報者の位置が分かる　システム ○　パトカーの位置が分かるシステム 等の通信指令支援システムを整備するなど、事件・事故に対する迅速かつ的確な対応を図るもの。	総受理件数　109,220 （有効受理件数　89,646）

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii		初動警察刷新強化事業	警察本部 地域安全課				初動警察活動強化の最重要課題である「通信指令技能の向上」のため、 ○全警察署に対し、情報通信技能向上教養を実施し、通信指令マニュアルを活用した実戦的訓練を実施する。 ○各警察署の通信担当者である地域課長、地域係長を対象とした「方部別署通信担当者研修会」を実施する。 ○各警察署代表選手による通信指令競技会を開催する。 ○通信指令室と県本部関係所属、警察署との共同による実戦的訓練を実施する。 ○通信指令技能指導員等による指導教養を実施する。 ○県警察学校と連携し、学生に対するロールプレイングによる実戦的通信訓練を実施する。 ○第一線で勤務する警察官に対し、県警察学校において通信指令研修を実施する。 ○広域隣接警察署配備訓練を実施する。	
iii		被害者支援運営事業	警察本部 県民サービス課	2,643			犯罪被害者やその家族が、再び平穏な生活を営むことができるように、各種支援策を推進するもの。	○被害者支援要員による被害者支援実施数（平成21年中）：906件 ○「被害者の手引」の交付数（平成21年中）：545件 ○精神的被害軽減のための被害者カウンセリングの実施数：7件7人　10回 被害者支援施策の確実な推進
iv		高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業	保健福祉部 高齢福祉課	3,263	H20	H22	市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援する。　また、身体拘束（身体的虐待）廃止に向けて、相談窓口の設置、施設現地相談、各種研修等を実施する。	（平成20年度） 養介護施設従事者等による虐待件数：2件 養護者によ虐待件数：235件 （平成21年度） 養介護施設従事者等による虐待件数：適切に対応する 養護者によ虐待件数：適切に対応する
iv	5	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	保健福祉部 児童家庭課	6,768	H22	H24	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、関係機関・団体の連携強化、児童相談所の専門性の強化及び体制整備を図る。	児童虐待受付件数　203件 市町村児童虐待防止ネットワーク設置率93.2% 児童虐待として受け付けた事案に適切に対応する。 市町村児童虐待防止ネットワーク設置率100%
iv		ＤＶ被害者セーフティーネット推進事業	保健福祉部 児童家庭課	151	H20	H22	ＤＶ被害者の民間支援団体の活動を支援することにより、身近な相談窓口や被害者支援体制の充実を図るなど、ＤＶ被害者のセーフティーネットの構築を図る。	民間支援団体に対するアドバイザー派遣件数　1件 民間支援団体に対するアドバイザー派遣件数　3件
iv		女性のための相談支援センター事業	保健福祉部 児童家庭課	16,906	H17	H22	女性のための相談支援センターにおいて、ＤＶ被害者からの相談、センター入所中及び退所後の各種支援を行うことにより、ＤＶ被害者の福祉の増進を図る。	緊急避難支援　2件 外国人入所者自立支援　4件(11回) 女性相談員の配置　5人 適切に対応する。
iv		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	保健福祉部 児童家庭課	8,127	H10	H23	売春防止法第34条以下の規定により、要保護女子の早期発見、保護更生に関し、県が相談・指導並びにこれに関連する業務を行う。また、保健福祉事務所をＤＶ防止法第３条に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行う。	女性相談員の配置(県中、県南、会津、相双の各保健福祉事務所)4人 要保護女子の移送　13件(婦女子13人、同伴児17人) 適切に対応する。

（様式２）施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心２－（１）身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上	3212
④細項目の具体的な取組み	i　食品の表示の適正化や食品事業者に対する監視指導の推進により、食品の安全確保を図ります。 ii　食品安全検査体制を強化し、安全性に問題のある食品の流通防止を図ります。 iii　県産農産物のトレーサビリティを充実するとともに、農業生産工程管理手法（ＧＡＰ）の普及を推進し、県産農林水産物の安全性の向上に努めます。 iv　情報の提供や交流の場づくりなどにより、消費者への食品安全に関する知識の普及啓発を図るとともに、消費者と生産者・食品事業者の相互理解を促進します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii iv		食品営業許可指導事務経費	保健福祉部 食品生活衛生課	26,141	H10	H24	1　食品関係営業施設等の衛生確保のため、関係施設に対する監視指導、食品関係営業者及びその従事者等に対する衛生教育の実施。 2　県内に流通する食品の安全を確保するため、収去検査の実施。 3　県内で処理される食肉の安全を確保するため、食肉検査及びと畜場等の衛生指導を実施。	1　監視指導件数：21,967件 2　衛生教育：372回、13,820名 3　収去検査件数：2,166件 4　と畜検査件数；豚：27,992頭、馬：2,016頭 5　食鳥検査件数：7,094,915羽 1　監視指導、衛生教育及び収去検査については、平成２２年度県食品衛生監視指導計画に基づき、実施予定。 2　食肉検査は全頭（羽）検査を実施。
i ii		食中毒発生時等の原因究明調査	保健福祉部 食品生活衛生課	2,379	H10	H24	食中毒等発生時における摂食調査、施設調査及び細菌学的検査・生化学的検査など迅速的確な調査を行い、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止とともに、原因施設に対し必要な措置を講じて事故の再発防止を図る。	平成２１年度県内（郡山市、いわき市を除く）で発生した９件の食中毒の原因究明、事故の拡大防止及び再発防止対策を実施した。 平成２２年度県内（郡山市、いわき市を除く）で発生する食中毒の原因究明、事故の拡大防止及び再発防止対策を実施する。
i iv	5	（一部新）食の安全・安心推進事業	保健福祉部 食品生活衛生課	4,812	H21	H24	①　食の安全・安心推進事業 食品事業者を対象とした食品表示制度等の講座を開設、食品事業者自らの食の安全・安心に関する取り組みを支援。 ②　未来につなげる食の安全・安心推進事業（新規） 市町村と協働し、妊産婦及び乳幼児を持つ親を対象に食の安全等に関わる知識の普及啓発を行う。	・　食の安全・安心アカデミー（事業者コース）受講者1,936名 ・　ふくしま食の安全取組宣言登録件数15件 ・　食の安全・安心アカデミー（事業者コース）受講者2,000名予定 ・　ふくしま食の安全取組宣言登録件数500件 ・　普及啓発リーフレットの作成配付34,000部
i iv		食品の正しい表示推進事業	農林水産部 農産物安全流通課	1,058	H21	H23	①食品表示ウォッチャー設置事業 一般消費者を食品表示ウォッチャーに委嘱し、食品販売店における買い物の際の食品表示モニタリングを通して、食品表示の監視体制の強化を図るとともに、食品の適正表示を推進する。 ②食品表示適正化指導啓発事業 食品製造・販売事業者及び食品流通事業者に対する指導、立入検査を通して、食品表示の適正化に向けた指導や啓発を行う。	①食品表示ウォッチャーのモニタリングによる適正表示率 ９０．４％ ②JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 ８９．６％ ①食品表示ウォッチャーによる調査店舗数 ２，０００店舗 ②JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 ９８％
ii		BSE検査推進事業	保健福祉部 食品生活衛生課	600	H20	H22	BSE検査を推進するため、検査を実施している郡山市に対し、検査費用を補助。	検査費用６００千円を補助し、県内で処理される牛の全頭検査を実施。 検査費用６００千円を補助し、県内で処理される牛の全頭検査を実施予定。
ii		遺伝子組換え食品の検査	保健福祉部 食品生活衛生課	211	H14	H24	遺伝子組換え食品については、国が定める遺伝子組換え食品の安全性評価指針に基づき、国が安全性審査を行っているところである。遺伝子組換え食品に対する消費者の関心は高いことから、県内に流通する遺伝子組換え農産物（大豆・トウモロコシ）のモニタリング検査を実施し、安全性未審査及び表示違反の遺伝子組換え食品の流通防止を図る。	・　検査対象食品及び検体数 大豆：２０検体 トウモロコシ：２０検体 ・　検査の結果、違反するものはなかった。 ・　検査対象食品及び検体数 大豆：１５検体 トウモロコシ：５検体
ii		畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	保健福祉部 食品生活衛生課	843	H10	H24	畜水産食品中の抗生物質については、生産段階での不適正な使用による残留が懸念されることから、県内に流通する畜水産食品のモニタリング検査を実施し、違反食品の流通防止を図る。	・　検査対象食品 食肉（牛、豚、鶏）、乳、養殖魚（ｺｲ、ﾆｼﾞﾏｽ）、はちみつ、鶏卵 ・　検体数：７８件 ・　検査の結果、違反するものはなかった。 食肉（牛、豚、鶏）、乳、養殖魚（ｺｲ、ﾆｼﾞﾏｽ）、はちみつ、鶏卵 ・　検体数：７８件

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii		食品添加物の適正使用取締り強化	保健福祉部 食品生活衛生課	525	H10	H24	食品添加物による健康危害を防止するため、使用基準が定められているが、県内流通食品から使用基準違反が発生していることから、使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、違反食品の流通防止を図る。	・ 検査項目 使用頻度の高い食品添加物9物質 ・ 検体数：２３０件を実施 ・ 検査の結果、1検体使用基準違反を確認し、回収を命令。 ・ 検査項目 使用頻度の高い食品添加物9物質 ・ 検体数：２３０件を実施予定
ii		食品の病原微生物検査	保健福祉部 食品生活衛生課	384	H10	H24	重篤な健康被害の原因となる病原微生物について、食品等の汚染状況を把握し、汚染された食品の流通防止、関係事業者に対する衛生管理や基準の遵守徹底を指導することなどにより、食中毒の未然防止を図る。	・ 検査項目 腸管出血性大腸菌、ﾘｽﾃﾘｱ菌、腸炎ﾋﾞﾌﾞﾘｵ ・ 検体数：７３件 ・ 検査の結果は良好であった。 ・ 検査項目 腸管出血性大腸菌、ﾘｽﾃﾘｱ菌、腸炎ﾋﾞﾌﾞﾘｵ ・ 検体数：７３件を実施予定
ii		食品中の残留農薬検査の強化	保健福祉部 食品生活衛生課	2,777	H05	H24	農産物中に残留する農薬による健康危害を防止するため、県産品はもとより、輸入食品を含め県内に流通する農産物の検査を強化し、農薬の残留実態を把握し違反品を排除するとともに、関係自治体、国及び関係機関を通じて必要な措置を講じ、食生活の安全確保を図る。	・ 検査項目 有機塩素系及び有機リン系等１１８農薬 ・ 検体数：１４０件を実施 ・ 検査の結果、違反するものはなかった。 ・ 検査項目 有機塩素系及び有機リン系等１１９農薬 ・ 検体数：１４０件を実施予定
ii	5	食の安全・安心推進事業	農産物安全流通課	7,593	H21	H23	食の安全・安心確保について、生産段階においては関係法令の理解を深める講座を開設するとともに、リスク管理手法としてGAP（農産物生産工程管理）の導入を支援し、生産から消費までの一連の安全・安心を確保できる体制を構築する。併せて、アカデミー受講者等を対象にリスクコミュニケーションを図る推進大会を開催し、食の安全・安心の取組みを展開する。 ○食の安全・安心アカデミー（生産者コース）７方部各１０名、同一者を対象に２回開講 ○GAP導入推進研修会　実施回数1回 ○トレーサビリティシステム導入促進対策事業　実施主体：農業協同組合、営農集団等　補助率１／２ ○ふくしま食の安全・安心推進大会　実施回数1回	GAPに取り組む産地数 （目標）８６産地　（実績）集計中 GAPに取り組む産地数 （目標）１０６産地以上
iii		(新)作物保護適正管理推進事業	農林水産部 農業支援総室 循環型農業課	82,308	H22	H26	1　農薬適正使用推進事業 安全な農産物の安定生産のため、農薬の適正使用指導を行う。 2　病害虫防除指針作成事業 農作物に発生する病害虫や雑草を適正に防除するため、福島県農作物病害虫防除指針を作成する。 3　効率的農薬使用推進事業 化学農薬のみに依存しない、各種防除法を組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を推進する。 4　鳥獣被害対策推進事業 農作物鳥獣被害防止のための被害実態の把握、対策技術の検証等を行う。 5　鳥獣被害防止総合対策交付金事業 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援する。	1　農薬適正使用推進会議等の開催 ・県及び地方段階における啓発活動の実施 （県段階3回、地方段階8回） ・農業者向け研修会の開催 （延べ開催回数1，８０８回） 2　農薬管理指導士等の育成 農薬管理指導士認定・更新研修会の開催 （中通り） 農薬適正使用アドバイザー認定更新研修会の開催（中通り・浜通り） 3　鳥獣被害防止対策の実施 ・鳥獣被害防止広域指導員の育成 技術講習会の開催(中通り、延べ登録人数３９名） 1　農薬適正使用推進会議の開催及び生産段階における農薬残留分析の実施 2　平成23年版農作物病害虫防除指針の策定 3　化学農薬の効率的使用を図るためのIPM実践指標の策定 4　鳥獣による農作物被害の軽減のための技術支援、情報発信 5　国鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施
iii	5	ＧＡＰ導入支援普及活動推進事業	農業振興課	1,454	H22	H24	普及指導員等の研修をとおして、高度な知識を有する指導者の育成を行う。 ・高度なGAP指導員研修等10人。 ・現地研修会への参加20人。 ・先進地事例調査4人。	普及指導員を対象としたJGAP指導員基礎研修の受講をとおして14名のJGAP指導員を育成した。 昨年度同様にJGAP等の高度な知識を有する指導員の育成を行う。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iii		(新)農薬適正使用対策事業	農林水産部 農業支援総室 循環型農業課	1,292	H22	H26	1　農薬危害防止等対策事業 　農薬の危害防止についての啓発・指導を行い、農薬使用者の農薬安全使用を推進する。 2　農薬残留対策事業 　農薬の残留性、動態等を確認し、農薬登録及び農薬使用基準見直しのための基礎データを得る。	1　農薬危害防止運動の実施（6月１０日～9月１０日） 2　講習会等の開催 　農薬危害防止中央講習会(中通り・会津) 　ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会 3　生産段階における残留農薬確認調査の実施（5作物４４検体の分析実施） 1　農薬危害防止運動の実施、ゴルフ場、ヘリコプター防除における安全対策の実施 2　農薬環境挙動連絡試験の実施
iv	5	食の安全・安心推進事業（消費者コース）	生活環境部 消費生活課	649	H21	H23	一般消費者を対象に、食品衛生法、JAS法、景品表示法等に基づく食品表示制度など食の安全に向けた取り組みに関する講座を開設する。（県内6方部）	（目標）県内6方部で受講者各２０名 ２０名×6方部＝１２０名 （実績）県内6方部で受講者数１７１名 （目標）県内6方部で受講者各２０名 ２０名×6方部＝１２０名

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	③消費生活などにおける安心の確保	3213
④細項目の具体的な取組み	i　相談窓口の充実や、関係機関との連携の強化など、消費者相談体制の充実を図り、悪質商法などの被害や被害拡大の防止を推進します。 ii　消費生活の安全を確保するため、消費者の意識の啓発や事業者への指導を強化します。 iii　インターネットや携帯電話などにおける違法・有害情報の対策を推進します。 iv　個人情報などの保護や情報セキュリティの確保などの充実を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii iii iv	5	消費者行政体制強化事業	生活環境部 消費生活課	107,179	H21	H23	①消費者行政機能強化事業 消費者行政について全庁的な連携体制を構築するとともに、消費生活センターの機能強化を図るため、休日相談の実施、相談員の増員、消費者団体の活動支援のための改修、親子で学ぶ消費者1日教室等を行う。 ②消費者行政活性化計画策定事業 消費者からの意見等をもとに本県の消費者行政体制強化の方向性を明らかにした「消費者行政活性化計画」を策定する。 ③市町村体制強化支援事業 消費生活センター設置市町村との連携を強化するとともに、消費者行政の機能強化を希望する市町村に対する技術的、財政的支援を行う。 ④消費者行政活性化基金運用益積立 平成22年度の基金運用益を積み立てる。	①消費者行政機能強化事業 ・県消費者行政推進連絡会議の設置(3回開催)、 ・消費生活相談員2名増員 ・食品安全相談員の設置 ・相談窓口の専門家アドバイザーの設置 ・相談対応時間の拡大 (9:00～17:00→9:00～18:30) ・休日相談の実施 (1回4人まで、12回開催、利用者数:46名) ・高齢者への啓発強化(見守りサポート事業) ・消費生活センター展示ホールの改修等 ②消費者行政活性化計画策定事業 ・消費者団体意見交換会の開催(計3回) ・消費者行政活性化計画を策定し国に提出。 ③市町村体制強化支援事業 ・市町村担当者方部別研修会の開催(計3回) ・消費者行政活性化交付金の交付 (11市村、計16,879千円) ④消費者行政活性化基金運用益積立 基金運用益の積立て:543千円 ①消費生活相談員の更なる増員、子供への啓発強化、センター実験室の改修等新たな事業を盛り込み引き続き消費者行政の機能強化を図る。 ②消費者からの意見等を計画に反映させる。 ③引き続き消費者行政活性化に取り組む市町村への技術的、財政的支援を行う。
i ii iv	5	多重債務者対策事業	生活環境部 消費生活課	1,692	H20	H22	県民が安心して暮らすことのできる社会の構築に向け、最も身近な行政主体である市町村の相談対応機能の充実・強化を支援するとともに、県相談窓口の強化を図る。 (1)　県多重債務者対策協議会、庁内連絡会議 (2)　窓口相談機能強化 (研修会開催、多重債務相談ホットラインの開設、県消費生活センター等における無料法律相談の実施)	(1) 多重債務者対策協議会の開催(年2回) (2) 消費者行政体制強化事業 ・市町村職員多重債務者対応研修会の開催　(年3回) ・法律専門家(弁護士＋司法書士)による相談対応 ・県消費生活センター(月2回)　相談実績:計24回、計181件相談 ・県中・県南・会津の各地方振興局(各月1回)計199件相談 ・休日無料法律相談実績:計12回、計 42件 ・平成21年度「多重債務者相談強化キャンペーン」への対応 21年9月1日から12月31日の間、全国一斉に実施される無料相談会を、県内市町村・県弁護士会・県司法書士会・法テラス福島と協力の上、本県においても開催。 ・日時　平成21年11月10日(火)～27日(金) ・開催地　県内各市(喜多方市を除く)12市と川俣町、南会津町の計14市町で開催。 (1) 多重債務者対策協議会の開催(年2回) (2) 消費者行政体制強化事業 ・市町村職員多重債務者対応研修会の開催 ・法律専門家(弁護士＋司法書士)による相談対応 ・県消費生活センター(月2回)　:計24回 ・県中・県南・会津の各地方振興局(各月1回) ・休日無料法律相談実績:計12回 ・平成22年度「多重債務者相談強化キャンペーン」への対応 全国一斉に実施される無料相談会を、県内市町村・県弁護士会・県司法書士会・法テラス福島と協力の上、本県においても開催(予定)。 ・市町村相談窓口支援(県消費生活相談員による相談支援)

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii		振り込め詐欺被害拡大防止運動	警察本部 生活安全企画課	-	-	-	振り込め詐欺被害防止に向け、関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通して ○ 「それうそかも?」運動 ○振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を推進する。 毎月15日をATM集中警戒日と定め、金融機関、防犯ボランティアなどと連携を図りながらの街頭活動を推進する。 被害発生時及び前兆事案発生時、振り込め詐欺被害通報票を作成し、各署、金融機関、県消費生活課、商工会連合会及びコンビニなどへ発生実態を速報することにより、続発防止に向けての周知を図る。 高齢者方への巡回連絡による広報を推進する。 金融機関の各店舗に振り込め詐欺被害防止アドバイザーを指定しての来店者への声かけを推進る。	認知件数:64件 被害額:1億1,560万円 関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、 ○「それうそかも？」運動 ○振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。 認知件数:48件 被害額:6,500万円
i ii		医薬品安全対策事業	保健福祉部 薬務課	706	S52	H22	①医薬品等苦情相談事業(年49日) 福島県消費生活センター内に苦情相談窓口を設置し、社団法人福島県薬剤師会会員を苦情相談員として委嘱して、毎週水曜日に苦情相談業務に対処する。 ②医薬品含有(疑)健康食品検査事業 医薬品の添加が疑われるいわゆる「健康食品」及び違法ドラッグを買い上げて、衛生研究所において医薬品が含有しているかどうかを分析検査し、違反品については流通防止や回収などの適切な指導を行う。	①相談件数　93件 ②買い上げ件数　5件 (うち違反件数　0件) ①相談件数　前年度を上回る ②買い上げ件数　前年度程度
ii		動物の愛護と適正管理普及事業	保険福祉部 食品生活衛生課	80	H13	H24	○動物取扱業等登録等事務事業 動物取扱業者や特定動物(危険な動物)飼養施設に対する立入調査及び責任者研修等を実施し、基準等の遵守徹底を図ることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による危害の防止及び周辺環境の保全を図る。	①動物取扱業者に対する監視指導:(目標)監視率100%　(実績)81.4% ②動物取扱責任者研修会の実施:(目標)実施回数8回以上、対象者の受講率100%(実績)実施回数9回、受講率88.4% ③特定動物飼養者に対する監視指導:(目標)監視率100%　(実績)監視率199.9% ①動物取扱業者に対する監視指導:(目標)監視率100% ②動物取扱責任者研修会の実施:(目標)実施回数8回以上、対象者の受講率100% ③特定動物飼養者に対する監視指導:(目標)監視率100%
iii		携帯電話のインターネット機能を活用したサイバーパトロール事業	警察本部 生活安全企画課 少年課	452	H22	H23	携帯電話によるインターネット上での書込みの増加や電子メールでサイバー犯罪が敢行されている現状を踏まえて、その犯罪行為を発見し、被疑者の検挙、被害の未然防止を行うため、サイバー犯罪対策用の携帯電話によるサイバーパトロール等を実施する。 これにより、携帯電話による犯罪の早期検挙と県民の犯罪被害の防止を図っているが、更に、児童ポルノ提供事件などのサイバー犯罪の取締を強化するために、新たな携帯電話会社3社の携帯電話を各県警察のサイバー担当課と少年課に計6台整備するもの。	携帯電話によるサイバーパトロールで、 ○闇サイトへの自殺を誘発する書き込み ○2ちゃんねるへの犯行予告 ○出会い系サイトでの不正誘引等の書込み ○児童ポルノ 等にかかる犯罪を検挙する。
再掲		(再掲) 福祉サービス苦情解決事業	保健福祉部 社会福祉課	4,723	H22	H26	福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービス利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決の解決等のため県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、運営経費を補助し、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。	・苦情受付件数　44件 ・県担当者との意見交換会　1回 ・県担当者との意見交換会　1回

(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心2－(2) 災害など不測の事態に対する備えの充実			
②細項目	①地域における大規模地震などの災害に備えた防災体制の充実、広域連携による迅速な救助･復興体制の構築 ②大規模災害、新型インフル エンザなどさまざまなリスクへの対応 ③原子力発電所及び周辺地域や化学工場など事業所における安全確保対策		③細項目コード	3221 3222 3223
④担当課	生活環境部　生活環境総務課	⑤関係部局	保健福祉部、土木部	

【現状分析】

⑥指標の分析	◆自主防災組織率 自主防災組織率は毎年増加傾向にあるが、近年８０%程度で横ばいの状況にある。 ◆災害時要援護者避難支援個別計画の策定市町村数 県内全市町村で個別計画の前段となる全体計画を策定しているが、ほとんどの市町村は昨年度に策定したばかりなので、個別計画の取り組みはこれからである。 ◆抗インフルエンザウィルス薬の備蓄率 実績値では目標が達成できている(20年43.1%→21年100%)。なお、国が設定する備蓄目標量の変動により、県備蓄量に変動が無くとも、備蓄率が影響を受けることがある。 ◆工場･事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数 実施件数は、平成19年の76件から、平成20年67件、平成21年の47件と、ここ2年減少しており、不景気による業務縮小等の経済的要因などが影響しているものと思われる。
⑦社会経済情勢等	◆消防団員の確保に関して少子高齢化による影響 ◆自主防災組織等の地域コミュニティの低下 ◆新型インフルエンザの流行など、自然災害や感染症に対する不安の高まり ◆大規模災害、重大な事件･事故など、過去の延長線上の認識では対応が困難なリスクの発生 ◆本県は１０基の発電用原子炉が設置され、全国有数の原子力発電所立地県となっている。 ◆福島第一原発3号機において、プルサーマルが開始された。 ◆ここ数年、工場･事業場における化学物質の流出事故や毒物劇物製造業者における毒物の漏えい事故により、付近住民に健康被害が発生するなど社会的に大きな影響を与えている。
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	＜細項目①＞ ◆県総合防災訓練の実施負担金 ◆集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 ＜細項目②＞ ◆新型インフルエンザ対策推進事業 ワクチン接種臨時補助金など、新型インフルエンザ対策を推進した。 ◆抗インフルエンザウィルス薬備蓄事業 インフルエンザによる健康影響を抑える抗インフルエンザ薬を適切に管理･利用した。 ◆野生鳥獣感染症対応事業 新型インフルエンザに変異する可能性のある鳥インフルエンザについて、死亡野鳥等調査及び糞便採取調査を行い、全て陰性であること確認した。 ＜細項目③＞ ◆環境放射能等測定、環境放射能測定機器の整備 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視･測定、環境試料の放射能測定等を行うための機器等の更新･整備を行った。 ◆化学物質安全･安心づくり促進事業 化学物質リスクコミュニケーションの更なる促進を図るため、化学物質リスクコミュニケーション推進セミナーや化学物質総合対策セミナー、化学物質環境教室普及研修会等を開催した。

⑨平成22年度の主な取組み	＜細項目①＞ ◆県総合防災訓練の実施負担金 ◆集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 ◆（一部新）みんなでいのちを守る地域防災力向上事業 ＜細項目②＞ ◆新型インフルエンザ対策推進事業 ◆抗インフルエンザウィルス薬備蓄事業 ◆野生鳥獣感染症対応事業 ＜細項目③＞ ◆環境放射能等測定、環境放射能測定機器の整備 ◆化学物質安全･安心づくり促進事業 ◆（新）毒物劇物製造業者等指導対策事業

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	＜細項目①＞ ◆消防団員数は、少子高齢化の進行や共に支え合うとの意識の希薄化など、団員を確保する上で厳しい環境にある。また、消防団員の8割近くが企業に雇用されている現状を踏まえ、雇用されている方が入団しやすく、活動しやすい環境づくりが課題である。 ◆災害時要援護者避難支援個別計画の策定に当たり、災害時要援護者の対象者が多いことなどにより、支援者の確保が課題である。 ◆現状の要援護者避難支援対策は、災害時要援護者の命を災害から守ること、安全を確保することに重点をおいているが、避難が長期化した場合の災害時要援護者のケアが十分とは言えない。 ＜細項目②＞ ◆不測の事態に対応するための職員間の情報や危機意識の共有及び危機管理体制の維持が課題である。 ◆新型インフルエンザ対策など、県における危機管理事象発生時の対応力の強化が課題である。 ＜細項目③＞ ◆原子力発電所の設置、運転に際しては、法令等に基づき安全規制を一元的に所管する国が責任を持って対応することが重要であるが、県としても、立地自治体の立場から、引き続き、安全確保対策に取り組む必要がある。 ◆化学物質の流出事故や毒物劇物の漏えい事故については、毒物劇物取扱施設等の管理及び教育訓練体制が不十分な施設があるとともに、リスクコミュニケーションの概念自体の理解が十分進んでいない。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	＜細項目①＞ ◆女性の入団、消防団協力事業所表示制度や機能別団員制度の導入促進等の様々な団員確保策を更に推進していく。 ◆災害時要援護者避難支援個別計画の策定に当たり、支援者の確保のため、担い手となる自主防災組織の組織化や活動の活性化に向けた対策に引き続き取り組む。 ◆災害時要援護者の身の安全を確保する取り組みを促進した上で、災害時要援護者支援の充実を図るため、市町村における福祉避難所の指定拡大や民間の宿泊施設等との災害時応援協定の締結などについて検討を重ね、避難が長期化した場合の災害時要援護者に対するケアの向上を図るための取り組みを進めていく。 ＜細項目②＞ ◆過去の延長線上の認識では対応が困難なリスクに備え、危機管理体制の強化を進める。 ◆新型インフルエンザ対策について、昨年度の対応を検証し、再流行への備えをするとともに病原性等に応じ、柔軟に対応できる体制を構築していく。 ＜細項目③＞ ◆県としては立地自治体の立場から、原子力発電所について、客観性と信頼性を高めた国の安全規制体制の確立や安全確保対策の充実･強化を求めてきており、また、県民の安全･安心を確保するため、環境放射能の常時監視など安全確保対策を適切に実施するとともに、プルサーマル実施に関し、新たに設置したプロジェクトチームにおいて安全確認を行うなど、引き続き、国、事業者の取組状況についてしっかりと対応していく。 ◆毒物劇物による危被害防止及び再発防止のため、毒物劇物製造業者等の管理体制及び事故時の措置対応等の指導徹底を行うとともに、事業者におけるリスクコミュニケーションの理解と普及の更なる促進を図る。

（様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全･安心２－（２）災害など不測の事態に対する備えの充実		
②細項目	①地域における大機規模地震などの災害に備えた防災体制の充実、広域連携による迅速な救助･復興体制の構築 ②大規模災害、新型インフルエンザなどさまざまなリスクへの対応 ③原子力発電所及び周辺地域や化学工場など事業所における安全確保対策	③コード	3221 3222 3223

④指標名	自主防災組織率							
⑤指標の説明	町内会･自治体などによる防災組織に参加している世帯の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				80.8%	81.6%	82.4%	83.2%	84.0%
実績		80.0%	80.2%					
達成率								
⑦分　析	自主防災組織率は毎年増加傾向にあるが、近年８０%程度で横ばいの状況にある。							

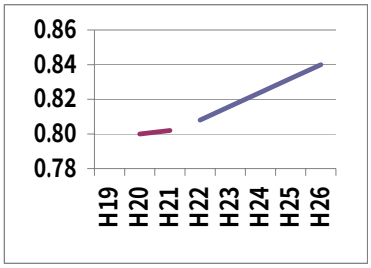

④指標名	災害時要援護者避難支援個別計画の策定市町村数							
⑤指標の説明	災害に備えて、要援護者の避難支援のための個別計画を策定している市町村数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				12	24	36	48	59
実績		2	8					
達成率								
⑦分　析	ほとんどの市町村が個別計画の前段となる全体計画を昨年度に策定したばかりで、個別計画の取り組みはこれからである。							

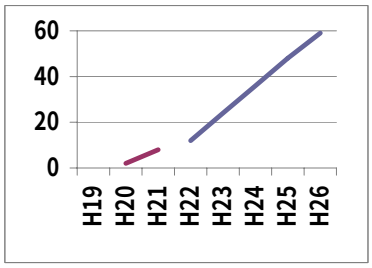

④指標名	消防団員数の条例定数に対する充足率							
⑤指標の説明	消防団員の条例定数に対する、実人員数の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				95.5	95.8	96.0	96.3	96.5
実績		95.3	95.1					
達成率								
⑦分　析	本県の消防団員数は、３５，４３７人で全国第４位の団員数を確保しているが、全国と同様に減少傾向にあり、消防団員数の条例定数に対する充足率も減少傾向にある。							

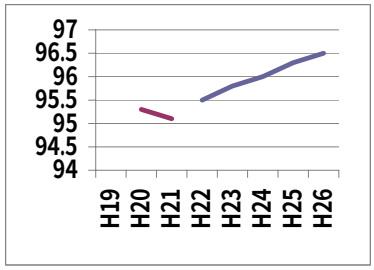

④指標名	住宅火災による死者数							
⑤指標の説明	住宅(一般住宅、併用住宅、共同住宅）における火災を原因とした１年間の死者数(人)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績	32	27	34					
達成率								
⑦分　析	住宅用火災警報器の設置のみを頼りとするのではなく、春季･秋季の全国火災予防運動週間等の機会を捉え、これまで以上に火災予防思想の啓発に努めていきたい。							

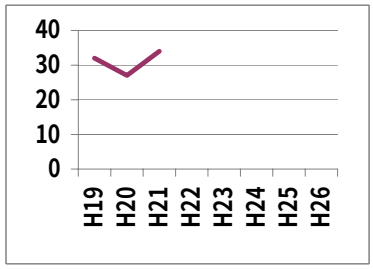

④指標名	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄率							
⑤指標の説明	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、国が示した目標量のうち、県が購入した量の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標								
実績		174.0	402.8					
達成率								
⑦分　析	実績値では目標が達成できている(20年43.1%→21年100%)。なお、国が設定する備蓄目標量の変動により、県備蓄量に変動が無くとも、備蓄率が影響を受けることがある。							

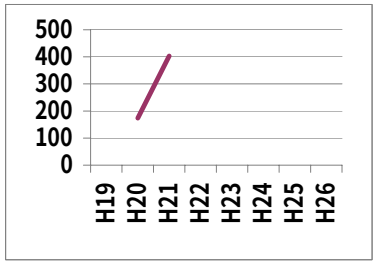

④指標名	原子力発電所からの通報件数							
⑤指標の説明	原子力発電所に関する通報連絡要綱に基づく通報連絡のうち、トラブルや不適合事象に係るもの							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		42	60					
達成率								
⑦分　析	トラブル、不適合事象に係る通報連絡件数であるため、数値の変動を予想することは難しい。							

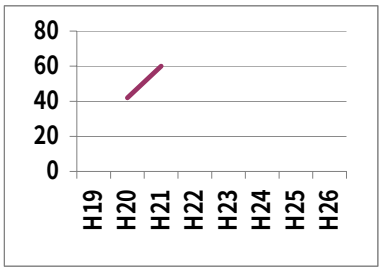

④指標名	工場･事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数							
⑤指標の説明	「化学物質リスクコミュニケーションに関する事業者アンケート」において、地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行っていると回答した事業所数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				87	97	107	117	130
実績	76	67	47					
達成率								
⑦分　析	実施件数は、平成19年の76件から、平成20年67件、平成21年47件と、ここ2年減少しており、不景気による業務縮小等の経済的要因などが影響しているものと思われる。							

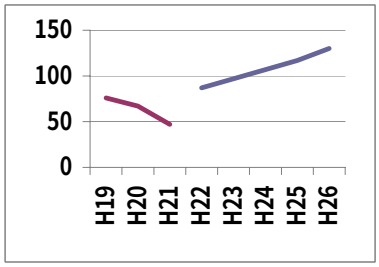

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(2) 災害など不測の事態に対する備えの充実		
②細項目	①地域における大規模地震などの災害に備えた防災体制の充実、広域連携による迅速な救助･復興体制の構築	③細項目コード	3221
④主担当課	生活環境部　災害対策課	⑤関係部局	土木部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　地域における消防･防災力の要となる消防団員の確保を促進するとともに、自主防災組織の充実を支援します。 ⅱ　地域住民、ボランティア団体、自治体が連携し、消防･防災力の向上を図ります。 ⅲ　災害時要援護者の情報、ハザードマップ、雨量･河川水位情報など、防災情報の充実と活用を進めます。 ⅳ　市町村間、都道府県間の協力関係の緊密化を進め、被災時における広域連携体制の構築を図ります。

【現状分析】

⑦指標の分析	○消防団員数の条例定数に対する充足数 本県の消防団員数は、35，437人で全国第4位の団員数を確保しているが、全国と同様に減少傾向にあり、消防団員数の条例定数に対する充足率も減少傾向にある。 ○自主防災組織率 自主防災組織率は毎年増加傾向にあるが、近年80%程度で横ばいの状況にある。 ○災害時要援護者避難支援個別計画の策定市町村数 県内全市町村で個別計画の前段となる全体計画を策定しているが、ほとんどの市町村は昨年度に策定したばかりなので、個別計画の取り組みはこれからである。
⑧社会経済情勢等	･消防団員の確保に関して少子高齢化による影響 ･企業に雇用されている消防団員の割合の増加 ･地域住民の防災をはじめとする地域の安全･安心な暮らしへの関心や意識の変化 ･自主防災組織等の地域コミュニティの低下 ･平成16年の消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務化 (新築H18.6.1～、既存H23.6.1～) ･近年局所的豪雨等、気象変化の影響により局所的な災害が増加している。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○県総合防災訓練の実施負担金 平成21年8月27日に郡山市で県総合防災訓練を実施。 参加団体55団体、参加者人数1,115人 ○県石油コンビナート総合防災訓練 平成21年10月20日にいわき市小名浜で県石油コンビナート総合防災訓練を実施。 参加団体41団体、参加人数548人 ○水防訓練活動費 平成21年5月24日に会津美里町で県水防訓練を実施。 参加団体23団体、参加人数708名 ○集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 ①水災害対策協議会を設立。 ②水災害に関する講習会･出前講座の実施。 ③13市の水災害情報図を作成。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　(一部新) みんなでいのちを守る地域防災力向上事業 (地域を守るひとづくり支援事業)、県消防操法競技大会開催事業、 ⅱ　県総合防災訓練の実施負担金、県石油コンビナート総合防災訓練、水防訓練活動費、集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 (豪雨から子供の命を守る出前講座事業) ⅲ　(一部新) みんなでいのちを守る地域防災力向上事業 (安全･安心なまちづくり支援事業)、集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 (水災害に対する危機管理啓発事業) 河川流域総合情報システム事業、浸水想定区域図の公示 ⅳ　集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 (豪雨対策推進事業)、総合情報通信ネットワーク整備事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・消防団員数は、少子高齢化の進行や共に支え合うとの意識の希薄化など、団員を確保する上で厳しい環境にある。また、消防団員の8割近くが企業に雇用されている現状を踏まえ、雇用されている方が入団しやすく、活動しやすい環境づくりが課題である。 ・災害被害を軽減させるためには、「自助」・「共助」の取り組みが重要で、地域防災力の向上が求められるが、県民一人ひとりにその意識が十分浸透しているとは言えない。 ・災害時要援護者避難支援個別計画の策定に当たり、災害時要援護者の対象者が多いことなどにより、支援者の確保が課題である。 ・現状の要援護者避難支援対策は、災害時要援護者の命を災害から守ること、安全を確保することに重点をおいているが、避難が長期化した場合の災害時要援護者のケアが十分とは言えない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・女性の入団、消防団協力事業所表示制度や機能別団員制度の導入促進等の様々な団員確保策を更に推進していく。 ・地域の防災力向上に向け、地域住民の意識向上に引き続き取り組む。 ・災害時要援護者避難支援個別計画の策定に当たり、支援者の確保のため、担い手となる自主防災組織の組織化や活動の活性化に向けた対策を引き続き取り組む。 ・災害時要援護者の身の安全を確保する取り組みを促進した上で、災害時要援護者支援の充実を図るため、市町村における福祉避難所の指定拡大や民間の宿泊施設等との災害時応援協定の締結などについて検討を重ね、避難が長期化した場合の災害時要援護者に対するケアの向上を図るための取り組みを進めていく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(2) 災害など不測の事態に対する備えの充実		
②細項目	②大規模災害、新型インフルエンザなどさまざまなリスクへの対応	③細項目コード	3222
④主担当課	知事直轄　総合安全管理課	⑤関係部局	生活環境部、保健福祉部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　大規模災害や重大な事件･事故、新型インフルエンザ等に備え、関係機関相互の情報共有と連携を強固にするとともに、情報収集機能や総合指揮機能の充実を図るなど、県における危機管理体制の強化を推進します。 ⅱ　市町村における危機管理体制の強化を支援します。 ⅲ　事業継続マネジメントなど県内の民間企業･民間団体等における危機管理体制の構築を支援します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○抗インフルエンザウィルス薬の備蓄率 　実績値では目標が達成できている(20年43.1%→21年100%)。なお、国が設定する備蓄目標量の変動により、県備蓄量に変動が無くとも、備蓄率が影響を受けることがある。
⑧社会経済情勢等	･新型インフルエンザの流行など、自然災害や感染症に対する不安の高まり ･大規模災害、重大な事件･事故など、過去の延長線上の認識では対応が困難なリスクの発生
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○新型インフルエンザ対策推進事業 　ワクチン接種臨時補助金など、新型インフルエンザ対策を推進した。 ○抗インフルエンザウィルス薬備蓄事業 　インフルエンザによる健康影響を抑える抗インフルエンザ薬を適切に管理･利用した。 ○野生鳥獣感染症対応事業 　新型インフルエンザに変異する可能性のある鳥インフルエンザについて、死亡野鳥等調査及び糞便採取調査を行い、全て陰性であること確認した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　新型インフルエンザ対策推進事業、抗インフルエンザウィルス薬備蓄事業、野生鳥獣感染症対応事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	･不測の事態に対応するための職員間の情報や危機意識の共有及び危機管理体制の維持が課題である。 ･新型インフルエンザ対策など、県における危機管理事象発生時の対応力の強化が課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	･過去の延長線上の認識では対応が困難なリスクに備え、危機管理体制の強化を進める。 ･新型インフルエンザ対策について、昨年度の対応を検証し、再流行への備えをするとともに病原性等に応じ、柔軟に対応できる体制を構築していく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(2) 災害など不測の事態に対する備えの充実				
②細項目	③原子力発電所及び周辺地域や化学工場など事業所における安全確保対策			③細項目コード	3223
④主担当課	生活環境部　原子力安全対策課	⑤関係部局	保健福祉部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視と測定を行うとともに、原子力発電所への立入調査や適切な措置要求を行うなど、原子力発電所及び周辺地域の安全確保対策の充実に努めます。 ⅱ　化学工場等からの化学物質の流出など環境汚染防止対策を推進するとともに、事故が発生した場合には被害拡大の防止を進め、原因究明と再発防止対策のための取組みを進めます。 ⅲ　関係機関の連携により事業所における安全管理･防災体制の整備を支援します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○工場･事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数 　実施件数は、平成19年の76件から、平成20年67件、平成21年47件と、ここ2年減少しており、不景気による業務縮小等の経済的要因などが影響しているものと思われる。
⑧社会経済情勢等	･本県は10基の発電用原子炉が設置され、全国有数の原子力発電所立地県となっている。 ･福島第一原発3号機において、プルサーマルが開始された。 ･ここ数年、工場･事業場における化学物質の流出事故や毒物劇物製造業者における毒物の漏えい事故により、付近住民に健康被害が発生するなど社会的に大きな影響を与えている。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	･環境放射能等測定、環境放射能測定機器の整備 　原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視･測定、環境試料の放射能測定等を行うための機器等の更新･整備を行った。 ･化学物質安全･安心づくり促進事業 　化学物質リスクコミュニケーションの更なる促進を図るため、化学物質リスクコミュニケーション推進セミナーや化学物質総合対策セミナー、化学物質環境教室普及研修会等を開催した。 ･原子力防災訓練 　緊急時における原子力防災関係機関相互の連携体制の確立、防災業務関係者の防災技術の習熟、地域住民の原子力防災意識の向上、原子力に対する理解を図るため住民参加型の原子力防災訓練を実施した。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　環境放射能等測定、環境放射能測定機器の整備 ⅱ　化学物質安全･安心づくり促進事業、(新) 毒物劇物製造業者等指導対策事業 ⅲ　原子力防災訓練

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・原子力発電所の設置、運転に際しては、法令等に基づき安全規制を一元的に所管する国が責任を持って対応することが重要であるが、県としても、立地自治体の立場から、引き続き、安全確保対策に取り組む必要がある。 ・化学物質の流出事故や毒物劇物の漏えい事故については、毒物劇物取扱施設等の管理及び教育訓練体制が不十分な施設があるとともに、リスクコミュニケーションの概念自体の理解が十分進んでいない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・県としては立地自治体の立場から、原子力発電所について、客観性と信頼性を高めた国の安全規制体制の確立や安全確保対策の充実・強化を求めてきており、また、県民の安全・安心を確保するため、環境放射能の常時監視など安全確保対策を適切に実施するとともに、プルサーマル実施に関し、新たに設置したプロジェクトチームにおいて安全確認を行うなど、引き続き、国、事業者の取組状況についてしっかりと対応していく。 ・毒物劇物による危被害防止及び再発防止のため、毒物劇物製造業者等の管理体制及び事故時の措置対応等の指導徹底を行うとともに、事業者におけるリスクコミュニケーションの理解と普及の更なる促進を図る。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－（2）災害など不測の事態に対する備えの充実	③細項目コード
②細項目名	①地域における大規模地震などの災害に備えた防災体制の充実、広域連携による迅速な救助・復興体制の構築	3221
④細項目の具体的な取組み	i　地域における消防・防災力の要となる消防団員の確保を促進するとともに、自主防災組織の充実を支援します。 ii　地域住民、ボランティア団体、自治体が連携し、消防・防災力の向上を図ります。 iii　災害時要援護者の情報、ハザードマップ、雨量・河川水位情報など、防災情報の充実と活用を進めます。 iv　市町村間、都道府県間の協力関係の緊密化を進め、被災時における広域連携体制の構築を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		県消防操法競技大会開催事業	生活環境部 消防保安課	385	H22	H22	消防団員の基礎的な消防操法訓練を通して、消防技術の向上や消防活動の円滑な遂行を図るため、隔年で大会を実施する。 ・主催　福島県、財団法人福島県消防協会 ・日時　平成22年8月22日(日) ・場所　消防学校 ・種別　ポンプ車操法、小型ポンプ操法 ・参加　各種別毎に15チーム	隔年実施のため、開催していない。 平成22年8月に消防学校で開催
i		県消防協会指導事業補助金	生活環境部 消防保安課	1,700	H20	H24	消防協会の会員である消防団員及び消防職員の資質の向上と知識技術の習得とともに、消防思想の普及を図り、もって消防活動の促進に寄与するために当該協会に事業費補助を行う。 ・補助対象事業 県消防大会開催事業、教養訓練指導事業 防火思想普及啓発事業、消防団活性化対策事業 ・補助率　2分の1以内	同額補助 当該協会への事業費補助を通して、消防団員の確保、火災予防等に寄与させる。
i ii iii	5	(一部新) みんなでいのちを守る地域防災力向上事業	生活環境部 災害対策課	2,040	H22	H22	災害時において高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援体制を構築するための支援事業や災害時要援護者の支援者となる自主防災組織の組織化や組織活性化のための支援事業を実施する。	－ ①安全・安心なまちづくり支援事業 ・地域防災力向上訓練の実施 地域において災害時要援護者の支援が行われるよう訓練を実施し、避難支援プランの個別計画の検証を行う(浜・中・会津の3方部で実施)。 ②地域を守るひとづくり支援事業 ・出前講座等の実施 自主防災組織等を対象に地域防災力向上のための出前講座等を行う。 ・自主防災組織活動発表会の実施 自主防災組織間の情報交換や活動の活性化を図るため県内1箇所で実施する。 ・地震体験車の活用 地震体験車を活用し、地震に関する正しい知識の普及、防災意識の啓発を行う。
ii		河川水門操作管理費	土木部 河川整備課	22,590	H16		河川管理施設である水門等について、市町村に対し、河川法第99条の規定により、操作を委託する。	616箇所の河川水門操作を委託 617箇所の河川水門操作を委託
ii		水防訓練活動費	土木部 河川整備課	1,826	H7		水防訓練により水防活動に必要な知識と水防作業の実地指導、さらには情報の伝達、資材管理等の確認・迅速化を徹底させるとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図るための広報を行い、市町村の水防体制の充実強化を図る。	水防月間(5月)において広報を実施 会津美里町において水防訓練を実施 水防月間(5月)において広報を実施 白河市において水防訓練を実施
ii		水防管理経費	土木部 河川整備課	8,697	H17		水防活動に必要な監視・予報・警戒・通信・連絡等の体制と器具・資材・施設の整備を図る。	水防資材を購入 水防車燃料、水防資材を購入
iii		河川流域総合情報システム管理費	土木部 河川整備課	152,104	H16		河川流域に整備されたテレメータシステム、河川情報提供システム及び土砂災害情報システムの管理と運用を行う。	①ﾃﾚﾒｰﾀ設備169局の保守点検を実施 ②無線8局の定期、2局の変更検査を実施 ③提供ｼｽﾃﾑ閲覧174千件と過去最大のｱｸｾｽ ①ﾃﾚﾒｰﾀ設備169局の保守点検を実施 ②無線1局の変更検査を実施 ③提供ｼｽﾃﾑﾃﾞｰﾀのﾘｱﾙﾀｲﾑ提供
iii		河川流域総合情報システム事業	土木部 河川整備課	115,000	H19	H32	河川流域に整備されたテレメータシステムの機器更新を行う。	ﾃﾚﾒｰﾀ設備13局を更新 (監視1局、中継1局、雨量観測4局、水位観測7局) ﾃﾚﾒｰﾀ設備13局を更新 (中継1局、雨量観測3局、水位観測9局)

iii		水位周知河川の指定	土木部 河川整備課	0	H17		水防法第13条の規定により、避難勧告の目安となる避難判断水位を設定する。	(目標) 累計で31河川を指定 (実績) 累計で26河川を指定 (目標) 累計で31河川を指定
iii		浸水想定区域図の公示	土木部 河川整備課	0	H16		市町村の地域防災計画となる洪水ハザードマップの作成を支援するため、浸水想定区域図を公示する。	(目標) 累計で33河川を指定 (実績) 累計で25河川を指定 (目標) 累計で33河川を指定
ii iv		県石油コンビナート総合防災訓練	生活環境部 災害対策課	623	H22	H22	石油コンビナート等特別防災区域における災害応急対策体制の確立、防災関係機関・地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、広野町において総合防災訓練を実施する。	平成21年10月20日にいわき市小名浜で実施。 参加団体41団体、参加人数548人、参加車両71台、船艇14隻、ヘリ3機 平成22年10月に広野町で実施予定。
ii iii iv		県総合防災訓練の実施負担金	生活環境部 災害対策課	800	H19	H23	防災訓練は、災害対策基本法第48条により、県、市町村、その他防災関係機関が、各々又は共同で実施しなければならないとされており、県内の各地域で実施することにより、防災関係機関相互の連携強化と地域住民の防災意識の高揚を図るものである。	平成21年8月27日に郡山市で実施。 参加団体55団体、参加人員1,115人、ヘリ3機、災害救助犬2頭 平成22年9月に相馬市で実施予定。
ii iii iv	5	集中豪雨から命を守るプロジェクト事業	土木部 河川計画課	2,034	H21	H23	①豪雨対策推進事業 地域が連携した減災体制を構築するため、建設事務所単位で水災害対策協議会を設立し、市町村の洪水・土砂災害に対する防災意識の向上と水災害対策の推進を図る。 ②豪雨から子供の命を守る出前講座事業 児童・生徒等が、河川での安全な遊び方や気象変化に伴う水位上昇の危険性について学習し、自らの命を守る知識を身につけるため、総合的な学習の時間等を活用した出前講座を行う。 ③浸水想定区域図を提供している38市町村を対象に、浸水想定区域や内水氾濫箇所、土砂災害危険箇所等の情報を盛り込んだ水災害情報図を作成する。	①水災害対策協議会を設立。 ②水災害に関する講習会・出前講座の実施。 ③13市の水災害情報図を作成。 ①水災害対策協議会において水災害対策の推進を図る。 ②水災害に関する講習会・出前講座の継続実施。 ③12町村の水災害情報図を作成。
iv		総合情報通信ネットワーク整備事業	生活環境部 災害対策課	2,452,469	H19	H24	災害時及び平常時における情報伝達のために整備された現行システムが、平成10年に運用を開始したが、老朽化等に伴い平成21年度から4年間で更新工事を行う。	県庁電話交換機の更新及び地上有線系機器の製作を行う。 出来高8．8% 各関係機関に、地上有線系の機器設置等を行う。 出来高39．9%予定
i		消防団活性化対策事業	生活環境部 消防保安課	－	－	－	①事業所への協力要請 ②市町村事務担当者研修会 ③団員確保に係る市町村への要請 ④消防団長研修会 ⑤各種広報	①事業所への協力要請 訪問による事業所要請（25事業所） その他機会を利用した協力要請（194事業所） ②市町村事務担当者研修会(11/9) ③団員確保に係る市町村への要請 ④消防団長研修会(3/9) ⑤各種広報(新聞、テレビ、夢だより) [成果] ①事業所との協力関係 消防団協力事業所表示制度の導入市町村の増加（5市町） ②消防団員の確保 機能別団員制度の導入市町村の増加（4町）

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－（2）災害など不測の事態に対する備えの充実	③細項目コード
②細項目名	②大規模災害、新型インフルエンザなどさまざまなリスクへの対応	3222
④細項目の具体的な取組み	i　大規模災害や重大な事件・事故、新型インフルエンザ等に備え、関係機関相互の情報共有と連携を強固にするとともに、情報収集機能や総合指揮機能の充実を図るなど、県における危機管理体制の強化を推進します。 ii　市町村における危機管理体制の強化を支援します。 iii　事業継続マネジメントなど県内の民間企業・民間団体等における危機管理体制の構築を支援します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i	5	新型インフルエンザ対策推進事業	保健福祉部 感染・看護室	1,295	H21	H23	新型インフルエンザ発生時に速やかに対応するために、医療体制の整備と社会機能維持のための対策を推進する。	新型インフルエンザ対策を推進した（ワクチン接種臨時補助金含む。） 新型インフルエンザの予防、感染拡大防止、ライフライン維持等に必要な関係機関の役割を確認し、それぞれが役割を果たす準備をする。
i		抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	保健福祉部 感染・看護室	3,474	H18	H22	「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業を実施し、県民の安全・安心を確保する。	抗インフルエンザ薬を管理、保管する業務であり、定温、低湿により適切に管理された。 前年度に引き続き、抗インフルエンザ薬の適切な管理を実施する。
i	5	野生鳥獣感染症対応事業	生活環境部 自然保護課	588	21	23	環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に都道府県が実施すべき内容として示されているウィルス保有状況調査を行う。	①死亡野鳥等調査　4件　ウィルス保有簡易検査　全て陰性 ②糞便採取調査　4回（5月、11月、1月、3月）　ウィルス保有遺伝子検査　全て陰性 ①死亡野鳥等調査　国のマニュアルに乗っ取り、警戒レベルに応じた野鳥サーベイランスを実施する ②糞便採取調査　4回（5月、11月、1月、3月）　に糞便採取調査を実施する
i		健康危機管理対応事業	保健福祉部 健康増進課	290	H16	H22	地域における健康危機事例が頻発し、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成12年3月改正）」及び「地域健康危機管理ガイドライン（平成13年3月）」においては、地域保健の専門的、技術的かつ広域的な拠点である保健所は、地域における健康危機管理においても、中核的役割を果たすべきであると定められた。このため、健康危機管理事例発生時の連絡体制を確保するとともに、研修会を開催し、その実効性の確保を図る。	健康危機管理における連絡体制を整えると共に、保健福祉事務所職員1名を研修会に派遣した。 昨年度同様、連絡体制の整備と研修へ職員を派遣し、職員の資質の向上を図り健康危機対応につなげる。
i		総合医療情報システム運営事業	保健福祉部 地域医療課	83,541	H04	H25	災害時の救援・救助を迅速・的確に行うため、災害医療情報として医療機関の稼働状況、医師、看護婦等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等の情報収集・提供を行う災害医療情報システムを運営する。	県民に対する医療機関情報の提供や救急医療情報の関係機関との共有等のためオンラインネットワークの整備を実施。 回線使用料　21，132千円 システム運営委託料　15，476千円 システム運営に係る機器等の設備使用料　46，765千円 県民に対する医療機関情報の提供や救急医療情報の関係機関との共有等のためオンラインネットワークの整備を実施。 回線使用料　21，300千円 システム運営委託料　15，476千円 システム運営に係る機器等の設備使用料　46，765千円
i iii		原子力災害緊急時医療活動事業	保健福祉部 地域医療課	93,999	H21	H23	①緊急時医療施設の維持管理経費 原子力災害時等における地域住民の医療を確保するため、緊急時医療施設等における維持管理を適正に行う。 ②緊急時医療機器等整備費 原子力災害時等における地域住民の医療を確保するため、医療資機材等の購入や医療機器の点検、保守点検等を行う。 ③緊急時医療活動研修等経費 医療関係職員を国の委託を受けた機関等が実施する研修会等に派遣し、医療活動に必要な知識と技術の習得を図る。	①緊急時医療施設の修繕料や光熱水費等4，839千円 ②緊急時医療施設等の医療資機材購入や医療機器等の保守点検　18，706千円 ③緊急時医療における各種研修、会議等に医療関係者延べ39名参加　1，786千円（関係事務費含む） ①緊急時医療施設の修繕料や光熱水費等36,506千円 ②緊急時医療施設等の医療資機材購入や医療機器等の保守点検　51,160千円 ③緊急時医療における各種研修、会議等に医療関係者延べ139名派遣　6,333千円（関係事務費含む）

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－（2）災害など不測の事態に対する備えの充実	③細項目コード
②細項目名	③原子力発電所及び周辺地域や化学工場など事業所における安全確保対策	3223
④細項目の具体的な取組み	ⅰ　原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視と測定を行うとともに、原子力発電所への立入調査や適切な措置要求を行うなど、原子力発電所及び周辺地域の安全確保対策の充実に努めます。 ⅱ　化学工場等からの化学物質の流出など環境汚染防止対策を推進するとともに、事故が発生した場合には被害拡大の防止を進め、原因究明と再発防止対策のための取組みを進めます。 ⅲ　関係機関の連携により事業所における安全管理・防災体制の整備を支援します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ⅰ		環境放射能等測定	生活環境部 原子力安全対策課	5,262	H15	H22	①調査研究事業 原子力発電所周辺地域住民の食品摂取状況や食品中の放射能等を調査し、環境放射能の監視測定結果等を適切に推定・評価するための基礎資料とする。	原子力発電所周辺地域住民の食品摂取状況や食品中の放射能等の調査計画を策定し、調査（秋季及び冬期）を実施した。 目標（実績） 食品摂取量調査　90世帯×2季節＝180世帯（秋季89世帯＋冬期88世帯＝177世帯） 食品放射能調査　30世帯×2季節＝60世帯（秋季30世帯＋冬期30世帯＝60世帯） 原子力発電所周辺地域住民の食品摂取状況や食品中の放射能等の調査（春期及び夏季）を実施し、最終取りまとめを行う。 食品摂取量調査　90世帯×2季節＝180世帯 食品放射能調査　30世帯×2季節＝60世帯
ⅰ		環境放射能測定機器等の整備	生活環境部 原子力安全対策課	163,978	H15	H22	・原子力センター福島支所におけるドラフト室他空調機器等の不都合（水漏れ）及び高気圧中開閉器の絶縁抵抗値の減少が見られることから、これらを更新する。 ・原子力発電所周辺地域における空間線量率の常時監視、空間積算線量の測定、環境試料の放射能測定等を行う機器等の更新・整備を行う。	機器整備計画に基づき、空間線量率の常時監視、空間積算線量の測定、環境試料の放射能測定等を行う機器等の更新・整備を行った。 機器整備計画に基づき、更新又は整備を行うこととしている機器の更新・整備を行う。
ⅰ		発電所温排水調査	生活環境部 原子力安全対策課	2,480	H17	H22	県下の漁業共同組合より標本船を選定し、操業状況の記録を依頼する。この記録に基づき、固定式刺網漁業の漁獲対象主要魚種及び総漁獲物、並びに機船船曳網漁業の漁獲対象主要魚種について、温排水拡散海域を中心とした海域を対象として、区画別に魚種別の平均密度指数の変動状況を把握し、温排水と魚種の分布や漁業との関係について調査する。	資源動向と分布状況を把握するための漁業資源調査を実施した。また、福島県温排水調査管理委員会を開催し、平成20年度の漁業資源調査結果及び海況調査結果について審議した。 漁業資源調査を実施する。また、平成21年度の海況調査結果及び漁業資源調査結果を基に、温排水が漁業資源に影響を与えたか評価を行う。
ⅱ		化学物質安全・安心社会づくり促進事業	生活環境部 水・大気環境課	1,564	H20	H22	産業廃棄物処分業者等を対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。	①化学物質アドバイザー派遣（事例発表・交流会、3回開催、参加者のべ75名）、②化学物質総合対策セミナー（1回開催、参加者66名）、③化学物質リスクコミュニケーション推進セミナー（1回開催、参加者62名）、④化学物質環境教室普及研修会（1回開催、出席者38名） ①化学物質アドバイザー派遣（5回開催）、②化学物質総合対策セミナー（1回開催）、③化学物質リスクコミュニケーション推進セミナー（1回開催）、④化学物質環境教室普及研修会（1回開催）
ⅱ		(新) 毒物劇物製造業者等指導対策事業	保健福祉部 薬務課	225	H22	H22	ここ数年、毒物劇物製造業者が毒物を漏洩する事故を起こし、付近住民に健康被害が発生するなど社会的に大きな影響を与えている。このため、毒物劇物による危被害防止及び再発防止のため、毒物劇物製造業者等の管理体制及び事故時の措置対応等の指導徹底を行う。	- ・毒物劇物製造業者等立入調査の実施 ・毒物劇物製造業者等指導講習会の開催
ⅲ		原子力防災訓練	生活環境部 原子力安全対策課	17,339	H20	H24	緊急時における原子力防災関係機関相互の有機的な連携体制の確立、防災業務関係者の防災技術の習熟、地域住民の原子力防災意識の向上、原子力防災に対する理解を図るため、住民参加型の原子力防災訓練を実施する。	平成21年12月22日に、原子力発電所へのテロ攻撃を想定した国民保護共同訓練と併せて実施した。 地域防災計画に基づき、必要な各訓練要素を組み合わせた総合訓練を実施する。

(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心2－(3) 安全で安心な生活を支える社会基盤の提供			
②細項目	①自然災害に備えた公共施設などの整備 ②道路、河川など社会基盤の適切な整備と維持管理による安心の確保		③細項目コード	3231 3232
④担当課	土木部　土木企画課	⑤関係部局	保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁	

【現状分析】

⑥指標の分析	◆橋梁耐震補強整備率（緊急輸送路における耐震補強） 　計画的な整備により、緊急輸送路における橋りょうの耐震補強整備率はH20の84%からH21は93%に向上している。 ◆長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数 　計画的な整備により、長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数はH20の30橋からH21は88橋に増加している。 ◆県有建築物の耐震化率及び土砂災害から保全される住宅戸数 　計画的な整備により、県有施設の耐震化率及び土砂災害から保全される住宅戸数は増加している。
⑦社会経済情勢等	◆近年の局所的豪雨等、気象変化の影響により局所的な災害が増加している。 ◆異常気象や大地震等の自然災害に対する住民の安全、安心を求める意識は高まっている。 ◆近年は国及び地方自治体の厳しい財政状況に伴い、年々公共事業費が縮減している。 ◆高度経済成長時代に集中的に整備された県管理施設の老朽化が進行しており、今後の補修･更新費用の増大が危惧されている。 ◆社会的に地域づくりやボランティア活動の機運が高まっており、積極的に社会活動に参加する住民が増加している。
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	＜細項目①＞ ◆河川改良事業　ほか 　集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、県内42河川において改修事業を実施した。 ◆通常砂防事業、総合流域防災事業　ほか 　土砂災害防止対策として、砂防施設等の整備とともに、土砂災害情報システムの改修や土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査等のハード･ソフト対策を一体的に実施した。 ◆緊急橋りょう改修事業、災害防除事業　ほか 　緊急輸送路における橋梁の耐震補強工事及び防災総点検による危険防止対策が必要な箇所で対策工事を実施した。 ◆県有施設耐震改修事業（県立学校等）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業　ほか 　大規模な地震による災害時の応急的な避難施設となる学校施設の安全性を確保するため耐震化工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化を助成した。 ＜細項目②＞ ◆道路長寿命化対策事業　ほか 　緊急輸送路等の緊急度が高い県管理道路の橋梁について、長寿命化対策工事を推進した。 ◆生活基盤緊急改善事業　ほか 　住民の日常生活で支障となっている道路や河川など生活基盤について改善事業を実施し、安全･安心の確保に努めた。 ◆道路愛護活動支援事業　ほか 　地域住民やＮＰＯ等の団体と県及び市町村の協働で、県管理施設の清掃､美化活動等を行った。

⑨平成22年度の主な取組み	＜細項目①＞ ◆治山事業 　災害等で荒廃した保安林等において、治山施設を設置することにより、荒廃地、荒廃危険地区等の復旧整備を行う。 ◆（新）広域河川改修事業 　集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。 ◆通常砂防事業、総合流域防災事業 ◆県有施設耐震改修事業（県立学校等） ＜細項目②＞ ◆道路長寿命化対策事業 ◆生活基盤緊急改善事業 ◆道路愛護活動支援事業

⑩施策を推進する上での課題	＜細項目①＞ ◆自然災害から住民の生命や財産を守る社会資本はいまだ不十分であり、県民の安全･安心の確保が課題である。 ◆宮城県沖地震等の大地震により、県民の安全を確保する公共施設に甚大な被害が懸念されることから、早急な対策が必要である。 ◆地震の危険性や耐震診断の必要性等に関する住民意識の向上が課題である。 ＜細項目②＞ ◆県管理施設の老朽化に伴い、現状ではこれら施設の補修･更新の時期が集中するおそれがある。 ◆地域づくり等に対する機運の高まりをとらえ、多くの県民の活動参加を促す仕組みや体制づくりが課題となる。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	＜細項目①＞ ◆県民の生命や財産を守る社会資本の整備･管理に必要な公共事業費の確保とともに、ソフト･ハードが一体となった効率的かつ効果的な事業の実施に取り組む。 ◆大地震による災害時に避難施設等の機能を確保すべき施設や、甚大な人的被害が発生するおそれのある施設について、計画的な耐震化等の対策事業に取り組む。 ◆市町村との緊密な連携のもと、引き続き住宅等の耐震診断に対する普及啓発等に取り組む。 　（平成27年度における住宅等の耐震化の目標値　９０％（福島県耐震改修促進計画）） ＜細項目②＞ ◆施設の補修･更新に要する維持管理費用の縮減を図るため、アセットマネジメントに関する計画的な設計ストックの形成と予算の確保により管理施設の長寿命化に取り組む。 ◆市町村や地域住民、地域づくり団体等との緊密な連携と協働により、良好な県及び市町村等の管理施設の維持に寄与するボランティア活動への参加を促進する。

（様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全･安心２－（3）安全で安心な生活を支える社会基盤の提供		
②細項目	①自然災害に備えた公共施設などの整備 ②道路、河川など社会基盤の適切な整備と維持管理による安心の確保	③コード	3231 3232

④指標名	橋梁耐震補強整備率（緊急輸送路における耐震補強）							
⑤指標の説明	緊急輸送路（災害時における、救助、救急、医療、消防活動等に必要な道路）において、耐震化が必要な15m以上の橋梁のうち対策を行った割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				98	98	99	99	100
実績	77	84	93					
達成率								
⑦分　析	計画的な整備により、緊急輸送路における橋りょうの耐震補強整備率はH20の84%からH21は93%に向上している。							

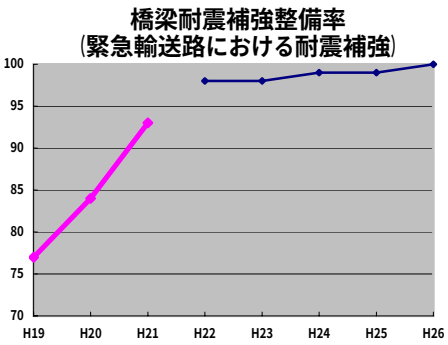

④指標名	県有建築物の耐震化率							
⑤指標の説明	「福島県県有建築物の耐震改修計画」による対象建築物のうち、耐震性が確保された棟数の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				79	81	83	85	87
実績	70.3	75.8	78.0					
達成率								
⑦分　析	計画的な投資により、耐震化率は向上しており、一定の投資規模を確保することにより目標達成は見込める状況にある。							

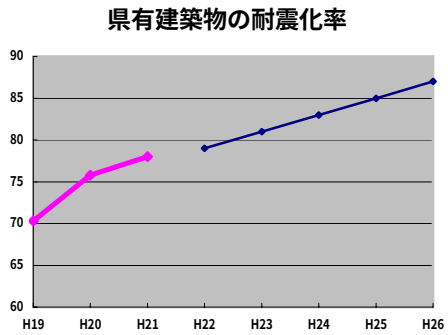

④指標名	公立小中学校施設の耐震化率							
⑤指標の説明	公立小中学校施設のうち、耐震性が確保された棟数の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績	55.3	57.5	62.2					
達成率								
⑦分　析	年々増加しており、Ｈ２１年度も６２．２%と、Ｈ２０年度の５７．５%から４．７%上昇したが、全国平均は下回っている状況である。							

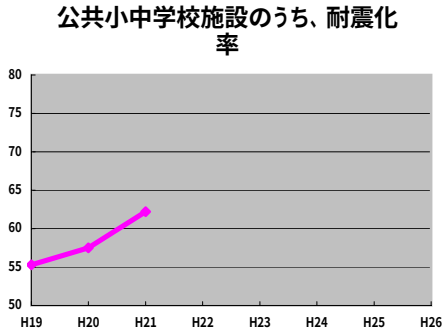

④指標名	河川堤防整備率							
⑤指標の説明	事業計画の延長のうち、完了した延長の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				60.6	61.7	62.8	63.9	65.0
実績		58.4						
達成率								
⑦分　析	河川整備は大規模かつ長期間の事業が多く、投資額の増減により指標の伸びは直接的な影響を受ける。							

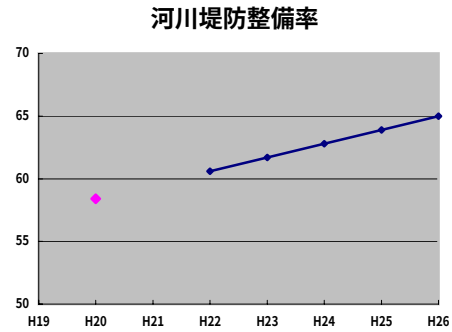

④指標名	土砂災害から保全される住宅戸数							
⑤指標の説明	県内の土砂災害危険箇所において、土砂災害から保全されている戸数(戸)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				13,910	14,080	14,100	14,190	14,300
実績	13,486	13,696	13,821					
達成率								
⑦分　析	指標はこれまでの計画的な投資により増加してきたが、今後の投資額の増減により伸びは直接的な影響を受ける。							

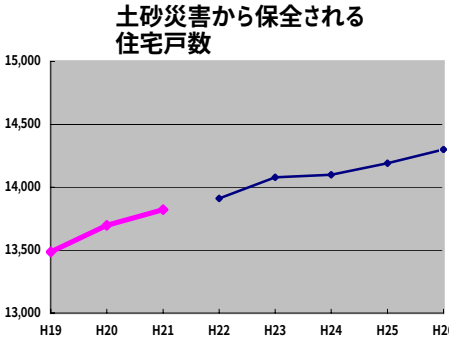

④指標名	長寿命化のための対策工事を行った橋梁数							
⑤指標の説明	緊急輸送路（災害時における、救助、救急、医療、消防活動等に必要な道路）等の重要度が高い路線で、長寿命化のための定期点検を実施し、要対策と判定された橋梁で補修工事を行った数（橋、累計）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				132	183	234	285	336
実績	10	30	88					
達成率								
⑦分　析	計画的な工事の実施により、長寿命化の対策工事を行った橋梁数は増加している。							

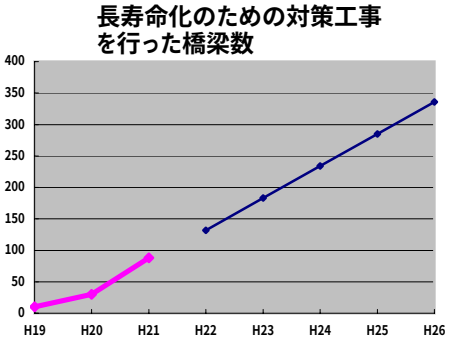

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(3) 安全で安心な生活を支える社会基盤の提供				
②細項目	①自然災害に備えた公共施設などの整備			③細項目コード	3231
④主担当課	土木部　土木企画課	⑤関係部局	保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁		

⑥細項目の具体的な取組み	i　自然災害に備えた道路や河川の整備、砂防、治山などを進めます。 ii　橋梁や建築物など県有施設の耐震化を推進します。 iii　小中学校を始めとする市町村の公共施設の耐震化を促進します。 iv　民間施設や住宅の耐震化を促進します。

【現状分析】

⑦指標の分析	○橋梁耐震補強整備率(緊急輸送路における耐震補強) 計画的な整備により、緊急輸送路における橋りょうの耐震補強整備率はH20の84%からH21は93%に向上している。 ○県有建築物の耐震化率及び土砂災害から保全される住宅戸数 計画的な整備により、県有施設の耐震化率及び土砂災害から保全される住宅戸数は増加している。 ○公立小･中学校施設の耐震化率 年々増加しており、H21年度も62．2%と、H20年度の57．5%から4．7%上昇したが、全国平均は下回っている状況である。
⑧社会経済情勢等	･近年の局所的豪雨等、気象変化の影響により局所的な災害が増加している。 ･異常気象や大地震等の自然災害に対する住民の安全、安心を求める意識は高まっている。 ･近年は国及び地方自治体の厳しい財政状況に伴い、年々公共事業費が縮減している。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	◆河川改良事業　ほか 集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、県内42河川において改修事業を実施した。 ◆通常砂防事業、総合流域防災事業　ほか 土砂災害防止対策として、砂防施設等の整備とともに、土砂災害情報システムの改修や土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査等のハード･ソフト対策を一体的に実施した。 ◆緊急橋りょう改修事業、災害防除事業　ほか 緊急輸送路における橋梁の耐震補強工事及び防災総点検による危険防止対策が必要な箇所で対策工事を実施した。 ◆県有施設耐震改修事業(県立学校等)、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業　ほか 大規模な地震による災害時の応急的な避難施設となる学校施設の安全性を確保するため耐震化工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化を助成した。
⑩平成22年度の主な取組み	i　治山事業、災害防除事業、(新)広域河川改修事業 ii　県有施設耐震改修事業(県立学校等)、緊急橋りょう改修事業 iv　住宅安全ストック形成事業(木造住宅の耐震診断)、災害拠点病院等耐震化事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	○自然災害に備えた公共施設の整備･管理 自然災害から住民の生命や財産を守る社会資本はいまだ不十分であり、県民の安全･安心の確保が課題である。 ○県有施設等の耐震化推進 宮城県沖地震等の大地震により、県民の安全を確保する公共施設に甚大な被害が懸念されることから、早急な対策が必要である。 ○小中学校等の市町村施設の耐震化促進 各自治体の財政状況等に影響されることから、市町村間での格差が生じるおそれがある。 ○住宅等の民間施設の耐震化促進 地震の危険性や耐震診断の必要性等に関する住民意識の向上が課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	○自然災害に備えた公共施設の整備･管理 県民の生命や財産を守る社会資本の整備･管理に必要な公共事業費の確保とともに、ソフト･ハードが一体となった効率的かつ効果的な事業の実施に取り組む。 ○県有施設の耐震化推進 大地震による災害時に避難施設等の機能を確保すべき施設や、甚大な人的被害が発生するおそれのある施設について、計画的な耐震化等の対策事業に取り組む。 ○小中学校等の市町村施設の耐震化促進 引き続き助言等を行うなど、小中学校等の公共施設の耐震化の促進に向け、市町村に呼びかけていく。 ○住宅や民間社会福祉施設等の耐震化促進 市町村との緊密な連携のもと、引き続き住宅等の耐震診断に対する普及啓発等に取り組む。 （平成27年度における住宅等の耐震化の目標値　９０％（福島県耐震改修促進計画））

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(3) 安全で安心な生活を支える社会基盤の提供		
②細項目	②道路、河川など社会基盤の適切な整備と維持管理による安心の確保	③細項目コード	3232
④主担当課	土木部　土木企画課	⑤関係部局	保健福祉部、土木部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　効率的な資産管理を図るアセットマネジメントの考え方に基づく計画的な維持･補修により、道路や河川管理施設など社会資本の長寿命化を推進します。 ⅱ　地域の生活道路の計画的な整備に努めます。 ⅲ　ボランティアや地域住民との連携により、道路や河川などにおける良好な環境や利便性の維持を図ります。

[現状分析]

⑦指標の分析	○長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数 計画的な整備により、長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数はH20の30橋からH21は88橋に増加している。
⑧社会経済情勢等	･高度経済成長時代に集中的に整備された県管理施設の老朽化が進行しており、今後の補修･更新費用の増大が危惧されている。 ･近年は国及び地方自治体の厳しい財政状況に伴い、年々公共事業費が縮減している。 ･社会的に地域づくりやボランティア活動の機運が高まっており、積極的に社会活動に参加する住民が増加している。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○道路長寿命化対策事業　ほか 緊急輸送路等の緊急度が高い県管理道路の橋梁について、長寿命化対策工事を推進した。 ○道路維持補修事業　ほか 老朽化等により機能が低下している道路、河川等の県管理施設について、機能回復を図る補修事業を実施した。 ○生活基盤緊急改善事業　ほか 住民の日常生活で支障となっている道路や河川など生活基盤について改善事業を実施し、安全･安心の確保に努めた。 ○道路愛護活動支援事業　ほか 地域住民やＮＰＯ等の団体と県及び市町村の協働で、県管理施設の清掃､美化活動等を行った。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　道路長寿命化対策事業、長寿命化修繕計画策定事業、道路維持補修事業、河川維持管理経費、簡易水道施設整備費 ⅱ　生活基盤緊急改善事業、道路改築事業 ⅲ　道路愛護活動支援事業、河川愛護関係経費

⑪細項目を推進する上での課題	･アセットマネジメントの考え方に基づく社会資本の長寿命化 県管理施設の老朽化に伴い、現状ではこれら施設の補修･更新の時期が集中するおそれがある。 ･地域生活道路の整備 公共事業費の削減が続くことで、地域の基盤となる道路の危険箇所解消が不十分となり住民生活の支障となる懸念がある。 ･ボランティア活動との連携による良好な環境の維持 地域づくり等に対する機運の高まりをとらえ、多くの県民の活動参加を促す仕組みや体制づくりが課題となる。

[今後の取組みの方向性]

⑫今後の取組みの方向性	･アセットマネジメントの考え方に基づく社会資本の長寿命化 施設の補修･更新に要する維持管理費用の縮減を図るため、アセットマネジメントに関する計画的な設計ストックの形成と予算の確保により管理施設の長寿命化に取り組む。 ･地域生活道路の整備 地域の実情に見合った整備･管理手法により、効果的かつ効率的な事業を推進し、安全で安心な生活道路の確保に取り組む。 ･ボランティア活動との連携による良好な環境の維持 市町村や地域住民、地域づくり団体等との緊密な連携と協働により、良好な県及び市町村等の管理施設の維持に寄与するボランティア活動への参加を促進する。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－(3) 安全で安心な生活を支える社会基盤の提供	③細項目コード
②細項目名	①自然災害に備えた公共施設などの整備	3231
④細項目の具体的な取組み	i　自然災害に備えた道路や河川の整備、砂防、治山などを進めます。 ii　橋梁や建築物など県有施設の耐震化を推進します。 iii　小中学校を始めとする市町村の公共施設の耐震化を促進します。 iv　民間施設や住宅の耐震化を促進します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		治山事業	農林水産部 治山対策課	2,820,695	H11	H26	災害等で荒廃した保安林等において、治山施設を設置することにより荒廃地、荒廃危険地区等の復旧整備を行う。 また、保安林において改植等の森林整備を行う。 ① 治山事業 ② 地すべり防止事業 ③ 災害関連緊急治山事業 ④ 林地崩壊対策事業 ⑤ 治山施設事業 (県営・団体営) ⑥ 保安林整備事業 ⑦ 県単治山調査事業 ⑧ 治山災害復旧事業 (現年災)	山地災害危険地区の着手率 目標　H26年度　52.5% 実績　H21年度　50.4% 山地災害危険地区の着手率 目標　H26年度　52.5%
i		老朽ため池整備事業	農林水産部 農業基盤整備課	453,686	H11	H22	ため池の決壊等による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、老朽化等により機能が低下しているため池の改修や補強工事を行う。	26地区で事業を実施し、3地区で事業を完了した。 23地区で事業を実施し、7地区で事業を完了する。
i	5	災害防除事業 地域活力基盤創造事業 (道路)	土木部 道路管理課	1,412,200 294,000	－	－	・福島県は、山岳地帯を走る道路が多く、崩落危険箇所が多いため、近年の局地的な豪雨等により各地で落石被害が発生しています。このため、道路防災総点検結果に基づき、要対策箇所のうち緊急性の高い箇所から事業着手し、災害や事故の防止を図るもの。	道路防災総点検の要対策箇所のうち、66箇所で対策を実施し、危険箇所を解消した。 平成22年度は、道路防災総点検の要対策箇所のうち、約60箇所で対策を実施し、危険箇所を解消することを目標とする。
i		河川審議会費	土木部 河川計画課	607	H8	-	知事の諮問に応じ、二級河川の重要事項 (河川整備基本方針) を調査審議しする。	・新田川水系河川整備基本方針に係る現地調査を実施。 ・新田川水系河川整備基本方針に係る審議会を開催し、新田川水系河川整備基本方針を策定する。
i		水文観測費	土木部 河川計画課	42,770	H14	H30	水防計画、治水計画および水資源需要算定等の利水計画策定の基礎資料とするため、河川の水位、流量、および雨量状況を把握する。	24河川25箇所での流量観測を実施する。 24河川25箇所での流量観測を実施する。
i		河川調査経費	土木部 河川計画課	61,800	－	－	①基本事項調査 ②総合的土砂管理調査 ・総合的土砂管理計画 (案) を策定する。 ③河川水辺の国勢調査 ・定期的に河川に生息する魚類の調査を実施する。 ④河川現況調査 ・河川流域内の人口、資産額等の基礎的な統計データを調査する。	①基本事項調査 ②総合的土砂管理調査 ・夏井川・請戸川でのモニタリング調査及び検討 ③河川水辺の国勢調査 ・阿武隈川外8河川での調査を実施した。 ④河川現況調査 ・実施していない。 ①基本事項調査 ②総合的土砂管理調査 ・夏井川・請戸川でのモニタリング調査の継続 ・総合的土砂管理計画(案) の策定 ③河川水辺の国勢調査 ・久慈川、川上川での調査を実施する。 ④河川現況調査 ・夏井川外4河川で実施する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		河川改良事業費	土木部 河川整備課	128,900			集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。	五百川ほか２８河川において、河川改修を実施 滑川ほか１２河川において、河川改修を実施
i		海岸調査経費	土木部 河川整備課	10,000			海岸の侵食・堆積状況を把握するため、航空写真撮影を実施する。	渋佐萱浜海岸ほかにおいて、海岸堤防の耐震点検や堤防老朽化調査を実施 夏井海岸ほかにおいて、海岸の侵食・堆積状況を把握するため、航空写真撮影を実施
i		高潮対策費	土木部 河川整備課	140,000			津波・高潮・波浪による災害を防止するため、海岸保全施設の新設・改良を実施する。	木崎海岸ほか3海岸において、海岸保全施設整備を実施 木崎海岸ほか1海岸において、海岸保全施設整備を実施
i		（新）高潮対策費（交付金）	土木部 河川整備課	110,000	H22	H24	津波・高潮・波浪による災害を防止するため、海岸保全施設の新設・改良を実施する。	－ 木崎海岸ほか2海岸において、海岸保全施設整備を実施
i		河川災害関連費	土木部 河川整備課	48,000			災害復旧工事のみでは十分な効果を発揮できない場合において改良費を加えて一定計画により改良し、再度災害を防止する。	南川河川災害関連工事の完了 該当する被害があった場合、速やかに事業に着手する。
i		地域自立活性化事業（河川改良）	土木部 河川整備課	553,200	H20	H24	観光交流の活性化を図るため、道路の冠水被害を防止するための河川改修を実施する。	原高野川ほか5河川において、河川改修を実施 原高野川ほか5河川において、河川改修を実施
i		千五沢ダム再開発事業	土木部 河川整備課	110,000	H21	H23	既設千五沢ダムに治水機能を付加することを目的に再開発を実施する。	洪水吐きの形式についての方針を決定 洪水吐きの水理模型実験による、形状のを決定
i		地域活力基盤創造事業（河川改良）	土木部 河川整備課	330,000	H21	H25	安全で安心して暮らせる地域社会の形成を達成するため、道路の冠水を防止するための河川改修の測量設計等を実施する。	八反田川ほか6河川において、河川改修を実施するための測量設計等を実施 八反田川ほか１０河川において、河川改修を実施するための測量設計等を実施
i		地域活力基盤創造事業（海岸改良）	土木部 河川整備課	80,000	H21	H25	安全で安心して暮らせる地域社会の形成を達成するため、道路の越波被害を防止するための海岸保全施設整備を実施する。	関田海岸において、海岸保全施設を整備するための測量設計等を実施 関田海岸において、海岸保全施設整備を実施
i		（新）広域河川改修事業	土木部 河川整備課	152,000	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（総事業費が概ね10億円以上）	桜川ほか１６河川において、河川改修を実施 夏井川ほか1河川において、河川改修を実施
i		（新）広域河川改修事業（交付金）	土木部 河川整備課	2,798,000	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（総事業費が概ね10億円以上）	－ 桜川ほか１４河川において、河川改修を実施
i		（新）広域河川改修（管理者負担）事業	土木部 河川整備課	156,486	H22	H26	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（総事業費が概ね10億円以上）	－ 東根川ほか4河川において、河川改修を実施
i		（新）都市基盤河川改修事業費（交付金）	土木部 河川整備課	130,000	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（市街地の整備と関連して施行する必要がある区間について郡山市が改修を行う。）	南川において、河川改修を実施 南川において、河川改修を実施
i	5	（新）総合流域防災事業（交付金）	土木部 河川整備課	734,000	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（総事業費が100億円未満で流域面積が100km2未満、かつ想定はん濫区域人口が1万人未満）	伝樋川ほか7河川において、河川改修を実施 伝樋川ほか6河川において、河川改修を実施
i		（新）総合流域防災（管理者負担）事業	土木部 河川整備課	159,162	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、河川改修を行う。（総事業費が100億円未満で流域面積が100km2未満、かつ想定はん濫区域人口が1万人未満）	－ 伝樋川ほか3河川において、河川改修を実施
i		（新）鉄道橋・道路橋緊急対策事業（交付金）	土木部 河川整備課	100,000	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、鉄道橋の改築及び橋梁上下流の河川改修を行う。	右支夏井川において、河川改修を実施 右支夏井川において、河川改修を実施
i		（新）鉄道橋・道路橋緊急対策（管理者負担）事業	土木部 河川整備課	13,823	H22	H24	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、鉄道橋の改築及び橋梁上下流の河川改修を行う。	－ 右支夏井川において、河川改修を実施

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		（新）流域貯留浸透事業（交付金）	土木部 河川整備課	15,000	H22	H24	貯留浸透施設整備のための測量設計を実施する。	笹部川において、貯留浸透施設整備のための計画検討を実施 笹部川において、貯留浸透施設整備のための測量設計を実施
i		通常砂防費	土木部 砂防課	67,000			土石流等の土砂災害から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	イノシシ沢ほか4箇所が概成となり、42戸の人家保全を図った。 大宮沢ほか2箇所を概成させ、23戸の人家保全を図るとともに、実施箇所の整備を促進する。
i	5	通常砂防費（交付金）	土木部 砂防課	829,000			土石流等の土砂災害から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	イノシシ沢ほか4箇所が概成となり、42戸の人家保全を図った。 大宮沢ほか2箇所を概成させ、23戸の人家保全を図るとともに、実施箇所の整備を促進する。
i		火山砂防費	土木部 砂防課	242,000			火山地域において、土石流等の土砂災害から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	東八川ほか6箇所の整備を促進した。 大倉川ほか5箇所の整備を促進する。
i		火山砂防費（交付金）	土木部 砂防課	278,000			火山地域において、土石流等の土砂災害から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	東八川ほか6箇所の整備を促進した。 大倉川ほか5箇所の整備を促進する。
i		地すべり対策費（交付金）	土木部 砂防課	166,000			地すべり現象による土砂災害から生命・財産を守るため、地すべり対策施設整備を行う。	鬼ヶ沢が概成となり、12戸の人家保全を図った。 久保田を概成させ、6戸の人家保全を図るとともに、実施箇所の整備を促進する。
i		急傾斜地対策費	土木部 砂防課	44,500			急傾斜地の崩壊等の土砂災害から生命・財産を守るため、急傾斜地対策施設整備を行う。	反町ほか2箇所が概成となり、85戸の人家保全を図った。 桜町2号ほか1箇所を概成させ、15戸の人家保全を図るとともに、実施箇所の整備を促進する。
i	5	急傾斜地対策費（交付金）	土木部 砂防課	167,500			急傾斜地の崩壊等の土砂災害から生命・財産を守るため、急傾斜地対策施設整備を行う。	反町ほか2箇所が概成となり、85戸の人家保全を図った。 桜町2号ほか1箇所を概成させ、15戸の人家保全を図るとともに、実施箇所の整備を促進する。
i		総合流域防災事業（交付金）	土木部 砂防課	731,000			土砂災害対策として、施設の整備（ハード対策）と情報基盤整備や砂防基礎調査（ソフト対策）を一体的に実施し、総合的な対策を推進する。	砂防5箇所、急傾斜地8箇所（内2箇所概成）、雪崩1箇所、情報基盤：土砂災害情報システム改修、基礎調査4流域について実施した。 砂防6箇所、急傾斜地6箇所（内2箇所概成）、雪崩1箇所、情報基盤：土砂災害情報システム改修、基礎調査4流域について実施する。
i		緊急砂防等災害関連費	土木部 砂防課	193,000			当該年度に発生した土砂災害等において砂防施設等を緊急的に整備することにより、再度災害の防止を図る。	実施なし ー
i		砂防施設費	土木部 砂防課	6,000			土石流等の土砂災害から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	五升蒔沢の砂防設備を整備した。 北沢の渓流保全を図る。
i		地域活力基盤創造事業（砂防）	土木部 砂防課	20,000			「安全で安心して暮らせる地域社会の形成」の達成を目標に道路整備とあわせて、土石流から生命・財産を守るため、砂防施設整備を行う。	ー 阿武隈川の施設整備を図る。
i		地すべり災害防除費	土木部 砂防課	1,500			地すべり現象による土砂災害から生命・財産を守るため、地すべり対策施設整備・改良を行う。	下館山ほか1箇所の地すべり防止施設を整備した。 塩野の土留めを実施する。
i		急傾斜地崩壊防止対策費	土木部 砂防課	233,000			急傾斜地の崩壊等の土砂災害から生命・財産を守るため、急傾斜地対策施設整備を行う。	辻ノ内ほか7箇所の施設を整備した。 金洗ほか6箇所の施設整備を図る。
i		地域活力基盤創造事業（急傾斜）	土木部 砂防課	21,333			「安全で安心して暮らせる地域社会の形成」の達成を目標に道路整備とあわせて、がけ崩れから生命・財産を守るため、急傾斜地対策施設整備を行う。	ー 百目木ほか1箇所の施設整備を図る。
i		砂防調査費	土木部 砂防課	5,300			砂防整備予定箇所の基礎資料を得るため、測量調査及び基本設計等を実施する。	境沢ほか34箇所の調査計画を実施した。 山中沢の測量・調査を実施する。
i		地すべり調査費	土木部 砂防課	11,500			地すべり変状があった箇所の調査・観測を実施する。	赤坂ほか5箇所の調査・観測を実施した。 利田ほか2箇所の調査・観測を実施する。
i		急傾斜地調査費	土木部 砂防課	1,500			急傾斜地整備予定箇所の基礎資料を得るため、測量調査及び基本設計等を実施する。	東ほか20箇所の測量・調査を実施した。 五枚沢の測量・調査を実施する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		漁港海岸保全事業(交付金)	土木部 港湾課	175,000	H22	H26	波浪による被害から海岸を防護し国土の保全に資するため海岸保全施設を計画的に実施する。 ・釣師浜漁港海岸 ・真野川漁港海岸　計２箇所	釣師浜漁港海岸１箇所で海岸保全施設を計画的に実施した。 ２箇所において計画的に事業を実施する。
ii	5	県有施設耐震改修事業（県立学校）	教育庁 財務課 施設財産室	625,185	H19	H25	大規模な地震による児童・生徒等の安全確保及び地域住民の応急的な避難施設としての機能確保のため、耐震対策が必要な県立学校施設の耐震改修計画、改修工事等を行う。	(1)　校　舎：耐震改修事業　　13校 (2)　体育館：耐震改修事業　　2校 耐震性能Ｄランクの建築物を優先して取り組む。
ii	5	大規模改造事業（耐震化推進事業）	教育庁 財務課 施設財産室	81,073	H15	H25	老朽化した学校施設の機能を回復する大規模改修とともに耐震改修を併せて行い、大規模な地震による災害時には応急的な避難施設となる学校施設の安全性を確保する。	(1)　校　舎：耐震化推進事業　14校 （6月補正　12校） （9月補正　7校） (2)　体育館：耐震改修事業　　3校 昭和５６年以前の旧耐震基準の棟を対象に、大規模改造を進める。
ii	5	緊急橋りょう改修事業 道路橋りょう調査事業 （一般単独） 地域活力基盤創造事業（道路）	土木部 道路管理課	329000 35,000 80,000	－	－	・地震被災時の円滑な緊急活動、緊急物資輸送、復旧活動等の支援に際し、重要となる緊急輸送路の機能を早急に確保するため、橋脚の補強や落橋防止装置の設置など耐震対策を実施するもの。	緊急輸送路における24橋について耐震対策を完了し、進捗率は93%(237橋/255橋)となった。 緊急輸送路における12橋について耐震対策を完了する予定。進捗率は98%(249橋/256橋)となる予定。
iii iv	5	（組替新）住宅安全ストック形成事業	土木部 建築指導課	5,137			・安全安心耐震促進事業 木造住宅の耐震診断事業を行う市町村に対する補助を実施する。（120戸）	木造住宅の耐震診断事業（160戸） 安全安心耐震促進事業（120戸）
iv	5	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業	保健福祉部 障がい福祉課	576,744	H21	H23	民間社会福祉施設等の耐震化等を円滑に進めるため、平成２３年度までの特別対策として、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用し、整備費用を助成する。	耐震化整備 補助件数　1件 補助額　　24.111千円 耐震化整備 補助件数　2件 補助額　　308,106千円 スプリンクラー整備 補助件数 13件 補助額　268,638千円
iv	5	災害拠点病院等耐震化事業	保健福祉部 地域医療課	2,479,384	H22	H22	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震整　備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設耐震化臨時特例交付金により造成を行った基金を活用して、整備費用を助成する。	基金造成事業のみを実施した。 ７病院において実施を予定している耐震化事業に対して、事業に要する工事費等の一部を補助する。

（様式２）施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心２－（３）安全で安心な生活を支える社会基盤の提供	③細項目コード
②細項目名	②道路、河川など社会基盤の適切な整備と維持管理による安心の確保	3232
④細項目の具体的な取組み	ⅰ　効率的な資産管理を図るアセットマネジメントの考え方に基づく計画的な維持・補修により、道路や河川管理施設など社会資本の長寿命化を推進します。 ⅱ　地域の生活道路の計画的な整備に努めます。 ⅲ　ボランティアや地域住民との連携により、道路や河川などにおける良好な環境や利便性の維持を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ⅰ	5	地域活力基盤創造事業（道路） 地域自立活性化事業費（道路修繕） 道路長寿命化対策事業 地方特定道路整備事業 長寿命化修繕計画策定事業 道路維持補修事業 舗装補修事業（県単）	土木部 道路管理課	927,000 81,000 252,000 927,000 20,000 4,081,670 649,059	-	-	福島県が管理する約4,500橋についても、昭和30年代から昭和40年代にかけて整備されたものが多く今後20年で建設後50年を経過する橋梁が全体の6割に達するなど、急速な老朽化の進行による補修費用の増大が危惧されている。 このため、維持管理費用の縮減と施設の長寿命化を図るため、これまでの対症療法的な管理手法から、予防保全的な管理手法への転換を図り、緊急輸送路など重要な路線から順次補修工事を進めている。	H21年度では58橋の長寿命化対策を実施。施設の長寿命化と安全安心の向上が図られた。 H22年度では、総合計画における指標の目標値（対策実施橋梁数の合計が132橋）以上を達成することを目標とする。
ⅰ ⅱ		生活基盤緊急改善事業（企画技術）	土木部 土木企画課	1,163,900	H13		（1）住民の日常生活で支障となっている様々な問題・課題に対して、迅速に解決を図る。 ア　お年寄りや障害のある人も安心して暮らせる環境の改善 イ　通勤・通学者が利用しやすい安全で快適な環境の改善 ウ　その他、地域住民や要望が強い生活に密着した、小規模な整備改善 （2）地域住民からの要望がある箇所について、施設を適切に改善（更新、維持）し、施設の長期活用を図る。	704箇所で事業を実施した。 うち、緊急経済対策として1月補正・2月補正予算で追加した408箇所についてはＨ２２に繰越。 176箇所で事業を実施予定。
ⅰ		（新）海岸堤防等老朽化対策緊急事業(交付金)	土木部 河川整備課	226,000	H22	H24	老朽化等により堤防の機能が確保されていない箇所について、既設堤防の機能回復を図るため、堤防改良を行う。	角部内海岸ほか1海岸において、堤防改良を実施 角部内海岸ほか1海岸において、堤防改良を実施
ⅰ		海岸維持管理経費	土木部 河川整備課	11,362			機能が低下している海岸保全施設の補修を行う。	南海老海岸ほか2海岸において補修を実施 請戸海岸ほか4海岸において補修を実施
ⅰ		河川維持管理経費	土木部 河川整備課	112,800			機能が低下している河川管理施設の補修を行う。	笹原川ほか26箇所において補修を実施 小国川ほか30河川において補修を実施
ⅰ		ダム維持管理経費	土木部 河川整備課	88,864	H17	H23	管理ダムの各施設において、維持管理上支障を来している事象について、必要最低限の改修、補修工事を行い、施設の延命化を図る。	高柴ﾀﾞﾑ貯水池の堆砂を軽減 東山ﾀﾞﾑ管理用発電３カ年計画の初年度分の補修を実施 高柴ダム、四時ダム、東山ダム、こまちダム、小玉ダムにおける施設改修等を実施
ⅰ		ダム管理設備修繕事業	土木部 河川整備課	104,800	H19	H22	真野ダムの管理用設備の更新を行う。	ダム処量装置（ダムコンピュータ）の更新を実施 ダムの通信・監視システムの更新を実施
ⅰ		（新）ダム管理設備修繕事業（交付金）	土木部 河川整備課	178,685	H22	H24	真野ダム及び日中ダムの管理用設備の更新を行う。	年次計画に基づき各種施設の更新を実施 年次計画に基づきH22年度分の更新を実施
ⅰ		砂防施設維持管理費	土木部 砂防課	102,307			経年・老朽化等により機能低下した既設砂防施設の機能回復を図る。また、砂防指定地等の定期的監視を行う。	８管内の施設維持補修と定期監視を実施した。 滿川ほか１８箇所の維持補修と８管内の定期的監視を行う。
ⅰ		地すべり施設維持管理費	土木部 砂防課	16,470			経年・老朽化等により機能低下した既設地すべり施設の機能回復を図る。また、地すべり地域の動態観測を行う。	湯の上ほか５箇所の維持補修と大利の動態観測を実施した。 猪の鼻ほか２箇所の維持補修を行う。
ⅰ		急傾斜地施設維持管理費	土木部 砂防課	42,660			経年・老朽化等により機能低下した既設急傾斜地施設の機能回復を図る。また、施設の健全性を調査し、補修の必要箇所を把握する。	８管内の施設維持補修と田の入ほか９箇所の調査を実施した。 松戸原ほか９箇所の維持補修と春日町ほか１２箇所の調査を行う。
ⅰ		港湾維持管理事業	土木部 港湾課	144,166			小名浜港ほか６港の港湾施設について良好な維持管理を行い、機能低下の防止、荷役作業の安全確保及び危険防止を図るとともに、港湾環境を良好に維持する。	小名浜港ほか５港で事業を計画的に実施した。 小名浜港ほか６港で事業を計画的に実施する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		漁港高度利用整備交付金	土木部 港湾課	110,000	H17	H24	富岡漁港ほか3港において、水産物の安定供給体制を確保するため、漁船の安全な係留や作業の効率化などの漁港機能の高度化を図る。	富岡漁港ほか4港で事業を計画的に実施した 富岡漁港ほか3港で事業を計画的に実施する
i		港湾保安対策事業	土木部 港湾課	122,798	H16	H22	重要港湾相馬港、小名浜港において、海上人命安全条約に基づく港湾保安対策を行う。	適正な保安対策を行った 適正な保安対策を行う。
i		漁港維持管理事業	土木部 港湾課	67,163	H16	H24	松川浦漁港ほか9港の漁港施設について良好な維持管理を行い、漁港機能の維持、保全及び運営をおこなう。	松川浦漁港ほか9港で事業を計画的に実施した。 松川浦漁港ほか9港で事業を計画的に実施する。
i		漁港改良事業	土木部 港湾課	6,590			松川浦漁港ほか2港の漁港区域内の漁港施設並びに漁港海岸保全施設の「安全で使いやすい施設」の整備を図るため、短期間で事業効果が発揮できる小規模な施設の新設、改良を行う。	真野川漁港ほか3港で事業を計画的に実施した。 松川浦漁港ほか2港で事業を計画的に実施する。
i		漁港調査事業	土木部 港湾課	4,200			漁港及び漁港海岸の整備基礎資料を得るため、事業実施予定箇所の調査を行う。	松川浦漁港ほか9港で事業を計画的に実施した。 松川浦漁港ほか9港で事業を計画的に実施する。
i		広域漁港整備事業	土木部 港湾課	130,000	H14	H26	松川浦漁港、請戸漁港で、外郭施設、水域施設を整備し、所属漁船の利用を確保し、水産物の安定供給体制を構築し、また用地舗装、係留施設の改良補修により、安全で効率的な漁労環境を確保し、生産労働効率化に寄与する。	請戸漁港において事業を計画的に実施した。 松川浦漁港、請戸漁港で事業を計画的に実施する。
i		水産物供給基盤機能保全事業	土木部 港湾課	66,000	H21	H23	相馬双葉地区で、老朽化した外郭施設、係留施設の計画的、体系的な管理により施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。	相馬双葉地区で、事業を計画的に実施した 相馬双葉地区で、事業を計画的に実施する
i		漁港環境整備統合補助	土木部 港湾課	120,000	H18	H23	富岡漁港において、景観の保持、美化を図り快適で潤いのある漁港環境を形成し併せて作業効率、作業安全性の向上に資するため漁港環境施設を整備する。	富岡漁港で事業を計画的に実施した。 富岡漁港で事業を計画的に実施する。
i		小名浜港荷役機械管理運営経費(経常経費)	土木部 港湾課	16,918	H16	H22	小名浜港に設置されている荷役機械を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港荷役機械管理運営経費(行政経費)	土木部 港湾課	69,943	H16	H22	小名浜港に設置されている荷役機械を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港上屋管理運営経費(経常経費)	土木部 港湾課	4,368	H16	H22	小名浜港に設置されている県営上屋を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港上屋管理運営経費(行政経費)	土木部 港湾課	2,552	H16	H22	小名浜港に設置されている県営上屋を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i		小名浜港船舶給水管理運営経費	土木部 港湾課	24,836	H16	H22	小名浜港に設置されている県営の船舶給水施設を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港港湾施設管理運営経費(経常経費)	土木部 港湾課	2,703	H16	H22	小名浜港内の野積場、港湾施設等を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港港湾施設管理運営経費(行政経費)	土木部 港湾課	28,959	H16	H22	小名浜港内の野積場、港湾施設等を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		相馬港上屋管理運営経費	土木部 港湾課	2,654	H16	H22	相馬港に設置されている県営上屋を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		相馬港港湾施設管理運営経費	土木部 港湾課	4,578	H16	H22	相馬港内の野積場、港湾施設等を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		相馬港船舶給水管理運営経費	土木部 港湾課	4,580	H16	H22	相馬港に設置されている県営の船舶給水施設を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		相馬港荷役機械管理運営経費	土木部 港湾課	8,035	H16	H22	相馬港に設置されている荷役機械を適正に管理運営する。	適正な管理運営を行った。 適正な管理運営を行う。
i		小名浜港荷役機械建造事業	土木部 港湾課	150,100	H21	H23	重要港湾小名浜港の荷役機械7－2号機が、設備の老朽化により部分疲労、機器消耗が顕著となっていることから,安定した荷役を確保するために、部分更新を2カ年で実施する。	計画的に改修を行った。 計画的に改修を行う。
i		空港維持管理事業	土木部 空港施設室	238,074			飛行場及び航空灯火等の機能を確保し、適切な空港の運営を行うため、空港施設の維持管理を行う。 ○事業の概要 1　航空灯火・電気施設管理事業 2　空港土木施設管理事業 3　空港除雪事業 4　電波障害対策施設管理事業等	福島空港が安全かつ適正に管理・運営された。 福島空港を安全かつ適正に管理・運営する。
i		空港調査事業	土木部 空港施設室	8,235			空港の現況把握や、将来の施設機能を検討するため、各種調査等を行う。 ○事業の概要 1　騒音影響調査事業 2　電源局舎耐震調査事業	1　騒音調査の結果、基準値内にある。 1　騒音調査を実施し、航空機騒音対策の基礎資料とする。 2　電源局舎の耐震診断を行う。
i		空港整備事業	土木部 空港施設室	84,000			滑走路中心線灯等の電源の高質化 ・滑走路中心線灯、滑走路終端灯の2次電源切り替え時間を1秒以内に改良するため、定電流調整器用電源装置（CCR-U)を設置する。	滑走路中心線灯等の電源の高質化のための設計を行った。 定電流調整器用電源装置（CCR-U)を設置する。
i		地域活力基盤創造事業(空港建設)	土木部 空港施設室	6,200			(一) 福島空港西線は、福島空港の滑走路、誘導路等の下を通り、緊急輸送路にも指定されていることから、空港機能と緊急輸送路を確保するため福島空港地下道（BOX)の耐震調査を行う。	－ 福島空港地下道（BOX)の耐震調査を行い、耐震対策の有無を判断する。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i iii		都市公園管理事業(一般)	土木部 まちづくり推進課	177,040	H10	H22	供用している6箇所の都市公園について、都市公園の目的・機能を十分に発揮できるよう都市公園施設の適正な管理を行う。	供用している6箇所の都市公園で、適正な維持管理を実施した。 前年度に引き続き、6箇所の都市公園で適正な維持管理を実施する。 また、ボランティア団体による美化作業を推進していく。
i		都市公園管理事業(行政)	土木部 まちづくり推進課	671,702	H10	H25	供用している都市公園について、都市公園の目的・機能を十分に発揮できるよう地方自治法第244条の2第3項に基づき、「指定管理者」に移行した3箇所の都市公園施設の適正な管理を行う。	3箇所の都市公園で指定管理者による適正な管理を実施した。 前年度に引き続き、3箇所の都市公園で指定管理者による適正な管理を行う。
i		公園整備事業	土木部 まちづくり推進課	201,807			供用している6箇所の都市公園で、公園利用者の安全・安心を確保するため、老朽化施設の計画的な改修や維持管理、緊急的な修繕など計画的な整備を行う。	6箇所の都市公園で、公園利用者の利便性向上や安全確保を図るため、老朽化施設の更新、案内板の改修や新設、転落防止柵の設置や芝生管理を実施した。 前年度に引き続き、6箇所の都市公園で、公園利用者の利便性向上や安全確保を図るため、老朽化施設の更新、案内板の改修や新設、転落防止柵の設置や芝生管理を行う。
i ii		都市公園整備事業(交付金)	土木部 まちづくり推進課	200,000	H22	H22	都市公園の施設整備や老朽化施設の更新を行う。 ・東ヶ丘公園　園地整備工A=0.35ha 用地買収 ・あづま総合運動公園　施設改修工 ・逢瀬公園　施設改修工 ・いわき公園　施設改修工	東ヶ丘公園で13.8haの整備を実施し、事業認可面積89.6hの内、35.0haを供用した。 また、あづま総合運動公園、いわき公園、福島空港公園で施設の更新を実施した。 東ヶ丘公園で0.4haの整備を行い、供用させる。 また、あづま総合運動公園、逢瀬公園、いわき公園で施設の更新を行う。
i		簡易水道等施設整備費補助事業	保険福祉部 食品生活衛生課	8,366	S49	H22	水道未普及地域の解消を図るとともに、老朽化施設の改良を推進するために、財政力が脆弱(財政力指数0.3以下)で、かつ水道普及率が低い(90%以下)市町村が行う国庫補助事業に対し、県費による支援を行い、水道施設整備の促進を図っている。 【補助率】 ①水道未普及地域解消事業:10%以内 ②生活基盤近代化事業(施設の改良):7%以内	柳津町、塙町、平田村が実施する5事業に対し、補助金を交付した。 ①水道未普及地域解消事業:2事業 ②生活基盤近代化事業:3事業 柳津町、平田村が実施する2事業に対し、補助金を交付する予定である。 ①水道未普及地域解消事業:1事業 ②生活基盤近代化事業:1事業
ii		道路改築事業費	土木部 道路整備課	5,810,300	―	―	地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて、地方公共団体からの要望が強い特定の道路を補助事業に単独事業を効果的に組み合わせて行う。	【県道(改築)】 ①事業箇所数　47箇所 ②完了箇所数　3箇所 二本松金屋(高木), 石井大子(茗荷)外 【県道(改築)】 ①事業箇所数　47箇所 ②完了箇所数　6箇所 川俣安達(沼袋), 別舟渡(高寺)　外
iii		うつくしまの道・サポート制度	土木部 道路管理課	―	H12	-	・ボランティア活動の活性化や行政への参加意欲の高まりなどを背景として、地域住民やNPO、企業社員グループなどと道路管理者、市町村の三者が協働して、道路の清掃、美化活動並びに歩道の除雪を行うもの。 ・県では、「うつくしまの道・サポート制度」において平成12年度より道路の清掃、美化活動についての支援を行っており、平成16年度からは歩道の除雪についても支援を行っている。	うつくしまの道・サポート制度の合意団体数:155団体(H21.4.1現在) うつくしまの道・サポート制度の合意団体数:161団体
iii		道路愛護活動支援事業	土木部 道路計画課	2,688	16		ボランティアや地域住民との連携により、道路における良好な環境や利便性の維持を図るため、次の支援を行う。 ・道路愛護団体が道路美化作業を行う際の傷害保険加入支援。 ・道路愛護団体が道路美化作業を行う際に使用する作業物品の支給。 ・「道路ふれあい月間」、「道の日」にかかる道路愛護啓発事業。	・県内59市町村において、のべ約20万人(河川美化作業含む)が傷害保険の対象となり、道路美化作業を実施。 ・各建設事務所を通じて、市町村及び道路愛護団体に作業物品を支給し、道路美化作業を実施。 ・「道の日」にかかる標語をいれたうちわを作成し、道路愛護啓発事業を実施。 県内の全市町村で活動を継続し、地域住民等との連携強化により、道路環境と利便性の維持に努める。
iii		河川愛護関係経費	土木部 河川計画課	1,588	H16	H23	①クリーンアップ作戦関係経費 ②河川愛護団体活動支援経費 ③河川愛護団体表彰経費	①河川クリーンアップ作戦の実施 ②団体への活動支援 ③団体への表彰 ①河川クリーンアップ作戦の実施 ②団体への活動支援 ③団体への表彰

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iii		河川維持管理経費	土木部 河川整備課	3,940			うつくしまの川・サポート制度により河川美化清掃活動等のボランティア活動を支援する。	(目標) 合意書締結団体：38団体 (実績) 合意書締結団体：42団体 (目標) 合意書締結団体：40団体